

何を、成るべく詳しく記すのが作法であります、又面あたり人を紹介するのには、品位の高い人から順次にすべきものでありますが、中に婦人がある時は、婦人から先へするものが例であります、又自分の家族を紹介する時は「父某」「妹某」と申しますのが本當ですが、略して名を省くのが通例となつてをります、特に夫が妻を紹介する場合には「妻」とのみ云ふ習慣になつてゐます、汽車中などでほんの一時の知り合ひになると云ふ様な場合には、同行者を紹介する必要はありません。

慶事の贈答

婚禮、新宅開き等祝ひ事の贈り物には、縦令價高きものでなくとも、祝の記念として、

凶事の贈答

凶事の贈り物は全く前と反對で、直ちに消耗すべきものが便利でもあり、後に愁の種を遺すこともなくて宜しい、金匱を贈ることもありますが、通常葬儀には蠟燭、線香、干菓子、造花等を贈り、病氣には病人の差支へにならない滋養品、水菓子、又は病苦を慰むべき美しき花、面白い繪などをよしとし、火災水害等の際には、衣類の材料、食器類など調法なものを數多く贈るのが適當であります、又食品類を贈るのもこう云ふ場合には適してをります、病氣見舞の返禮には、祝宴を開き又餅、赤飯を配りますが、其外の返禮は、凡て舊通りになつてから宴會など開く者もありますが、大

永く保存することの出来るものが第一であります、通常祝儀には末廣、島臺、積綿、雁鴨、巻絹、奉書紙、松魚節、吳服切手等を用ひ、新宅開きには花瓶、置物、掛軸、額、置棚、其外茶器、菓子器等の世帯道具を贈り、又出産には産衣若しくは産衣にすべき反物、頭巾、涎掛の類を贈り、賀壽には幅物、置物など最も恰好であります、返禮には普通宴會を開きて客を招ぎますが、袱紗、鳥の子餅、赤飯などを配り、又賀壽の返禮には、老人の揮毫した扇面、盃などを贈ることもあります、凡て自分より身分優れたる人には返禮を薄くし己れの方若し上輩ならば贈り物より勝れたる返禮をなすのが禮であります。

方は挨拶に廻るだけで足りてをります。

見舞の心得

(一)病氣見舞 まづ取次の者に來意を告げ、病氣の容體を聞き、若し差支なければ病人に面會するもよいが、極近親の間柄を除くの外餘り面會を求むべきではありません、何故かと云へば、見舞客のある間、病人も多少談話をしたり、心遣ひをしたりします、又縱令そんな事がないにしても、自分の爲に藥や食事の時間を遅らせたり、便通を遠慮したりし、軽い患者にありては、窮屈を忍んで床の上起き直らうなどするものです、之等の事は病氣を重らせ、却て見舞の主旨に背きます、止むを得ずして、病室に通る患者に面會しても、

決して長居すべきではありません、

(二)火事見舞 火事見舞には、成るべく其家人を見知れる屈強なる男子を伴れてゆくのが宜しい、又自ら行かない場合には、名刺を持たせ又定紋の提灯を持たせて遣はすべきであります、時としては火事にあつた家の人々を自分の宅へ迎へ、又手傳ひにいつてゐる人に炊き出しをして、辨當を送る手筈も必要であります、此辨當には握飯に梅干、味噌漬等が最も便利であります。

(三)風水害見舞 凡て是等の災害の時には、大概其當時には行かれぬものでありますから治まつたら出来るだけ早く行つて之を慰め、救助や手傳ひの方法を講ずべきであります、凡てこれ等の天災地變には、衣服器具を贈物

終ひには全く忘れて了ふ様になりませう、贈り物をするときぬとは其人との間柄によることとで定めることは出来ません。

(五)弔忌見舞 弔ひ及病中の見舞には、先方の不幸に同情する意味の通ずる様、成るべく華麗やかならぬ、質素な黒ずんだ服装をして行くべきであります、先方にいつたならば其家族の者を慰め、生前の有様病中の様子などを詳しく聞き、虚禮らしくなく、真情からしめやかに其死者の美德を稱へ、遺族に同情を表はすべきものであります、然し餘り多く死んだ人の事を談るのは、徒に家族の悲哀を増さしむるに過ぎませんから、程加減にすることも必要であります。

(六)留守見舞 先づ旅にある人の安否と、留

とし手傳人を遣はすのは適當であります、

特に水害で最も困難するのは飲料水であります、家屋にまで浸水する様な場合には、勿論井戸水の設けの立つ筈はなし、用心よく多少汲んで置いておいても、或は濁水が混じり、或は飲み盡して了ふものですから、先づ第一に飲料水を送ることを忘れてはなりません、次には握飯及漬物の類です、これは縦令米や味噌があつても水もなく薪炭もなくては、どうすることも出来ぬからであります。

(四)寒暑見舞 平常繁く往來せぬ間柄にても寒暑の如き季節には、互に其機嫌を見舞ひ合ふのがよろしうございます、日頃忘れた様にして居て、季節にはから御機嫌伺ひをするのは虚禮の様ですが、若しそれすらなかつたら

まれる家族の機嫌とを聞き、若し辨すべき用事ならば、遠慮なく申聞けられたき旨申込むが宜しい、時としては主人夫婦不在にて、留守の者に取扱い難いこともあれば、さう云ふ場合には、勉めて親切に世話して遣るべきであります、併し餘り立入つた事まで臆面なく處理するのは、不慮の疑ひを受ける基となることもあれば、特に主人より依頼を受けた時の外すまじきこととあります。

贈答上の注意

●見舞の贈物 凶事の贈答の項を見よ。
●季節の贈物 年玉は年始廻禮に持参するもので、海苔、砂糖、手拭、紙等を多く用ゐます、上巳には内裡籬、籬道具、榮螺等を贈

り端午の祝には幟、鯉幟、兜人形等と定まつてをります、又中元即ち盆の廻禮には素麺、白玉粉、葛粉、砂糖、乾物類を贈り、歳暮には砂糖、鮭、昆布、酒、羽子板、下駄の類を贈るのが通例であります。

●熨斗及水引の法式——熨斗は包みの右上の程よき所に貼り付け、又は水引の右の方に挟んで置いても宜しい、何れも包紙と品物に相應するものを用ひ、無暗に大きなもの又は餘り小さいものは用ひぬが好い、又長熨斗は儀式用で、奉書等の紙に上下を出して包み、水引をかけ、三方又は白木の臺に据ゑて用ふるのであります、水引は普通の進物には赤い方を右にして花結びとし、婚禮の祝物等には結び切りとし、包紙も二枚用ひ水引も二本揃へ

い、是れ以外のものは懸望せられたもの、外人に送るのは失禮です。

●手紙贈答の心得——良人ある女が、良人以外の男子と手紙のやりとりをする場合には、

豫め夫の承諾を得ることが必要であります凡て手紙は秘密を守るべきで、封するのが普通であります、紹介状に限つては開封のまま之を持参する人に與へます、紹介書を郵送せられた場合には、之れを承諾するならば自分て尋ねて行くか、自宅へ招いて面會するかせねばなりません、若し面會を好まないならば、其よし返書するか、唯名刺を送つて答禮するかせねばなりません、如何なる場合でも人から手紙を受取つて、返事を出さないと云ふことは、失禮の甚だしいものであります、

てかけます。凶事には黑白の水引を、黒を右にして結び切りとして用ふるのが正式であります、紅白のものを反對にして用ひたり、又略して元結を用ふることもありますが、何れも結び切とすべきものであります。

●寫眞贈答の心得——男子が女子より寫眞を望まれたる時には直ぐに送るが好い、併し服装の嚴格なものでなければ送つてはいけません、又男子の方から女子の寫眞を懸望すべきものではありません、女子とても再三弱年の男子に寫眞を懸望するのはよくありません、又其新郎の外若年の男子に與へてはいけません、一般に先方より寫眞を送られた場合には必ず自分の寫眞をも送るべきものです、それから贈答用の寫眞は手札形の一人寫しが宜し

用事のあるときは無論ですが、たとへさしたる用事はなくとも、返事は必ず出すべきものです。

婚禮の作法

●結納の心得——結納は縁談の纏まりたる印で、五荷五種とか、三荷三種とか、分限に應じて式法がありますが、普通には男子の方より、帯地に酒肴其他附屬品を添へて贈り、女子の方よりは、袴地に酒肴其他附屬品をそへて贈るのであります、然し今は帯代袴代などいつて金子を贈り、目録のみを送つて現品の贈答をしないものも珍しくはありません、其金額は、雙方同じのが禮であります、近頃は男子の方から五十圓贈れば、女子の方

からは三十圓、或は二十五圓贈るといふ割合にするものもありません、扱結納取換は、兩家

同じ時刻に使用を出すのが禮

であります、贈物多ければ釣

臺に載せ、先方の家に到り其

旨を述べて贈物を差出す、受

取りたる方は之を座敷に整へ

父母座に着き、結納請取の挨

拶をなし、目録の全部を書取

り、終りに「右御目録の通り

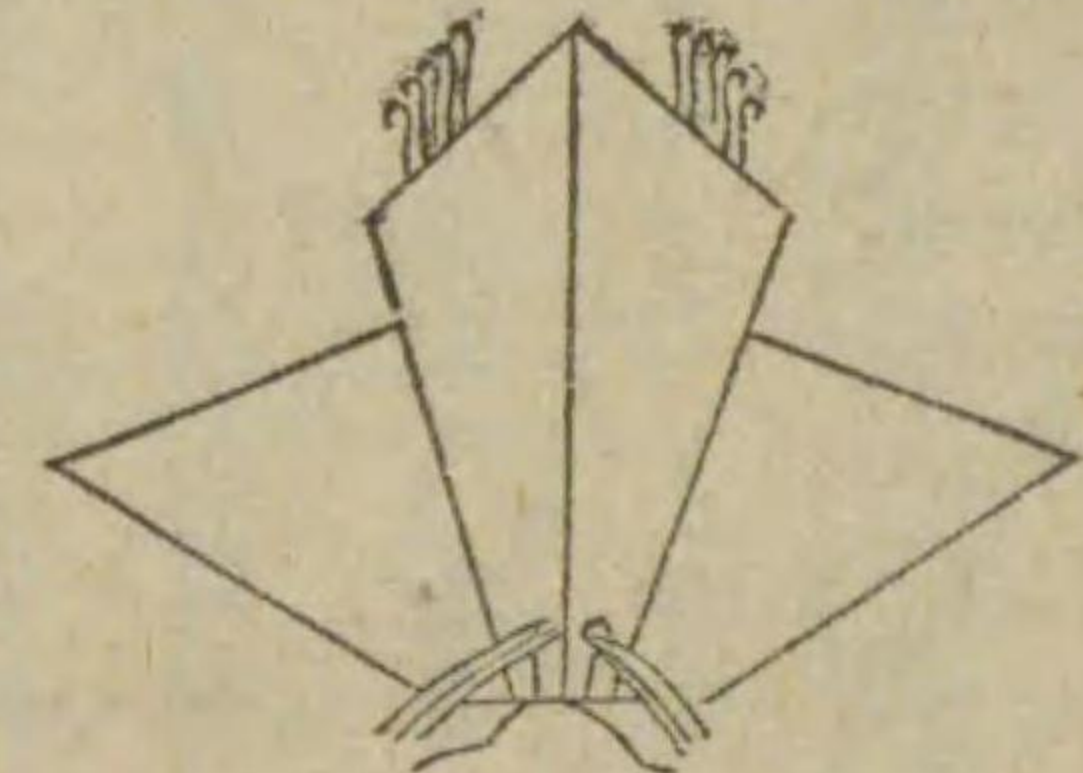
幾久敷受納仕候」とかき

て使者に渡し、茲に祝宴を張

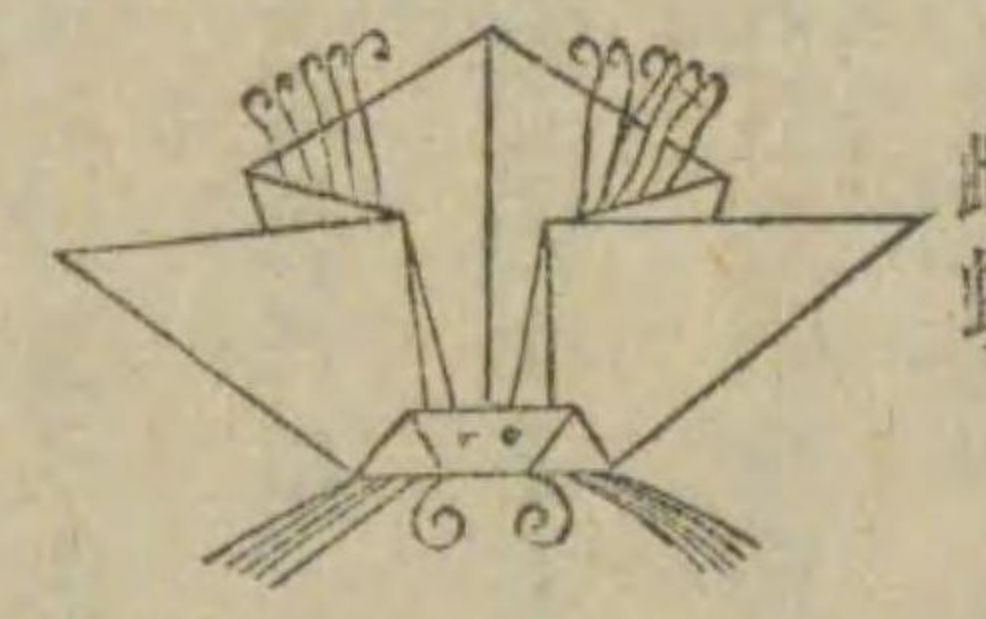
り、媒妁人初め關係の人々を

饗應するのであります、媒妁人は此日雙方の

間に往來して結納取換に立會ふものであります



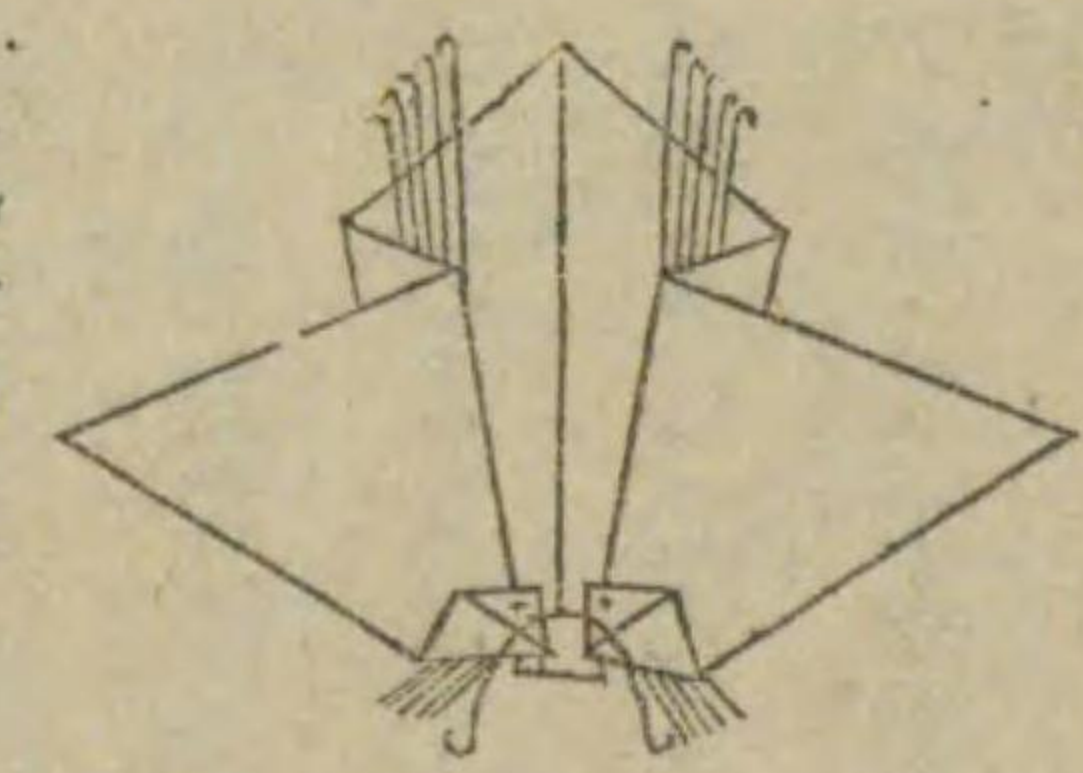
雄蝶



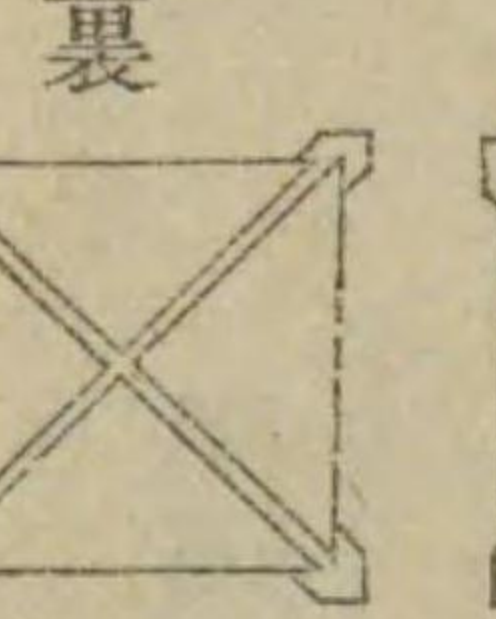
雌蝶

す。◎結納目録の書き方——結納贈物は、大高檀

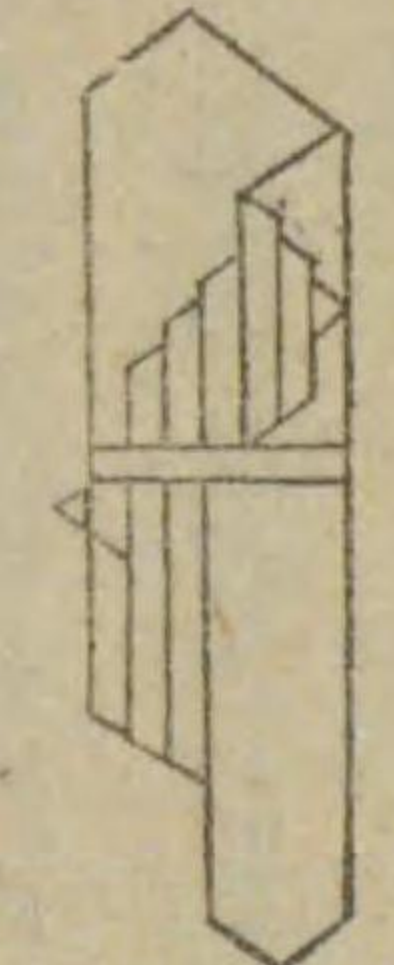
同裏



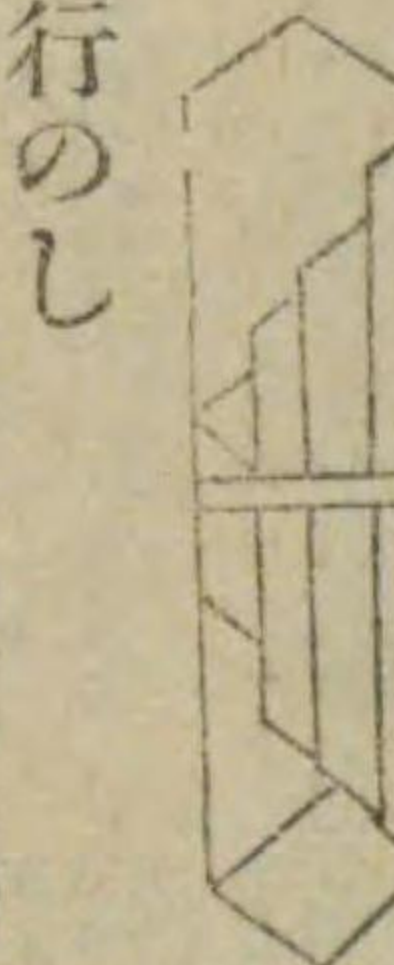
瓶子の口



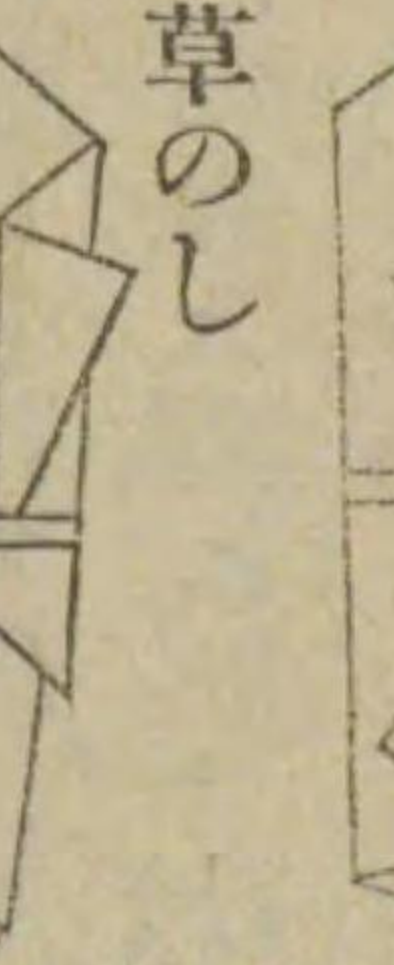
こんぶ



行のし



草のし



ごまのし

紙或は奉書を三枚重ねて包み、紅白の水引二本にて引結びに結び、其尖端を早蕨の如くに

◎婚禮の服装——新婦の服装は、黒の地着し

染五ツ紋高裾模様或は曙染、間着は緋無垢、

下着は白羽二重無垢が通常であります、上着

が縮緬なれば間着は緋縮緬とし、上着が羽二

重若しくは紋羽二重ならば同じ品の間着が宜

しい、若し新婦が中年なれば、間着も緋でな

く下着と同じく白無垢を用ふるが適當であり

ます、何れも襦袢は白羽二重を用ひ、肌着腰

巻も之に準ずるのが好い、これに絲錦、綴織

縞珍、厚板等の帯を用ひて、婚禮の式に臨む

ものもあれば、或は別に白地或は赤地の紋綸

子の襦袢を用ひ、間着を緋とし下着を白羽二

重としたるものを以て式服とし、又は古風の

通りにすべて襦袢とも白羽二重を以て式に臨

むもあります、此の時には綿帽子又は練絹の

巻き、これを白木の臺に載せるを通例とし、之を老の波と云ひます、目録の認め方は通常左の通りであります。

(男子の方)

帶地	一臺
壽留女	一臺
志良賀	一臺
子生婦	一臺
末廣	一臺
勝男武士	一臺
家内喜多留	一荷
以上	

(女子の方)

袴地	一臺
勝男武士	一臺
志良賀	一臺
子生婦	一臺
末廣	一臺
壽留女	一臺
太類	一荷
以上	

これを大奉書又は大高檀紙の二枚重ねに、裏に染み出でぬ様認め、七ツに折りて同じ紙で上包をなし、表面に目録と書き、品物と同じ白木の臺に載せるのであります。

帽子を被ります、猶略して薄色の裾模様ある紋付に、共無垢二枚又は更紗形の無垢など用ふる簡便なものもあります、又夏の衣裳には普通通絹を用ひます、薄色の高裾模様、重ねは紅麻布又は白絹、肌着襦袢等すべて晒麻布、帯には紹繻珍、其他は冬物と同じ物を用ひます。

●婚禮の席の儀式作法眞行草——婚禮の儀式に眞行草の三體あることは、昔から禮法家の稱へる所で、その眞行草の三體に、亦各上中下の三通りの區別があります、凡て禮式は習慣の型で、時代々々によりて推し移つて行くべきものでありますから、強ち古法をのみ正式として泥むことはよろしくありません、殊に眞行の體を以てする鄭重なる婚儀は、豫め禮法家に就いて、其指揮を受け練習しな

ればなりませんから、先づ一般の家庭には必要なきことであります、今極く簡単に草の略について言へば、輿入の當日は媒妁人或は其妻女のみ附添ひて新婦を新郎の家に導き、其兩親は後で改めて舅入すべきが本儀であります、大抵は同時に舅入をも済まします、殊に新婦の兄弟や姉妹で、獨立すべき年頃に達した者は、一所に連立つが習はしてあります、式は新郎の家に於て行ふのが正しいのですが今は便利上料理屋の静な座敷などで行ふものもあり、新婦が祝言の盃所謂三九度の盃の式だけは自宅で行ひ、祝宴のみ料理屋で開くのが宜しうございます、扱て祝言の盃終れば親族の盃に移り、次に饗宴に移るので饗宴には新婦の親戚、媒妁人夫婦

妻、待女郎等列席し一順の盃事済み、燗酒も出て宴酬となれる頃、折を見て待女郎又は媒妁人の夫人は、新郎新婦を別席に誘ひてここで食事をなさしめ、徐かに閨房に入らしむるのであります。

●里披及聳入——婚禮後三日目か五日目に、新郎の方より贈られた定紋付帯等をまとひて初めて里方にゆく、之を里披きと云ひます、

此日には婿を初め舅姑及親戚など打ち連れに行きます、此際に或は初めて嫁の親戚と對面して懇親になるもあり、聳入と同じ日にするものもあり、或は二日過ぎて行ふものもあり、區々であります、聳入には新婦は新婦の家族に土産物を持参し、近親のもの同伴し、且つ里方でも親戚を招いて御馳走をいたします。

●配り物——紅白の鳥の子餅に鯉節を添へたのが普通であります、或は赤飯に鯉節をつけたのもあり、或は紀念としてこれを容れる折箱を重箱の様につくり袱紗をかけた儘贈るもあり、又めてたき西洋菓子配つて代用するものもあります。

凶事の作法

●葬式——葬式には神葬式、佛葬式、耶蘇教式等種々ありますが、何れにしても冠婚葬祭と云つて人の四大禮の一でありますから、充分莊嚴に營まなければなりません、親族や遺族は勿論のこと、一般會葬者に至るまでいかに静肅に哀悼の意の溢る、様ありたいものであります、葬式の途上高聲で話しをしたり

笑ひ乍らあるいたりするのは、死者に對して禮を缺くのみならず、遺族の感情を害します又會葬者が死者の家に行つた場合には、まづ簡單に親切に悼みの詞を述べ、決して死者の病狀や臨終の様などを繰り返して問ひ、歎きを加ふる様の事をしてはなりません。

●焼香——これは佛式に於てのみ行ふ靈前作法で、先づ靈前三尺ばかりの所に一拜し更に進んで三度び香篋中の香を撮んで香爐に投じ、又最敬の拜をなし、三步退いて還るのてであります、座禮でありましても、要領は同じであります。

●喪服——今日では一般に特製の喪服を着けることはありませんが、相當の身分ある人が喪主として葬送に列するには、薄黒色の麻を

毎五十年に法事を營むのが例であります、法事には一體精進料理ですが、東京などでは魚類を用ひ、又十七回忌位となれば多少祝の意をも兼ねて魚類を用ひます。

●忌服——古來忌服令と云ふがあつて、其親族の等級に隨ひ、左記の日數だけは喪に服し慎しんで引籠ることになつてゐます。

親族	忌日數	服日數
父 母	五十日	十三月
養父 母	三十日	百五十日
嫡母 母	十日	三十日
繼父 母	十日	三十日
夫	三十日	百五十日
妻	二十日	九十日
嫡子 子	二十日	九十日
庶子 子	十日	三十日
養子 子	十日	三十日
夫の父母	三十日	百五十日
祖父 母	三十日	百五十日

以て製したる喪服を着けます、普通の人は斯う云ふ喪服を着けるには及びませんが、葬式の日は勿論忌中は、薄黒色または鼠色など目に立たない衣服を用ふるのが相應しくあります、又西洋の例に倣ひて、帽子又は洋服の左腕に黒布を巻くこともあります。

●法事——人が死んでより七七日間を中陰と云ひ、七日毎に法事を營みます、四十九日経てば、百箇日、一週忌(翌年の祥月命日)、三回忌(翌々年)、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌等に法事を行ひます、毎月亡人忌日の前夜を速夜と云ひ、毎年死亡の日を祥月と稱へ、亦特に僧を請待し、讀經供養し又親戚を招きます、五十回忌を過ぐれば

兄弟姉妹	二十日	九十日
異父母兄弟	十日	二十日
從兄弟姉妹	三日	七日
甥 姪	三日	七日

此外重服忌となることもあります、例へば父の服忌がまだ終らぬ内に、母の服忌を受くるなどは即ちこれであり、是等の場合には後者の死去の日より、更に其服忌に服するものであります。

新年の儀式作法

先づ元日(都合によりては七日迄の間婦人は二十日まで)には親類知己を回禮して新年の祝詞を交換し、遠方へは年賀状を出します又親しき間柄にては年玉を贈ります、二日には試筆として新年初めての揮毫をなし、婦人は

仕事初めとて裁縫などの手始めなします、七日には七種粥を祝ひ又門松を取り落します、十五日には小豆粥を炊いて食べます、十六日此日は藪入とて、他家に嫁し或は雇はれて居るものが、一日の暇を得て實家に歸る日であり、二十日は二十日正月と云ひ、正月の儀式は此日を以て終るのであります、此外宮中に於て執り行はせらるゝ御儀式には一日の四方拜、朝賀、三日の元始祭、四日の御用始五日の新年宴會、八日の陸軍始、十八日の御歌會始等が御座います。

起居の作法

◎立ち方——體を眞直にして、兩方の手を少し斜めに股の所に添へ、姿勢を整へてから腰

作法にも違ふのであります。

◎坐り方——兩足の爪頭を揃へ、膝頭を合せて手は兩股に斜に添へ、左足を右足の半まで引き、まづ左の膝をつき、次に右の膝をついて、靜に音のせぬ様坐ります、手は指頭の内に向く様にして、斜めに膝の上に置くか、或は兩方の手を組み合せて膝に置くか何れでも宜しい、貴人の前では手を膝に置かず、左右とも指さきを前にして疊に着けてをるのが作法であります。

◎腰かけ方——凡て椅子にかける時は、長上の命を俟ちて後すべきもので、先づ一旦其前に靜に腰をおろして、兩足を揃へて前へ出過ぎない様にします、又大きい椅子の片隅に、窮屈さうにしてるのもよくありませんが、凭

に力を入れ、まづ左右の足尖を爪立て、さうして後右の膝を立て、姿勢を崩さないよう靜に立上るのが法であります。

◎歩き方——左足から歩き初めるのが法であります。右足から歩かざるは、右足から歩き出しても宜しい、後へ退るときは、右の足端を右へ開き、左の足を廻し乍ら、體を斜に下座の方へ向け左の足から歩き出すのであります。手は兩股に添へて、一間を普通三步半位にするゝと靜に歩むものであります、大股に歩いたり、小走りをしたり、足音を立てたり疊の縁や鬨を踏んだりすることは、最も不作法の事であり、又往來を歩くのにも、きよろゝ傍見をしたり、喧がしく下駄の音をさせたりするのは見よくないばかりでなく

れによりかゝつて反身になり、臂かけに兩臂を張つて廣がつてをるのも、無作法の甚だしきものであります、貴人の前でなければ、足を膝頭の所で軽く組む位はよろしいが禮を爲す場合には必ず椅子を離るべきであります。

◎坐禮——坐禮は全身を平にする心持で行ふべきもので、兩手の指頭を膝の前に揃へ、臂をも下に着けて八字形にし、額をこの手の合せ目につける様にして、靜に頭を下げるのであります、腰の高く上がつたり首のみ下げて首筋の明いて見えるのは、此上もなく見苦しいものです。

◎人の前を過ぐる時の心得——貴人若し坐つてをらるゝ時には、己れも其方に向き直り坐つて一禮し、立ち乍ら體を屈めて行き過ぐべ

きものであります、同輩の時には片膝をつき
 そと會釋して過ぎてよし急ぎの時ならば唯
 だ目禮して通つても差支ありません、人の前
 を通るのを何でも失禮と心得、後の狭い所を
 通り、人に迷惑をかけるのは却つて失禮の至
 りです。

●座敷出入の作法——座敷は普通床に近き方
 を上とし、入口の近き方を下としますが、間
 取の工合で一樣にはなりません、さて座敷へ
 出入するには、必ず下座の方よりし、戸障子
 は勉めて柔かに開閉すべきであります、初め
 から開いて居たならば其儘でも宜しいが、閉
 つてをつた場合には、必ず故の如く閉めて置
 くべきものです、又出入ともに鬨を踐まぬ様
 氣をつけねばなりません。

とかへ人を案内するには、まづ自ら先きに立
 つて導くのであります、又貴人を便所に案内
 した時には、己れ戸を開いて内の様子を見廻
 し、それから貴人を入れ、己れは聲の届く程の
 所に控へて待つてをるべきものであります。

物品取扱の作法

●茶の進め方——茶碗を茶臺に載せ、兩手に
 持つて客の前に跪まづき、體を少し向へす、
 めて出すのです、此際注意すべきは茶臺を濡
 らさぬことです、茶臺を持歸る必要ある時は
 茶を薦めたる儘暫く座して、客が茶碗を取る
 のを待つべきであります、若し客が氣附かざ
 る時は、黙つて歸るべきで、強て請ふのはよ
 くありません。

●戸障子の開閉——先づ引手の前に斜に坐し
 右に開かうとする時は、左手を下に着き、右
 手を引手にかけて、二寸ばかり開いて後、更に右
 の手をつき、左手を下から三四寸の所につか
 て、靜かに開けるのが作法であります、閉める
 時も同じく引手の前に斜に坐し右へ閉づるに
 は左手を下に置き、右手を以て襖の下より二
 三寸の所を持つて閉め、一二寸ばかりの所に
 て手をかへ、左手を引手にかけて閉切ります、
 左へ開けたり左へ閉めたりするのは、すべて
 前と反對にすれば宜しい、洋風室の開戸なら
 ば、右手に把子を握り、十分に捻つて音を立
 てない様に開け、體を旋らして反對の側に立
 ち又靜かに把子をとつて閉づるのであります。

●案内の仕方——別間とか、庭園とか、便所
 ●貴盆の出し方——灰吹を客より見て右の方
 火入は左の方になる様になし、客の膝から七
 八寸離れた所まで兩手で靜に押し進めるので
 あります、煙草盆、火鉢等は常に清潔にして
 置いて、用に臨んで狼狽せぬ心懸けが肝腎で
 す。

●膳の出し方——臺の彼方を我が方に廻し、
 兩脚の中へ左手を入れて受け、右手で臺の縁
 を持ち、乳より稍や高く捧げて持ち出し、客
 の二三歩前で靜に坐り下に置き、ゆがみなき
 様に直して立つて歸ります、若し臺膳でない
 ときは兩手にて縁を持つのであります、すべ
 て臺の縁の繼目の我前に來る様することは云
 ふまでもないことです。

●扇子小刀などの進め方——扇は要の方を我

う静に注ぎます。

飲食の作法

前にし左手に載せ右手を添へて持出で、左の掌上で取廻し、扇の頭の所を右手にて持ち、要を彼方へ向けて出します。團扇は右手に柄を持ち、左手にて裏を受けて進み、柄を彼方へ廻して出す。刃物はすべて刃の方を左にし、柄を彼方に向けて出すのです。其他は大凡そ扇の取扱方と同じであります。

●飯の盛り方——左手にて茶碗の糸底を持ち、杓子にて飯の中を少し左右に分け、二すくひか三すくひ餘り高く盛り上らないやう盛るのであります。

●酒の注ぎ方——酒を注ぐには、銚子なれば、鉤を右の手に持ち、左の手を口の下に添へ、爛徳利なれば右手にて徳利の下の方を持ち、左の手にて其上を受けて、盃に盛り溢れぬや

を添へて飯碗を受け、盛りて客に薦め、もとの場所に歸るのであります。

●汁のかへ方——替碗に汁を盛りて、盆に据ゑて持出で、二の膳の前に坐り、本膳の汁碗を取り下げ、其あとに新しきものを進め、取り下げたものを持つて歸るのであります。但し二度目からは盆を持つて客の前に跪き、腕を受けて退き、汁を注ぎ替へて薦むるので

●酌人の心得——先づ盆を持つて出たならば、上客の方に置き、銚子を持ち來つて、盃の側に跪き、左手に盃臺を持ち、右手には銚子を持ち、三步ばかり後に退つて跪きます。扱て盃を始むべき人が定まつたならば、其人の前に銚子を持つて行きます。それから酌

●膳の持ち方・据ゑる方・受け方——膳の持ち方据ゑる方は略ぼ膳の出し方の項に於て説明した通りで、膳の受け方は膳を据ゑる人が、主人の内室とか子女とかならば、膳を下に置かない前に、両手で受けて下に置き、両手をついて禮を云ふべく、又召使ひ等ならば、唯挨拶するのみで宜しい、引物を受ける時の心得も亦之と同じであります。

●飯のつき方——まづ飯櫃を臺に載せ、其の方に杓子を置き、両手にて持出で、中座して蓋をとり、杓子を櫃の中に入れ、立つて客の前に行き、斜に上座の方に置き、右手に左手のしやうは、先づ左の膝をつき、右の膝を少しばかり立て、酌ぐときだけ右の膝もとに突くべきもので、これは幾度も同じやり方で宜しいのであります。

●盃の上中下——銚子・盃に上中下の區別があります。三方に載せて賜はるのは上、土器を小角に据ゑ酌人の左手に載せたのは中、銚子の口に土器を載せたのは下であります。又上輩の盃は銚子より上げて持ち、中輩の盃は銚子と盃と同じ高さを持ち、下輩のものは銚子より下げて持つのが一般の禮であります。

●貴人に盃を呈するは失禮なり——目上の人に對しては、決して當方より盃を持つて行くべきものではありません。敬意を表する

爲ならば、先輩の人は勿論其他初對面の人なら其人の前に行き先づ盃を乞ひ受け、飲み干して後盃洗で洗ひ、差上げますと云ひて返すのが至當であります。

◎吸物の進め方——吸物を進めるには、之を膳に載せて兩手に持ち出で客の前に到り跪きて下に置き、二の膳を取つて側に置き、次に吸物膳に載せ、之を引くときは、此の膳を下げて携へて來ます、但し略式で初めに酒を出すときは、吸物は盃と共に膳に据ゑて出します。

◎肴の進め方——銚子が出て、客が酒を飲み初めてから進めます、肴は之れを小皿に盛り膳に載せて持出で、吸物膳に据ゑます、客が

◎菓子の食ひ方——懐中より紙を取り出し、箸なり楊枝なりを以て、菓子を取つて紙の上に置き、箸を元の所に納め、兩手にて紙乍ら取り上げ、左の掌に載せ、右手にて摘んで食べるのであります、又紙から手を以て取り左右の指先にて二つに割り、左の方を紙の上におき、右の手に持った方より食べても宜しい食べて了つたら紙は左の袂に入れます。

◎酒の受け方——酌人が我が前に來たならば下座の者に會釋して、右の手にて盃を取り左の手を添へ酒を受け、飲み終つたなら盃は吸物の傍におきます。

きものであります。

◎膳の下げ方——膳を引き下げるときは、膳の一二尺前に跪つき、兩手にて膳の左右を持つて手前に引き、次に膝を立て、膳を持つて退くのであります。

◎箸の取り方——右の手にて箸を取り、軽く左手を添へて持ち直し、夫れより物を食し初め、箸を休めるときは、箸の元を膳の縁に懸けおき、食ひ終つたならば、縁へかけず膳の中に入れて置くのであります。

◎茶の飲み方——茶碗を右の手に取り左手を添へ、音のせぬ様飲み終りて、茶臺の上に乗せて置きます、半ば飲みたるまゝ下に置き、又飲み終つてから、茶碗を茶托に伏せるなどは、禮儀ではありませぬ。

◎飯の食ひ方——箸をとるに先だつて右手にて飯碗の蓋を取り、次に汁碗の蓋を取り、次に右手に箸を持ち乍ら飯碗を押へ、左の拇指を少し碗の縁にかけ他の四指にて糸底の邊を持ち、二箸ばかり食べて下に置き、次に汁碗を取り、汁を吸ひて下に置き、又前の如くに飯を食し、次に汁の實を食し、又下に置きます、それから他の菜を食ふこと、なるのであります。

◎蓋をとる順序——膳立ての模様で、一様には定めかねますが、飯、汁、壺、二の汁、平三の汁といふのが本式です、凡て右側にあるものは蓋を右手にて取り、左手を添へて下に置き、左側にあるのは左手を以て取り、右手

◎菓子の食ひ方——懐中より紙を取り出し、箸なり楊枝なりを以て、菓子を取つて紙の上に置き、箸を元の所に納め、兩手にて紙乍ら取り上げ、左の掌に載せ、右手にて摘んで食べるのであります、又紙から手を以て取り左右の指先にて二つに割り、左の方を紙の上におき、右の手に持った方より食べても宜しい食べて了つたら紙は左の袂に入れます。

◎酒の受け方——酌人が我が前に來たならば下座の者に會釋して、右の手にて盃を取り左の手を添へ酒を受け、飲み終つたなら盃は吸物の傍におきます。

◎吸物の吸ひ方——右の手にて箸を取り、左の手にて碗を持ち、右の手を添へ先づ汁を吸ひ次に實を食し、又汁を吸ひ元の所におくのであ

を添へて下におくのが一般の法であります。

●食事に謹むべき件々
箸なまりと云ひて、刺身を食はんか、和物を食はんかと考へて居ること。

移り箸と云ひて、煮物を食し、直に次ぎの菜に移ること、握り箸と云ひて、箸に着きたる飯粒を、友箸にて落すこと。

もぎくひ箸と云ひて、箸につきたる飯粒を口にて取ること。

舐り箸と云ひて、箸を深く汚くして舐ること。

こみ箸と云ひて、箸にて菜を口の中へ押しこむこと。

探り箸と云ひて、皿鉢碗の類、總て器の中を探るが如くすること。

家庭儀式の心得

●着帯の祝——妊娠後五ヶ月或は七ヶ月目に

岩田帯をしむる儀式で、實家にては雙方都合よき吉辰を選び、紅白二種の絹か布を、八尺乃至一丈二尺奉書紙に包み、臺に載せ長熨斗を添へ、又別に魚類を添へて贈るのが禮であります、此方にては祝宴を開き、使者及産婆を饗し、祝儀として金子を遣はします、又帯は産婆に托し締させるのが例であります。

●誕生祝——誕生の當夜を初夜といひ、三日目、五日目、七日目を三夜五夜七夜といひ、昔は此日毎に祝をしましたが、今は七夜のみの折紙に生児の名を認め、先づ神前に捧げ、

祝ふこととなりました、扱七夜の當日は、奉書の折紙に生児の名を認め、先づ神前に捧げ、

こじ箸と云ひて、煮物の類又は汁の種など下にあるものをこち起して食すること。

廻し箸と云ひて、香の物を以て、湯茶の中を掻きまはすこと。

虚箸と云ひて、肴を食せんとて箸をつけ、食せずして箸を引くこと。

受吸と云ひて、汁の代りを給仕の者より受け、其碗を下に置かず直に汁を吸ふこと。

また盛と云ひて、飯を箸にて碗の中に押固めて食すること。

膳越と云ひて、膳の向ふにある菜の物を食するに其器を手に取り上げずして箸を入れること。

犬食と云ひて、膳に向ひ、俯むいて唯黙々として食すること。

家庭儀式の心得

次に先祖の靈前に供へて、主人自ら禮拜を行います、午後は客を招き、生児には産衣を着せ、傅母に抱かせて、一同に對面をさせ、名簿を出して披露をなします、これが終れば後は盛なる酒宴に移るのであります。

●宮參——即うぶすなもうては、男子は三十二日、女子は三十三日目に、生児に大抵母の里方から贈つた産衣を着せ、傅母に抱かせ家の長者或は家族中の然るべき人が付添ひ、其地の産土神に參詣するのであります、神社に行つたらば、姓名及生年月日等を神主に告げ幣帛料を納めます、歸りには主なる親戚を訪問し千歳飴を持參します、訪問を受けた家では、犬張子、でんく、太鼓、笙の笛等の玩具に麻、末廣などを添へて、生児に贈るのが

具に麻、末廣などを添へて、生児に贈るのが

風習となつて居ります。

●婚禮——婚禮の條項を看よ。

●賀壽——四十の賀、五十の賀といふ事もあ

りますが、普通は還暦が初めてあります、還

暦は本卦返りとも云ひ六十一歳のとき行ふも

ので祝宴を開いて親戚や知己を招き、赤い頭

巾や衣服を著くる者があります、次は古稀と

て七十歳の時行ひます、人生七十古來稀なり

との句に基いたものであります、次は七十七

歳の時行ふ喜字の祝で、扇、服紗等に喜字を

記して配ります、八十歳も亦古稀と同じく、

紅白の鏡餅などを作つて知人に分ちます、其

次は米の祝として八十八を祝ふのであります、

其他九十歳一百歳等にも亦壽を祝して賀庭

を開くのが通例であります。

●男子の禮服——羽織は黒羽二重か黒斜子五

つ紋付に縹珍或は緞子の胴裏を用ひ、紐は白

の丸打、衣服は黒羽二重の紋付小袖に、下着

胴着、襦袢は白の羽二重の無垢、袴は仙臺平

又は茶苧に、海氣か茶丸の裏を附けます、略

儀なれど衣服に縹物を用ふる場合には、細か

き微塵様のものを選ぶが宜しい、夏は縹、壁

縹等の黒紋付羽織に黒縹、越後縮、又は羽二

重等の着物、袴は縹又は仙臺平、五泉平等の

棒縹にし、帯は博多織、縹珍織又は綴の單帶

を用ひます、又婚禮等の席に出る時には必ず

白扇子を持たねばなりません。

●女子の禮服——大禮服、通常禮服及通常服

の三通りあります、今通常服に就て一斑を示

しませう、袷は冬は綸子、綾紗、綾、羽二重

●葬儀——喪主は嗣子が務むべきであります

が、嗣子なきときは近い親戚の者が代つて務

めます、すべて不幸の際には喪主や家人は、

悲哀に堪えずして諸事行届かない勝のもので

すから、弔客の記帳、接待のと、金銭出納の

と、葬具調達のと、埋棺のと等萬事親族又は

親しき關係を有する人々が、分擔して處置す

べきであります、又屍體を家に留め置く日數

土葬火葬等の選定は、習慣、家風、遺言又は

時節、死因等によつて斟酌するものでありま

す、葬儀は、人生最終の儀式なれば、十分の

哀れみを表し、最も鄭重親切に執り行ふべき

ものであります。

禮服の心得

平絹等にして、色目地紋は隨意、夏は縹、緞

縹等、袴は地色目等隨意、服は地色目共に隨意

髪、履物隨意であります、通常服は中人以上

の婦人、平常適宜に用ひても宜しい、地紋は

共緯、雲鶴、小葵、雲立袴、向ひ鸚鵡、鳳凰

の形の中、眼長き方は禁紋として畏き邊りの御

服に用ひさせ給へるものなれば之は避け、地

色は黒色、鈍色、柑子色、萱草色、椽色は

禁色とて、從來凶服に用ひ來つたもの故禁じ

られてあります。

●婚姻服——これも眞行草の三通りあります

今草の體につき大體を示しませう、冬の表衣

は黒、空色、紅かけ空色、桃色、鴛色、薄蒔

黄色の振袖、留袖、高裾模様何にても祝賀の

意を含めるもの、地質は普通縮緬ですが之に

限つたことはありません、下着は裏共白羽二重、上着が黒でなければ其色でも宜しい、襦袢、肌着は白羽二重、帯は縞珍、厚板織、緞子、幽谷織、綴織等衣服に映りよきもの、帯上げ、帯留は紫、鼠、樺色を除いて他は隨意總じて祝賀の服に黒色を用ふるのは、必ず華やかな裾模様あるものに限り、夏は帷子は麻晒子、色や模様は冬服と同じ、略して紹を用ひても宜しい、肌着は白麻晒布、帯、帯上げ等は凡て冬と違ひません。

●喪服——一般に就いては、凶事の作法の條下に説き明してありますから、茲には極略式の婦人の喪服に就いて例を挙げませう、冬の表着は裾模様なき黒又は鼠の紋附にして、地質は餘り光澤ある者でなければ何でも宜しい

シャツは白色に限り、カラーは白色の單襟を用ひます、襟飾は慶事には白色、凶事には黒色を用ひ、手袋は白か薄色の革製、帽子は必ずシルクハットを用ふべきであります、燕尾服は主もに夜會に用ひられ、矢張黒の三揃が普通ですが、間々他色のチョッキを用ひてをるのを見受けます、シャツ、カラー等はフロツクに準し、襟飾は必ず白の一字形又は花形を用ひます、靴はキッドの黒革に限り、帽子はシルクハットも用ひますが、普通はオペラハットを用ひます。

西洋禮式の心得

西洋禮式と云ふも中々廣うございませうが、今客を招待し又招待されたときの心得の一端

下着は白羽二重又鼠茶等の無地、肌着は白羽二重、但し襟と袖とのみでもよい、帯は黒縞子等光澤なき黒地のもの、帯上げは白無地、帯留は黒無地のくけ紐又は打紐、其他金銀寶石を除き何でも宜い、夏服は裾模様なき黒又は鼠色紋附、麻晒布の帷子、重ねも麻晒子、肌着は白晒布にして、帯、帯上げ等は冬と同じにします。

●洋装の禮服——大禮服は文武官により、位記によりて其製法に區別がありますが、一般には必要がありません、大禮服に次ぎて用ひらるゝは、燕尾服とフロツクコートであります、フロツクコートは我國の羽織袴に相當し、黒の三揃ひが本式であります、中には縞ツボンや派手なチョッキを用ゆる人もあります

を述べて参考としませう、先づ西洋禮式に於て客を招ぎますのは主に夕餐の時、日は水曜土曜其他休日祭日等に致します、招待の案内は必ず一週間位前に出します、そして食卓は客の數によつて見計らひ、窮屈であつたり又談話に不便であつたりせぬ様注意し、豫め小さな紙に客の名を記して卓上に置き、客の着くべき椅子の直に知れる様にして置きます、席は婦人は必ず男子と並び又相對合ふ様にし多辯な者と沈黙な者と近くに坐せしむる様にします、來客中に未だ知らない人のあるときは、主婦或は主人は一々紹介せねばなりません、招待を受けた人は、豫め招待に應ずるや否やを返事して置き、當日は時間より五分か十分早く參ります、早過ぎたり遅過

西洋禮式と云ふも中々廣うございませうが、今客を招待し又招待されたときの心得の一端

西洋禮式の心得

西洋禮式と云ふも中々廣うございませうが、今客を招待し又招待されたときの心得の一端

ざたりするのは失禮の極としてあります、凡て西洋禮式に於ては、婦人を先きにする事になつてをります、挨拶をするのにも主婦より先にし、室の出入も婦人を先にし、椅子にかけるのも婦人を先にするに云ふ風であります、食堂に入り席に着く等は、皆主婦の案内を俟ち、席に着いたならば、食卓の下にて手袋を脱ぎ、布巾を膝の上に擴げて、食物の來るのを待つて居ります、此間室内を見廻したり、客人の顔を凝視したりするのは不作法であります、隣の客と低聲で話をするのは差障へがありません、又握手を求められた時は、先方が手袋の儘ならば脱ぐに及ばず、先方が脱いでをつたならば、こちらも脱がねばなりません、二三度軽く握り、目の高さまで揚げ

ました時分には、人に知れぬ様私かに取つて棄つべきであります、又如何に自分の好きなものでも、他の客が食ひ畢つたなら自分も止さねばなりません、凡て給仕は客の左方より食物を進むるものですから、右より來たものに手を出すべきものではありません、又饗應の美味なりし旨は、辭し去るに臨んで初めて述べるのが法であります。

て放します、高貴の人や婦人にこちらから求むるのは失禮であります、又食後主人から音樂など進められたら知らなければ格別、さもなければ一度は辭退しても再度に及ばず快くやるのが禮であります。

◎西洋料理の心得——食卓に就く時、食卓と身體との距離を適當にし、足は無暗に向ふへ突出してはいけません、給仕の者に對して粗暴の言語を用ひたり、急いで食べたり、食物を口一杯に頬張つたり、食事中に喉や口を音させたり、食物を口に含み乍ら話しをしたりすることは最も見悪いものです、又食事中談話をなすことは少しも差支ありませんが、消化に害ある談しは決してなしてはなりません若し毛髪や不潔のものが、食物中に附いてゐ

ました時分には、人に知れぬ様私かに取つて棄つべきであります、又如何に自分の好きなものでも、他の客が食ひ畢つたなら自分も止さねばなりません、凡て給仕は客の左方より食物を進むるものですから、右より來たものに手を出すべきものではありません、又饗應の美味なりし旨は、辭し去るに臨んで初めて述べるのが法であります。

第七篇 衛生・妊娠及育児

●男子不妊症の原因及救治法——男子不妊症の原因は大抵陰莖の異常、陰囊の異常、睪丸の異常、花柳病及び、男性陰萎症に歸するもので、先天性のものもあり、又外傷、手術、疾病等後天的のものもあります、其中前の三つは専門醫家の手術を受ければ大概は治癒して妊孕せしむる事が出来ますし、又花柳病即ち淋病梅毒等も初期に於て充分なる治療を施せば是れ亦た全治せしむる事が出来ます、花柳病の治療法は本篇別項に擧げてありますから茲には男性の陰萎に就いて救治法を述べませう、男性陰萎の原因は房事過度、手淫、久時の雞姦、中毒性等で此の内中毒性のもものはカ

ンフル、モルヒネ、沃度、砒石、臭素加里等よりするのでありますが、是等は醫療によつて治癒する事が出来ます、次に房事過度手淫等より起つたものは、其の原因を去り滋養物を取り、適宜の運動冷水浴等一般強壯療法を行ひ、尙ほ醫師に就き冷却プーシー挿入、冷水灌注法、カテラン氏注射法等を行つて貰ふがよい、また藥物としては、機那鐵舍利別、沃度鐵舍利別、肝油等がよろしい前二者は五グラムに適宜の水を混じ一日三回毎食後に分服し、肝油は五グラム宛毎食事中に服するのであります。

●女子不妊症の原因及救治法——陰唇及び陰核の異常、處女膜の異常、腔の異常、腔瘻子宮及び子宮口の異常、卵巢の異常、月經の

異常、白帶下、淫情缺乏性、花柳病等は凡て女性不妊症の原因となるものであります、此中陰唇、陰核の異常とは、陰核肥大、陰門搔痒症等で、色慾亢進し甚だしきは淫亂症に陥り、終に生殖機能を損ずることもあり、何れも醫療によつて治癒します、次に處女膜は第一の交接時乃時二三回の後に於て破裂するものであります、稀には異常の肥厚をなして、交接の力のみでは破れないのがあります、之れも亦手術に依つて治す事が出来ます、その他腔の異常、子宮及子宮口の異常、喇叭管の異常、卵巢の異常等、皆な速に専門の醫師の治療を乞へば、大概治癒せしむる事出来るものであります、それから以上は器械的の損傷であるが、肉體には少しの損傷もな

く、唯だ神經的に交接を妨ぐるものに腔瘻と云ふのがあります、これは陰莖が腔口に觸るときに、腔括約筋が痙攣性に收縮し、かねて疼痛を發し、重症は淫莖の挿入を不可能ならしめ、輕きも陰莖を括約して鬱血腫大し苦痛を發せしめます、これは早く醫療を受くべきですが本症の婦人に麻醉薬を用ひ麻醉に乗じて交接せしめ次回よりは故障なく交接し得たと云ふ實例は澤山あります、又淫情缺乏症を療するには先づ其の原因を攻究し、其の原因に従つて機質的變化があらばそれを療し、機質的に變化のないものはヨヒンピン或はスベルミンの注射によつて、之を治癒する事が出来ます。

●確實に子の出来ぬ法——人口の過殖を防ぎ

犯罪を少からしめ、美貌を保存し、墮胎を豫防する上に於て、避妊が必要であるとの説の可否は暫く問題外として、生理上より見て大に避妊法の必要な場合があります、例へば強度の狭窄骨盤を有し、到底妊娠及び分娩が完全に出來ない婦人、又は遺傳病ある婦人等には妊娠は甚だ危険であります、又體格改良の上から云ふも、妊娠の制限は必要でありませう、扱て如何にして妊娠を避くべきかと云へば、これは定時交接禁止法、陰門外の射精洗滌法、子宮口の填塞、精蟲殺滅法、ルーデサック使用等種々なる方法がありますが、或は奏效が不確實であり、或は實際行ひ難き等の弊があつて、皆な完全なるものとは云はれません、唯だ一つ茲に藥物による避妊法で、

實際に行はれ易く何等の危害もなく、且つ奏效の確實なるものがあります、其れは規尼涅○、一單寧酸○、五呵々阿酪一○、○の割合で製した坐薬を、交接の直ぐ前に深く腔内に挿入するのであります、此坐薬は用の度毎に製すれば最も妙ですが、一度に澤山挿へ銀紙かバラフィン紙に包み置き、其都度被紙を取つて用ひても宜しい、此れは交接中其の温度によつて溶解され、腔内、子宮腔部に附着して精蟲を麻酔せしめ、其固有の運動を爲し能はざるに至らしむるのみならず、また呵々阿酪の固有の粘滑性を以て、よく陰莖の活動を助け、一層快美感覺を増さしむるの効があります、是れ現今藥學界醫學界に於ける最新最良の避妊法であります。

◎男女思ひ通りの兒を設け得るとの説——如何にして男子を設け、如何にして女子を設くべきかに就て、歐米各大家がどんな説をなしてをるか云ふに、キルリン氏は、兩性の分る、は交接時の卵の營養状態に關するものなりと主張し、シマンケ氏は、兩性は各他性を産すべき傾向を備ふるもので、強壯にして營養佳良に、且つ交接時に當つて生殖氣力の優れるものが勝を制す、故に生殖器を過勞せる男子は男性を生ずと云うてをります、又シユルツエ氏の意見によれば、卵には男性と女性と個々別々に存するもので、男性の卵が孕めば男子となり、女性の卵が孕めば女子となると云ふのです、ツーリー氏の學說によれば兩性の分る、は、交接受孕の時期に關するの

て動物に就て試験するに、交尾期の初めに於て受孕すれば女性を生じ、終りに於て受孕すれば、男性を生ずると云ふのであります、其他營養説、年齢説等種々なる學說があり、有名なる米國の大家ホリック博士の如き、亦此年齢説唱導者の一人であります、最も信ずべきはサーリー博士及び英國のバツタマン教授等が、種々研究の結果下してをる左の二個の斷案であります、之れも絶對的に有効確實なりと信する譯には行きませんが、比較的有効なりとは稱するに憚らぬのであります、
(一) 體に女の子を設くるには、月經の一番終りの日に許り合衾するか、又は月經が停んでから二日の間に合衾すべきであります、
そうして妻の方では成るべく諸種の刺戟を

避けて身體の疲れぬ様になし、滋養分の多い食物を用ひて出來得るだけ身體を強壯健全にすることに務め、夫の方では之れと反對の方法を取るので、つまり夫よりも妻の精氣を強くすることが肝要なのであります。

(二) 髓に男子を設けるには、月經が停んでから六日目の後に合衾すべきであります、さうして夫の方では常に運動や食物に能く注意して、出來るだけ身體を強壯になし、妻の方では之れと反對に餘り滋養分を食べない様にして大いに働き、幾分か身體の疲れ様にすることが宜しい、即ち一の場合と總て反對の方法を取るのであります。

● 子の出來る賣藥は眞に利くか——よく新聞

如何なる場合にも一夜の内に一睡以上を偲ふは宜しくありません、又二十歳より三十歳迄の血氣盛んなる人は一週に二回、三十歳より四十歳迄の人は一週に一回、四十歳以上五十歳迄の人は一ヶ月に一回が適度であるとは、我國人の體格に就て、生理學者の等しく認むる所であります、併し之れは其の無害の限度を示したのでありますから、成るべくは之より控へ目にしたが宜しいのであります。

● 房事を慎しむべき場合

- 一、男女其の一方の精神爽快ならざる時。
- 二、飲酒の後、感冒其の他の疾病ある時、口中其の他何れにか臭氣ある時。
- 三、婦人月經の時人の來訪すべき感ある時。
- 四、男女共に其の一方が身體疲勞したる時。

や雜誌で子の出來る必効藥など、云ふ廣告を見ますが、此等は決して信ずべきものではない、成る程催春藥或は催快粉若くは子宮病の藥などは、間接には妊娠を補助する効もありませうが、直接何等の効力もあるものではありません。

● 適當なる房事の時間及回数——房事を行ふに最も適當なる時間は、夜間一睡後、十二時以前に於てするのであります、かうすれば晝間の疲勞も去り、食したるものも消化し去り更に食事を取る時間迄には充分の時間があり房事後は熟眠して其の疲勞を去り元氣を恢復し、翌朝は夫婦共平日に優る意氣を以て、お互の業務に従事することが出來て、衛生上最も宜しいのであります、次に房事の度数は、

- 五、男女共に其の一方が大に精神を勞せし後。
- 六、男女の何れか花柳病を患ひたる時。
- 七、男女の一方が熟眠せる時、匆忙の時。
- 八、食後二時間を經過せざる時、風雷雨鳴の時。
- 九、忌み懼り或は心中不安の時、傳染病流行の時、悲哀、憤怒、恐怖、憂苦等ある時。
- 十、不消化物を食したる時、寒暑劇甚の時。
- 十一、雙方の情慾殊に婦人の情慾發動せざる時。
- 十二、婦人白帶下ある時、夜半十二時以後。
- 十三、妊娠五ヶ月以後並に出産後一ヶ月間。

● 情慾發動を制する藥——情慾の發動は生理

上必然の發作で、恰も餓て食を欲するのと同じ理窟のものであります、誘因を除くのに

よつて餘程其の發動を制することが出来ませす
 或る場合には此等の誘因を除いても、猶ほ盛
 んに情慾が起つて堪へ難きこともありませす
 かゝる時には屋外の散歩が一番であります、
 又平素體操、水浴、狩獵等に耽り、其他古
 聖賢の傳記とか經書とか聖典とか云ふ様なも
 のを読み、猥褻な書畫等を見ない様にしてを
 れば非常に情慾制止に效があります、又藥物
 では臭素加留謨六、〇 苦味丁幾三、〇 水一〇
 〇、〇を就寝前其の三分一宛を用ゆるのが效
 があります。

●情慾を發動せしむる飲食物——米國の生殖
 器病大家ホリック博士の實驗によると、飲食

物中最も情慾を催進するものは貝類で、次は
 魚類、鰾肉類、根菜類では馬鈴薯、野菜類で

のです。

●生殖器健全の神藥——生殖器強壯劑として

近時種々の賣藥が出来てをりますが、最も確
 實にして顯著なる效能のあるのは、ヨヒンピ
 ンに超したものはありません、ヨヒンピンは
 陰萎、早漏等男性の生殖器病に效能あるばか
 りでなく、婦人の淫情缺乏性等に用ひて驚く
 べき偉效があります、其の用法は内服と注射
 との二様あつて内服は、鹽酸ヨヒンピン溶液
 一、〇を一日三回、五乃至十滴宛服用し、皮
 下注射は鹽酸ヨヒンピン溶液五、〇を一日三
 回、四分の一乃至二分の一宛用ゆるのであり
 ます、東京下谷區池の端仲町勸學寮藥舖より
 一劑金一圓五十錢送料十錢にて販賣してをり

は塘蒿、防風、香料では葱、胡椒、薄荷等
 であると云ふこととす、其他鮭肉、生鶏卵等
 も情慾を催すに特效ある飲食物であります、
 生卵鶏の利くのは多量にエキス類を含んでを
 るからのことと、何人も知つてをりますが、
 鮭肉の左程效能あることは知らない人が多
 又酒類も少量に用ゆれば、神経を刺戟興奮さ
 せ情慾を催進するものであります、歐米人が
 情慾發動の盛なるは、一つには體格が強壯の
 爲めでもありませうが、一つには飲食物が情
 慾發動に適する結果でもあるのです。

●生殖器興奮劑二つ

一、カンフル一、〇 エーテル一〇、〇を各十
 滴宛葡萄酒に混じて用ひます。
 二、樟腦〇、五 麝香〇、五 白糖五、〇を混和

至極便利であります。

●乳房と生殖器との關係——乳房と生殖器と

は極めて密接な關係があり、其の間に一種の
 神経が連絡してをるのであります、近い例が
 年頃の婦人が乳房が高まつて來るのでも、妊
 婦の乳房が黒色を呈するのでも、分娩すると
 乳汁を分泌するのでも、總て乳房と生殖器と
 の關係の密接なることを證してをります、さ
 れば婦人は、男子が睪丸を保護するやうにそ
 の乳房を大切にしなければなりません、乳房
 を刺戟すれば子宮に收縮を起すもので、殊に
 妊娠中に於て無暗に乳房を刺戟すれば流産を
 來すことがあります、又世間で月經の再流を
 防ぐ爲に、幼兒に授乳するは甚だ有效のこと

と稱してをりますのは、事實に相違ありません、猶ほ授乳の際乳頭に與へらるゝ刺戟によりて交接以上の快感感覚を起すとか、平常甚だしく色情の亢進せざる婦人が、乳房の摩擦によりて情慾を發作せしむとか云ふ實例は、乳房と生殖器との關係の如何に密接なるかを證明して餘りあるものと謂はなければなりません。

●過淫の害毒——過淫の害毒は頗る恐るべきもので記憶力、判斷力、思考力、忍耐力等に關する腦の作用が著しく衰へ、不眠症頭痛等を起すのみならず、身體の諸機關の機能に甚だしき障害を及ぼし、其の極途には無用の廢人となるに至るものであります、ホリツタ博士が過淫の害毒を説きたる中に(一)卒中風

に陥り若くは中風に罹りたるもの三人(二)或る少年は初めて交接をなせしに俄然盲目になり(三)或る壯年の男子は久しく不在の後歸家せるに翌朝妻君を抱きたる儘死亡せり(四)或る男子は婚姻の夜興奮過度の爲めに發狂せり(五)或る婦人は性多淫にして興奮過度の爲め遂に四肢麻痺して動かず(六)或る妙齡の少女は八名の男子に輪姦せられ、終夜恣に陰戸を弄玩されたる爲めに跛となれり等の實例を擧げてをります、過淫の害毒の如何に劇甚なるかは、之れに依て明かに知ることが出來ます。

●恐ろしき手淫の害毒及其救治法——屢手淫を行ふ時は、消化不良、神經衰弱等を起して記憶力を減退するのみならず、次第に氣力が

には全く無用の廢人となつて了ひます、其他早漏、遺精、陰萎、發育不全等の疾病を醸し延いて子孫繁殖の用をなさざるに至ります、女子に於ても亦同じ害があります、獨逸國では父兄が充分に此惡癖を矯正するの責任があるさうですが、兎に角是非これは矯正せねば唯だ其の一人一個の不幸ばかりではなく、大にしては實に國力の消長にも關する大問題であります。

●生殖器強壯賣藥の種明かし——醫學上生殖器興奮の藥劑として認められて居るものは、芫菁、麝香、樟腦、麥奴、燐、コカイン、阿片、印度大麻等々あります、近頃の新藥としてはヨヒンピンの效能顯著なることは大野

醫學士の實験によりて明かなる通りであります、乍併大概は甚だ危險の藥劑でありますから賣藥とする譯にはゆきません、そこで大概の生殖器強壯賣藥は普通の興奮劑に樟腦又は麝香を加へたのが多くあります、現時最も評判なる某丸藥は蛇の黒燒であるさうです、蛇だの居守だの、黒燒が斯る特效あることは古くから言傳へて居ることで、實驗上多少の效能あることでありませうが、斯るもので一時の興奮を促すのは却て後で衰弱を來たす原因でありますから、餘り感心したものではありません、根本的に身體を強壯にし、且つ房事過度に陥らぬやうにする外はないのであります。

●生殖器衰弱又は不完全の療法

▲陰萎 本篇男子不妊症の原因及び救治法の項を看よ。

▲遺精 白茯苓の細末を、飯のとり湯で服するが宜しい。

▲早漏 身體の衰弱及び手淫房事の過度等より來るものでありますから、此等の原因を除き冷水摩擦等を行ひ、勉めて身體の強壯を圖るが宜しい、猶ほ他に病氣があるならば、醫師の治療を受けるがよい。

▲包莖 是れは到底外科醫の手術を受くるより仕方がない、包莖は龜頭を保護する自然に應ふもので、原始に近いのだとも云ひますが梅毒痲病等に罹り易い恐れがありますから成るべく手術を受けて完全にすることが宜しい。

●月經色々の容體の療法心得

▲不順閉止 月經中不意に止まることもあれば二三月或は數年も止まることがあり、或は嫁期に至つても全く月經の來らないのもあります、其原因は萎黃病、子宮病、貧血、胃病、肺病、全身發育不全、精神感動等で、病狀は頭痛がしたり眩暈がしたりして全身が倦厭く又耳鳴がしたり衄血が出たりするのであります、此れの療法は先づ滋養物を食し、適當の運動をなし、便通を整へ、少し宛葡萄酒を用ひ、脚湯、半身湯、芥子浴等を行ひ、微温湯を子宮腔部に灌注し、又は沃度丁幾を塗布るが宜しい、場合によつては轉地療養又は温泉療法を試むるもよろしい、それから内服薬は貧血のものには鹽酸規尼涅一、八乳酸鐵一、八

ことが大切であります、それから局部の保温清潔に勉め、猥りに局部に手を觸れざる様に滋養食を取りて身體の健全を圖り、又腦よりするのは其の原因の療治を乞ふ等も大切であるが、一方には交接の方法にも大に關係するものであります、藥物療法としてはヨヒンピンが最も宜しい。

●快美感覺を強盛にする法 房事に際し快美感覺が全然ないといふのや、又あつても薄いと云ふのは、要するに身體が健全でないからのことです、原因は房事過度、手淫の害等が多いのですから、成るべく房事を節し滋養食を取り、冷水灌注法若しくは冷水摩擦法を行つて身體を強健にすれば、自ら快美感覺を増す様になりま。

甘草末適宜を甘草越幾斯で煉り、三十粒の丸薬となし一日三回食前に一粒宛用ふるがよい又他の原因から起つたものには、過滿俺酸加留護二、〇加々阿脂一、〇加々阿末適宜を五十九丸とし、毎日三回一丸乃至二丸宛用ひれば效があります。

▲過多 通常一月經中に泄す所の血の量は、百乃至二百瓦で其量を越えれば、月經過多と云ふのであります、多くは慢性子宮内膜炎、肥滿、房事過度より起り、又急性諸病の初期に起ることもあります、療法は冷水を腔部に灌注し、又緩下劑を用ひて便通を整へ尙左の處方を施すが宜しい。

(一) 麥角越幾斯〇、五を十九丸とし、一日六乃至八丸を服用すること。

(二)デキタリス(二、〇)一八、〇 單舎二〇、〇を二時間毎に一食匙宛服用すること。

▲困難 月經に先ち或は下腹部腰部等に發作性の疼痛を發し、屢々胃瘧、嘔吐、心悸亢進頭痛、眩暈等を伴ひ月經が止めば右の諸兆も消え散ずるのです、原因は主に子宮内膜炎、子宮外膜炎、卵巢炎、子宮頸の腫瘍、子宮頸管の狭窄等から來るのであります、療法は成るべく身體を安靜に保ち、下腹部に温罨法を施し、或は水蛭を付け、尙麥角越幾斯〇、一乃至〇、二白糖三、〇を五包となし、一日に用ゆるがよい。

▲腰の痛み 身體を安靜にし、下腹部を温めて便通をよくする等も好い療法であるが、一時痛みを止めるには、流動ヒドラス越幾斯

るが宜しい、腔内を洗滌するのには、重曹一六、〇温湯二〇〇、〇を以て一日數回行ひ、又單寧酸〇、三加々阿脂三、〇を腔球として一日に一個挿入しておくがよい。

●男女下の疾患と其手當

▲毛虱 局部に水銀軟膏を塗りこみ置き、翌朝石鹼で洗ひ落せば宜しい、若し一回で全滅しなれば、二回續けて行へば必ず全滅します。

▲いんきんたむし 藥用石鹼一名ヘネチヤ石鹼と稱するもので、毎日入浴の時陰囊を洗へば四五日で全く癒ります。

▲白血 多くは子宮内膜炎より來るので、専門家の治療を受くべきですが、自家療法としては第一に全快迄房事を嚴禁し、それから局

一五、〇 苦味丁幾四、〇 水二〇、〇〇を六分して、一日三回宛用ひるがよい、併し月經時の腰の痛みは、よく子宮の屈曲とか頸管狭窄とか、ら來るものであるから、度々さう云ふ事があつたらば、専門家の治療を受けた方が安全であります。

◎白帶下の療治法 白帶下は腔加答兒又は白血コシケと稱し、陰部より白色粘液或は黄色膿狀液の甚だしく流出するもので、其原因となるものは淋毒、梅毒、貧血病、房事過度感冒、萎黃病等であります、急性のものは先づ身體を安靜に保ち冷水注入を行ひ、熱のあるときは酸性飲料を與ふるがよい、又慢性のものは強壯藥を與へ、腔内注射法を行ひ、全身療法としては規尼涅、肝油等を服用せしむ

部の清潔保温に注意し、常に腹帯を用ひ、又數々入浴をなすが宜しい、温泉浴ならば猶ほ結構です。

▲白き下り物 新婚の婦人に多い病で、淋病の感染、創傷、感冒、手淫等より起るものでありますから、先づ其の原因となるべき刺激を去り、次には亞爾加里泉水、即ち炭酸水の如きものか、或は一旦煮沸した水を適當の温度にして洗ふがよろしい、身體は成るべく安靜にして過激な運動を避け、淡泊な食物を執り、刺戟性の飲食物、即ち酒、芥子の類を禁ずるのが適當の攝生法であります。

▲陰部の痒き病 病勢が甚だしく進むと堪へ難き痒みを覺えて、遂には自殺を企てる者さへある程です、一日何回となく坐浴をなし、

百倍又は二百倍の單寧酸水で腔内を洗滌し、五十倍の石炭酸水で外陰部の濕布を施すか、又は二十倍のコカイン水を塗り付けて置くのが簡便な療法です。

▲陰門の腫れ 馬鞭と桃仁とを等分にすり合せて塗り付ければ治ります。

▲消渴 消渴には坐浴を行ふのが最もよい、即ち一浴中に石灰五勺許り入れて能く攪拌し毎日二回十五分間程宛浴つてをるのです。

▲陰部の悪臭 九月頃 槐の實の赤くなつたのを取り陰部へ入れて置けば、悪臭次第に薄らぎ遂に全く失せてしまひます。

▲陰部無毛 左の調合薬を塗布するがよい、鹽酸ピロカルピン半瓦、チモール四瓦、芫菁丁幾二十瓦、アルコール四百瓦。

得る機會があります、卵の卵巢内を出てた

數日間、即ち約一週日間は卵子の勢力も強く、妊孕力も活潑でありますから、此時が最も

妊娠し易いのであります、最も今日では二三の産科醫は月經前數日が妊娠の最好時期であると唱導してをりますが、一般の學理及び實驗の證明によると、矢張り月經後一週日の間

が最も宜しいのであります。

●出産の日の繰り方 妊娠してから普通二百八十日と定めます、此日數を算へ出すには終りの月經のあつた日に七日を加へて三ヶ月を減くと分ります、例へば十月の十日に終ひの月經があつたとすれば、其れに七日を加へて十七日とし、三ヶ月を減けば七月ですから翌年の七月十七日に出産すると云ふ勘定にな

●妊娠の徴候 最も著しき妊娠の徴候は月經の閉止であります、やがて二三月も経過すればツハリを催し、乳房が膨れて、乳頭の周圍が黒味を帯び、十八週頃より兒動きとて自ら胎兒の動くのを感じる様になります、それより順次月を經るに隨つて、子宮が益々大きくなり、外部よりも腹部の膨脹を知るこ

とが出来る様になり、茲に妊娠の徴候が全く備はるのであります。

●妊娠し易き時期 妊娠の目的を達するに最も適當なる時期は月經後一週日の間であり、なぜかと云ひますと卵巢内の卵子は、月經の際にグラーフ胞を出て、四日乃至十日の後に子宮腔に至り、二日乃至六日子宮腔内に止まるもので、月經後二週日位の間は妊孕し

るのであります。

●實驗上ツハリの最効療法 惡痘には藥劑療法手術療法等種々ありますが、有名なる某産婆の實驗によると、腔の洗滌に越した療法

はないと云ふことです、此産婆は産婦に就て三十餘年の經驗を有し、醫師の見捨てた惡痘を腔洗滌で何人癒したか知れないと云つてをります、然し腔の洗滌は間々流産の原因となることもありますから、よく主治醫に相談し

然る後やつて貰ふのが安全です。

●胸のやける時の注意 懐妊中はよく胸のやけるものであります、それには芳香礮砂精若しくはマグネシア一食匙を小さなコップに一杯の龍腦合劑に混和して一日に二三回、飲むのが最も効能があります、若し其れでも効

がなければ、マグネシア十五瓦、礮砂華溶液十五瓦、蒸溜薄荷水、蒸溜水各半酒盃を混じて服用するが宜しい、又食物に注意して、勉めて腸を整へる様にし、且つ壓緊布は晝夜共用ひてをるが宜しう御座います。

●妊婦の便秘はどうすればよいか——便秘は妊娠には必ず伴ふ普通の病氣で、左程心配するには及びませんが、其儘にして置くことは危険であります、妊娠中の便秘は兎もすれば流産せしむることがあり、又さうでなくても産を重くし、産後に於て餘病を發する恐れがありますから、軽い内に早く治療せねばなりません、之を治すには第一に壓緊布を用ひるのであります、壓緊布は藥用にも勝る良好なる効果を顯はすもので、日中秘結を覺えたな

らば宵の程より壓緊布を用ひ、適宜に體を動かせば明くる朝は大抵効のあるものであります、若し又其の効なき時は、朝起きがけと正午とに十分間程坐浴をなし、浴より出づる前に二三分間、下腹を浸して後に冷水を一杯飲むが宜しい、又コロキントエキス四十瓦とオヒスエキス二十瓦とを混ぜ、固めて十二粒の丸藥となし置き、就寢の前に二三粒宛飲むのも簡便な療法であります。

●妊婦の動悸の手當——やうやく手の入れられる位の熱さの湯に肘まで入れさせ、又傍人は手を温めて、妊婦の足を摩擦してやり、暫らく休息させて後、複方礮砂精一茶匙と龍腦合劑一酒盃とを混和したる水藥を服ませるが宜しい、さうして此法は起つた時は一時間に

二度行ふのであります、又此藥は始終一壘だけは準備しておくが肝要です、よく夜分に動悸が起つて一層苦痛の激しいことがあります、其の場合に此藥があれば一時凌ぐことが出来ます、それから此豫防法としては炭酸鹽鐵一芍半、姜舍利別一芍半を煉合せたものを十日か半月の間毎日一茶匙宛三四回分服するが何よりです。

●妊婦の脚の膨れる時の手當——これは多くは子宮の抑壓より起るのであります、中には他の原因から來るものもあります、軽いならば腸の填らない様に手當をして、脛にフラインネルを十分に巻き付け、其のたるみを防いでおくだけでも可い、その膨脹が激しく且つ長きに亙り、頭痛を覺え脈の促疾を來す様

になつては、打捨て、置けば測らざる危害を招くことがありますから、早速醫師の診療を乞はねばなりません。

●妊婦の色々な容體の手當

▲小便の近くなる時——これは懷妊後二三月目に初まり、子宮が膀胱を壓迫するより起るので、強ち恐るべきことではありません、これを治するには平臥して晝間帯をよく腹に纏ひ置くが宜しい、さうすれば子宮を支持して膀胱の壓迫を防ぐ効があります、然し是れは一時の手當で、出産後でなければ全治するものではありません。

▲嘔吐——妊娠中の嘔吐は、惡疽より來るので、これは懷妊の初月に起るものと、其の末期に起るものと、消化機能の常度を失つて起るも

のと然らざるものとあります、其の重きは勿論速に醫師に相談して相應の手當を施すべきものであります。醫師の診療を要せざる程度のものであれば加密列二芍を六芍の湯に浸し十分間程蓋をなし置き、漉して之れを服めば忽ち吐きて後胃を落ちつけ、これが爲に悪疽の苦を減ずることが出来ます、但しその病の起る一時間乃至半時間前に、時々右の加密列浸を服用すれば一層効能があります。

▲下痢 唯だ大便の通じ方が平生よりも緩いだけで舌にも食氣にも別に異状のないならば、食物に注意さへしてをれば自ら全治します、然し若し大便が水の様に下り、又色が黒くて便通に苦痛を覺え、舌に苔を生じて食慾が減退する時は、大黃一 芍、吐根一 芍

イロミドロの水薬を三四時間毎に用ひ、大便が稍常に復したならば、カスカルラ、橙皮、ゲンチアナなどのエキスを一酒杯宛、一日三回服用が宜しい、そして下痢の長く續くときは、フラネルを下肚の周圍に巻き、成るべく體を温かに保つことが必要です。

▲痔 先づ勉めて大小腸の作用を完全ならしめて其の根原を絶ち下腹を刺激せざる穩かな緩下劑を用ゆるが宜しい、それには第一は蓖麻子油を一食匙宛度々飲むのです、之に亞ぐものは崩那二芍、硫黄華一芍、炭酸麻偏涅失亞半芍を混和したるもので、一日に二回一食匙宛宛用ゆるのであります、又患部には五倍子粉二芍、龍腦半芍、家猪脂二芍を煉合せた軟膏を貼るが宜しい。

▲唾を吐く時 毎朝マグネシア二十 芍乃至三十 芍を服し、又度々石灰水にて口中を洗ひ、成るべく唾を吐かない様に心掛けることが肝要であります、それが爲に口に唾が溜るときは、多分でないければ飲み込んでも害はありません、然し若し其の病勢の烈しいときは必ず醫師の治療を仰がねばなりません。

▲乳の腫れ痛み 乳の腫れて痛むのには、先づ其局所に五六個の水蛭を貼け、微温の蒸劑にて蒸し、それから瀉利鹽二芍を少量の薄荷水に和したる緩下劑を用ゆれば、一時に病原と苦痛とを除くことが出来、決して其の腫れを大きくする様なことはありません。

▲口のあれ これもよく妊娠中に起る病であります、其の療法は五十倍の鹽酸加里水を

以て含嗽し、塗布薬として十倍の硼砂蜜、又は二十倍の硼酸リスリンを用ゆるが宜しい、此療法は大抵の口のあれには利きますが、中には出産前はどうしても治らないものであります。

▲足の痙攣 筋の故障から刺衝を催し、それから痙攣を引き起すのでありますから、輕いのは唯だ蓐から出て、室内をブラ〜と歩行し、脛を動かすだけでも治りますが、それで治らないのは手を以て頻りに摩擦すれば治ります、若し又痙攣が兩脇や胃部の下方に起つたときは、ラウダニウムを二三十滴、同量の蒸餾薄荷水に和して用ゆるが最も手早い療法であります。

▲産道の刺衝 刺衝の輕いのであれば、次醋酸

鉛水一匁半、蒸餾水一バイントを混和したる洗薬を以て一日に四五度宛局所を洗滌し、同時に右の洗薬半バイント乃至一バイントを適宜のスポイトにて腔内に注入するが宜しい、又此の手當の外に下劑を極めて少量用ふれば大に效能があり、速に全快します、若し又痒氣の堪へ難いときは、氷水或は氷嚢を用ゐて冷せば之を防ぐことが出来ます。

▲シラチ 若し漏り物の少い時は冷水にて朝晩屢々局部を洗ひ、毎朝全身を拭ふだけで宜しい、若し又漏泄物が甚だしく、少しの歩行にも不都合なる程ならば、一日に三四度宛スポイトにて冷水を腔内に注ぎ込むがよい、スポイトは餘り小さいのは屢々管を出入して多少刺衝を免れませんか、灌腸スポイトに適宜

の洗陰管を附着して用ゆることが肝腎です。

▲頭痛 妊娠中の頭痛には胃の常度を失ひたるより起るものと、胃に充血したるより起るものと二種あります、前の頭痛には腸の通じが充分になり、舌の苔の消ゆるまで、一晩おきに緩和なる下劑を服して安息を取り、出産までは興奮性の飲食物を廢し、頭痛の最中にはエーテル又はオー、ゾー、コロンを患部に塗るとよい、又後者の頭痛には朝夕芥子の水に脚を浸し、蹠を強く摩擦り、それより適宜の運動をなし、日中十五分間七十度乃至六十五度の冷水坐浴をなすのが最も效があります、但し之れを行ふにも側ら緩和下劑を服用することは必要であります。

▲脇の痛み 此痛みは肝臓の刺衝より起るも

のでありますから、これを治するには、適當の效用ある下劑を用ゆるより外良法はありません、甘汞四匁、コロキント複方エキス六匁、ヒオスエキス二匁を和して製したる丸藥二粒を服し、然る後に藍丸二匁、蘆薈の純精エキス三匁を毎夜服して腸の通じを善くし、且食物に注意して、數日間肉食及び興奮性の食物を禁じてをれば、漸次治るものであります。

▲陰部出血 婦人によつては妊娠中に一回乃至數回陰部から出血するものがあります、これは體の害になることなく、妊娠中の病とは稱し難きものであります、絶えず出血するときは流産の基となることもありますから、注意せねばなりません、此るときには、勉め

て身心を安靜にし、消化あしき食物又は精神を興奮させる食物を食べない様にすることが肝要なる注意であります、若し又流産を催さんとするが如き病が生じたならば、速に醫師の診察を求めなければなりません。

●妊娠中の食物の注意 妊娠中は自分の爲め又胎兒の爲め、よく自體の攝養を務め、食物は消化し易く、且つ滋養分多きものを選びなければなりません、米飯は食物中第一で飯でも粥でも宜しい、又麥、粟、麵麩等も差支ないが、餅、團子、蕎麥、強飯等は多く食べない方がよい、野菜も消化のしにくいものは食べてはいけません、大根、蕪菁、胡蘿蔔、菠薐草は少しは妨げありませんが、多く用ひてはいけない、又南瓜、芋、豆、澤庵漬、芥

子、生姜、蕃椒等は食べないがよい、鳥肉の新鮮なるは宜しく、牛豚肉も脂肪の少く軟いのは差間がないが多く食べてはよくありません、魚肉は消化の悪い鳥賊、章魚の類、貝類又は鹽引乾物の類は全く禁じなくてはならぬされど目比魚とか鯛とか又は鱈、鱈等の淡泊なるものは害がありません、果物は熟した新しいのを皮を剥いて食べれば宜しいが、餘り酸味のある梅、李、柚子の如きは避けなければならぬ、又飲料は一度煮沸して冷ました水、白湯、麥湯を用ひ、酒類は嚴禁するがよい、但し少量の葡萄酒は差支がなく、又茶珈琲も度を控へて用ひれば害はありません。

●妊娠中よき食物と忌む食物——蕷薯、獨活、黍、粟、牛蒡、大根、大麥、胡蘿蔔、芹、黒

旅をする事や、舟に乗る事は嚴禁すべきであります、又妊娠中身體を清潔にすべきは勿論ですが、水浴はいけません、陰部は新しき綿を以て洗ひ、養冷ました湯を用ひるがよろしい、そして其後亞鉛華を撒布しておけば、充分であります、次に暇のある人は午食後、暫く身を横へるが宜しい、夜は八時間か九時間眠るがよい、又妊娠中は兎角通じの悪くなるものですが、其場合には毎朝汲立の水を一杯飲めば効があります、其他群衆の雜沓する場所や、傳染病のある所へは斷じて行つてはいけません、

●下腹の大きくて困る手當——懷妊の末期に至りて下腹の無暗に大きくなつて困るときは晝間腹帯を確かり結ぶが宜しい、然しこれも

豆、麩、鯉、苺等は昔から妊娠中食べてよき食物としてあります、右の外かるき物又平日好むものは少し宛食べて宜しい、但し何品に限らず少しづつ、何遍にも食べるがよい、次に忌むべき食物として言ひ傳へてをる物を擧ぐれば蕷、蒜、葱、杏、梅、梨、桃、慈姑、菌、蓼、薑、薑蕪、鰓、鮎、餅、豆、蟹、鮓、雀、鳩、鴨等であります。

●妊娠中起居動作の注意——妊娠中も氣分に障りさへなければ通常如く仕事をすることが宜しいけれども身體を伸び縮みさせる事や、力を要する様な事は一切よくありません、又外の運動も毎日定めて行へば至極爲になりますが、これとても過激の運動は却つて害を及ぼします、其外悪い路を車に乗る事や、遠い

程度の問題で、餘り緊張り締めては下腹の大きいのを支へる効はありますが、血液の循環を妨げてよくありません、また腹帯は斯る特別の場合にのみ用ひるべきもので、一般から云ふと用ひない方がよいのです、猶右の手當を施す外、毎日一二時間位床に臥すのが、筋の調子を整へ下腹の大きくなるのを防ぐに効があります。

●腹帯の利害——腹帯の締め加減は實に大切な事で、昔の人は無暗に堅く締め、それが爲に血液の循環を妨げ、水腫だの痔だの、靜脈病だのと云ふ病氣を惹き起した者が澤山あります、初産の人は腹帯を締めないでもよい、多産の婦人で締めるにしても、ゆつくりと締めなければ體の害になります。

●妊娠中同衾の注意——夫婦の同衾は元來妊娠を目的とするもので、多くの動物は受胎後は絶對的に交尾しません、人間も能ふれば妊娠中は同衾を禁止すべきであります、此は恐らく何人も不可能の事でありませうから、左の四箇條に觸れない限りに於て同衾するが宜しい。

- 一、婦人の嫌忌するとき。
- 二、少しにても腹部に異常あるとき。
- 三、房事に際し婦人の苦痛不快の感を起すとす。

四、妊娠五ヶ月以後。

以上の場合に於ては決して同衾してはなりません、又五ヶ月前であつても一週一回を超ゆることなく、月の進むに従つて漸次其の數を

が極めて微弱でありますから、若し懐妊中に仆れて身を打つたり、又は胃部を衝いたりしては勿論ですが、さうでなくとも烈しい運動をしたり、勞働をしたりしては流産となることとがあります、運動中殊に注意すべきは、手を激しく動かすこと、重い物を持ち舉ぐること、であり、又烈しき下劑及び吐劑を用ゆるのも、亦流産を催す恐れがあります、強き下劑は下腸に加答兒症を發して流産を催すもので、吐劑の強いのも亦同じ病氣の基となるものであります。

●流産を防ぐ注射——流産を防ぐ方法は色々ありますが、最も確かで安心の出来るのは、濱田、木下兩博士の研究實驗された注射法であります、或る流産の癖ある婦人は、懷妊六

減じ、又成るべく運動を緩和にすることが大切の注意であります、それから流産の癖のある人は、妊娠中の同衾は絶對的に禁止せねばなりません。

●どうすれば流産するか——流産の原因は種種ありますが、要するに體質によるものと不意の出來事によるものとあります、即ち平生遊んでばかり居つて、働くと云ふことがなく萬事不節制にして温かい柔かな臥床に寝慣れてをる者は、身體が虚弱で血液を運輸すべき脈管が強健でないのに、血液の流動力のみ強い結果、その脈管を幾分か離解しますから、胎兒は己れの成長に必要な滋養を給せらるる道を失ひ、遂に死んで排出されるのであります、又懐胎の初めには母親と胎兒との連續

ケ用目脈に時期的微れて居るに抑はらず、此注射法を受けて無事に玉の如き子を擧げ、さうして母子共産後の肥立ちよく至極健全で、その效驗驚くべきものであります、世間の流産を悩む婦人には誠に一大福音と云はねばなりません、此注射法は成るべく早い程よいのですから、妊娠と定まつたら、直ぐに此豫防法を受けるが宜しい。

●初産の婦人の注意すべき件々——最も注意を要するのは精神の安靜で、喜怒哀樂其度を過すのは非常に害になりますから、寄席、劇場に行き、小説を讀むなどは悪い、空氣の流通のよい閑靜な所を散歩するとか、音樂繪畫を楽しむとか、罪のない話をするとか云ふ事は至極よい事で、嘗に自分の爲め許りでなく

胎児の爲にも、胎内教育の一ともなります。其他注意すべきは便通であります、兎角懐妊中は便秘を起し易いものですが、其場合には瀝りに下劑などを用ひず、毎日水飴の如きものを食べるのがよい、又乳嘴はよく保護して壓迫を避ける様にし、若し過敏ならば冷水又は極めて薄いアルコールで洗ひ、小さ過ぎるものは妊娠百四十日目より一週間に一度宛石鹼の泡沫を以て摩擦るか、又は指を以て時時乳嘴を引張るがよい、又全身は温保清潔にする必要がありまますから、時々入浴して殊に外陰部を清潔にするが宜しい、又一度流産すると將來癖になりますから、初産の婦人は格別注意して劇しき運動例へば二階の昇降とか洗濯とか云ふことはしない様にし、高い所へ

平素から心掛けて使ひ残りの綿や切れを貯へて置き、之を三十分か四十分熱湯で煮出し塵埃の立たぬ所で乾かし、そして清潔な油紙に包んで保存して置くのが肝要であります。

◎御産の時の位置につきて素人の間違——素人は兎角坐産の方が臥産より樂と思つて居りますが、之は大した間違で、臥産の方が樂であるのは勿論、坐産は非常に危険のものであります、素人にもよく判る例は、坐産は間々出産の時大なる創傷を受け、之が爲に恐るべき産褥熱を惹き起したり、或は重い子宮病を起す原因となることあります、近來漸く臥産の安全にして、坐産の大害あることが一般に知れ渡る様になりました。

◎産婦の枕を高くする危険——一體出産のと

手を舉げたり、重い物を持つたり、夜中外出したりしてはならぬ、又良人の行動は家人の中でも一番神経を痛める原因となるものですから、些細な言行をも慎しみ、五ヶ月以上になつたら、堅く房事を廢し時々熟練なる産婆に見せるのが必要であります。

◎出産の準備心得——第一には清潔を守らなくてはならない、第二には入らざる注意をせぬことです、例へば餘り氣を利かせて、脱脂綿やガーゼの封を切つて消毒に二度の手敷を懸ける様なことである、次は醫師か産婆の指圖により豫め消毒薬を備へて置くこと、次は成るべく清潔なる金盥か鉢の類を三つか四つ備へて置くこと、次は脱脂綿やガーゼを調達して置くこと、若し都合出來ぬ人ならば、

きは、多量に出血して産婦が貧血を起してをるのだから、枕を低くして腦に血を送る様にしてやらなければならぬのに、今迄の習慣は之と全く反對に枕を高くするのであるから、つまり腦貧血を起させる様にしてやるので、實に此上もない危険なことであります、腦貧血と云ふのは腦の血が不足するので、出産の時でなくとも、腦貧血は間々生命にも係はる恐るべきものでありますから産婦の枕を高くする習慣は絶対に止めなければなりません。

◎御産の時襪履を用ふる危険——出産の時に用ふる布片は、凡て嚴重に消毒したものを、決して古綿や襪履等を使用してはなりません、若し襪履等を使へば其微菌が産婦の體內に入り、遂には一命をも落すことあります。

す産後の病氣中重症の八九は、消毒の行届かざるより起るのだと云ふことです、僅かの費用を惜んで襪履などを使ふのは、實に無考の甚だしいものと謂はねばなりません。

●後産の後れた時の心得——産兒と共に出づべき胎盤が後れるのは、産婦にとつて甚だ危険なこと、是れは妊娠中の起居動作等大に關係のあることですが、之れに就て濱田博士は、産兒が出る直ぐに、熟練なる産婆をして絶えず按腹させるのが最も效驗があると云うて居られます。

●産後よき食物——鶏卵、鯉、鯪、文鯨魚、牡蠣、鰻、鮑、粥、葱、干芋莖、長芋、王祥魚等は昔から産後よき食物としてあります、其の外消化し易い物や、平生好きなものは少

し宛食べて差支ありません。

●産後産婦の寢方——分娩後産婦の寢方は平臥が最も衛生に適つてをるのであります、さうして成るべく長く、少くも四五日間は決して起き上つたり坐つたりせぬ様にし、お産の時の儘にしてをるのがよいのであります。

●産褥中の攝生法——分娩後は非常に身體の疲勞するものでありますから、成るべく安静に睡眠させるが宜しい、襦袢を取替へて産婦を心持よくしてやるなどはよいことではあります、夫れが爲に立たせたり坐らせたり、又産婦に手を出させたりしては却てよくありません、襦袢を替へて平臥させたらば、室を薄暗くし、産室には成るべく人の入らぬ様にし小兒は隣室に連れて行き、産婦には緩くり安

眠を勧めるがよろしい、それから小便を催はしたときは、横に臥したる儘させ、又都合によりては膝をつき身をひねつてしても害はありません、若し分娩の取つた爲め、小便の通じかねる場合には、清淨な布片を湯に浸し、適宜に絞つて胃の下部と陰部に當て、置くがよい、分娩後小便の通じないのは、間意意外の患を生ずるものでありますから、注意せねばなりません、又分娩後二日目の夜か三日目の朝になつて緩和劑を用ゆることが必要であります、其の薬には蓖麻子油を酒盃に三分の二程注ぎ、それに乳、珈琲又は薄荷水を入れ、其の上に更に蓖麻子油を一食匙だけ滴らし一口に飲むのが最もよい、次には身體を清潔にすることであり、これは産褥

中最も大切なる注意で、時々湯を以て身體を拭ひ、敷布や襦袢も垢つかざるものと始終取り替へてやるのが肝要であります、それから産室は勉めて空氣の流通をよくし心持ち清涼なる位にして置くがよい、兎角世間では分娩後數日間は室を閉ち籠め、無暗に熱いものを飲食させますが、之れは風を引かせまじと云ふ積りでありませうが、却て病氣を生ずる所爲であります、又食物は平生よりも量を減らし、且つ品質の淡泊した消化のよい物を勧むるが宜しい、又産褥にある間は勉めて神經を刺激しない様にし、三週間過ぎない内は家内の者と別居して安静を保ち、滿一ヶ月も経過して何の障りもない様になつてから、漸次その慣れたる仕事に取り掛り、又は戶外に出

づるがよい。

●**臍帯の注意**——臍帯が兒體から脱離するまでは、意外の害を蒙むらない様に注意するところが肝要であります、其の方法はリンネルの古い布片を重ねて幅四五吋となし、其の正中に乳を穿けこれに臍帯の斷餘を通して折り疊み、直に其の布片で之れを被ひ兒の下腹に當て、其の上にフランネルで作つた帯を適當の緊つさに締てをくのであります。

●**産湯の使はせ方**——産湯は産兒が虚弱で呼吸が苦しさをうでない限りは成るだけ早く使はせるが宜しい、産兒の身體には、白く脂ぎりにて乳の凝つた様なものが何程かついてをります、別けて臉、鼠蹊、腋下其他の皮の褶目には一層澤山ついてをります、この汚垢は中

中密接に付いてをつて脱れ難いものです、若

し其の儘にしておけば乾いて堅くなり皮膚を刺衝して、終には激しき糜爛を生ずるの恐れがありますから、是非手を盡して取らなければなりません、これを取るには石鹼を用ゆるよりも、米の泔汁又は糠の煮汁を用ふる方が安全で且つよく取れます、又入浴中は汚水の眼に入らぬ様によく注意し、別器に清き微温湯を取り、軟かき布片にて外部を拭ひ、口中も亦清き冷水に浸せる布片にて拭ふが宜しいそれから浴湯が濟んだならば、小兒をば温めた浴衣或は軟かなタオルに包んで濕氣を去り且フランネルで和かに身體を擦り乍ら拭へば皮膚を強壯にする利益があります。

●**産後の色々な容體の手當**

▲**惡寒** 少量の葡萄酒を與へ、成るべく輕き夜具を温かくかけ、足下には湯たんぽを置くが宜しう御座います。

▲**陰部の腫痛** 五倍子、芒硝、明礬、小麥、葱白以上の五種を當分に混合し、よく煎じてよく洗へば效があります。

▲**脚氣** 産後の脚氣とて出産後脚氣に惱むものがありません、これは妊娠の爲め血の環行に障害を起し鬱血して下脚及び踝關節に腫脹を來したものでありませう、又腎疾から斯様な症候を來すこともありませう、尿を取つて醫師の検査を乞ふが宜しい、總て普通の脚氣の治療以外、醫師の診療を受くべきものであります。

▲**痔** 平素痔の氣のある人は無論のこと、平素ない人でも、妊娠中若しくは出産後に痔を起すことがあります、其れは凡て便秘に基くもので、便秘は其の他にも種々の故障を來すものでありますから、懷妊中及び出産後は特に注意して便通をよくする様計らねばなりません、併し是れには濫りに下劑を用ゆるのはいけません、必ず危険のない灌腸によるべきものであります。

●**梅毒の親と生兒の病氣**——妊孕中兩親の何れでも全身梅毒を患つたときには、必ず其の毒を胎兒に遺傳するものであります、全身梅毒を患つてまだ間もない人は、妊娠の初期に流産を來すか、或は六七ヶ月の頃梅毒性骨軟骨炎を發せる梅毒兒を産みます、又時として

は満足に生長した胎児を産むこともありすが、既に必要な内臓に梅毒性變化を起してをりますから、肝臓、心臓、肺臓其他の臓器に護膜腫或は白色肝變を起し、又は高度の浮腫、腹水、胸水等を發し、到底永く生活してをることは出来ません、又梅毒に罹つて時經たもの、又は療治によつて一時潜伏したものは、全く成熟した胎児を産むことがありますが、其の胎児は手掌、足蹠に天疱疹を發し、多くは早死します、要するに梅毒の兩親から産れた生兒は、多少兩親の毒性を遺傳して健全に發育することは出来ません。

●産兒の鼻の塞がつた時——嬰兒が乳汁を吸うてをるときは全く鼻ばかりで呼吸してをるのですから、鼻の塞がつたのは少しでも其の

儘にしておいてはいけません、之れには小捻子に種油を付け、靜に鼻の孔に入れると大抵癒るものであります。

●毛を剃る利害——三歳以下の小兒の髪頭を剃るのは衛生上よくないから、西洋では決して剃りません、併し日本では産毛は必ず剃る習慣になつてをつて、それが爲に著しい害もないやうですが、全體小兒の頭部の如き至つて薄弱な所の保護となるべき毛髪を除くことと理に適はぬのみならず、夏日など直接に日光を受け腦を刺激する爲め大害を起すことがあります、それと反對に頭髮がある爲に害を受けると云ふことはありませんから、成るだけ剃らぬ様にする方がよろしいでせう。

●初乳を捨てる可否——初乳は稍や黄色を帯七ヶ月になつたら四時間を隔て、飲ませ、夜間は全く廢する習慣を作るがよい。

び、質粘つこく強き臭氣あり、又少し鹹味があります、非常に蛋白質に富んでをりますから、何を以て代用しても之に及ぶものなく、又一種を下劑を兼ね、母體の中にて受けた營養物の残りを排出して産兒の胃腸を清淨にする效能のあるものであります、然るに我國古來の習慣では、此藥劑を兼ねたる最良の滋養物を有害のものとし、初乳を捨てマクリと稱ふる一種の下劑を與へます、誠にいはれなきこととて、歎息すべき次第で御座います。

●授乳の回数及時間——出産後一二日は凡そ二時間宛を隔て、與へ、兩三日を経て母の乳が十分涌き出る様になつたら、大抵二時間半乃至三時間に一回の割合を以て晝夜共に飲ませ、漸次成長するに従ひ夜の哺乳を減じ、六

●乳の飲ませ方で子が肥る——一般の婦人が兒に乳を飲ませてをる所を見ると、一つの乳房を少し飲ませると他の乳房に取替へ、又少し飲ませると前の乳房と取替へると云ふ様に始終交代をして飲ませてをる様ですが、之れは甚だ幼兒の營養によくない、何故かと云へば最初に出る乳は滋養分の少い薄いもので、乳球の多く含んだ滋養分に富める乳は、重から乳房の胸部に近い所に沈澱してをるものです、若し始終乳房を取替へて飲ませれば、いつも薄い養物の少い乳のみを飲ませ、滋養に富んだ乳はいつも母體に残つてをると云ふことになるのであります、故に幼兒に營養を

よくし之れを肥らせようとするに、一方の乳房を飲み盡してから他の乳房を哺ませる様にして成るべく一授乳時には、一方の乳房を専用すると云ふ習慣を付ける事が肝要であります。

●乳の出る薬法色々

(一) ヤポランデー葉一分を熱湯三勺(並の盃に三杯)の中に入れ、暫く蓋をなし浸出した時分に布片で漉し、一日一回宛用ひれば效能があります、然しこれは劇薬なれば濫りに飲んではいけません。

(二) 蓮の葉に甘草を等分に混じて煎じて用ゆれば必ず效があります、又小豆の汁を繁く用ゆるのもよろしい。

●乳の出過ぎる時の心得

明礬一芍を一バ
瘰癧、糖尿病のある時、又高度の貧血、黄疸、麻刺利亞、急性熱性傳染病に罹れる時。第四癩病、結核病、精神病、癩癩、舞蹈病、ヒステリー等の所謂遺傳性の病氣ある時。第五、母が新に妊娠した時又月經のある時。

以上の如き場合に乳を飲ませれば、或は生母の身體が衰へ、或は嬰兒の營養を悪くし、生母の病氣を受け、又生母の病質を遺傳せしむる等の結果を來すものでありますから、斷然生母の乳を與へてはなりません。

●乳の不足を直す法
乳の出ないには精神の作用によるのと、營養の不足に依るのと二つあります、營養の不良に基づくには云ふまでもなく滋養食を取らせたり、牛乳を飲ませたりして身體を健康にするがよい、又時

イントの清水に溶かし又は硫酸亞鉛三十氏

を一バイイントの檜皮の煎汁に溶かした洗劑にて屢々洗へば乳の出過ぎるのを止むる效があります、それから洗つて後は少くも十分間は乳を露出し置き、小兒に乳房を哺ませるときには、よく乳汁で洗はなければいけません若し前の方法でも效を奏しないときは、小兒を乳離して乳汁の歇絶る様にするより方法はありません。

●乳を與へてならぬ場合
嬰兒には母乳に優る營養物はありませんが、時に生母の乳が却て母子雙方に害を及ぼす事があります。

第一、乳房に腫物又は裂傷の出來た時。第二、生母の年齢十八歳未満にて乳汁の分泌が充分でない時。第三、生母に脚氣、梅毒、腎臟病

時乳房を揉むのも宜しい、よく乳の出ないのには鯉がよいと唱へてをりますが、故あることとであります、それから精神の作用によるものには勉めて精神を安靜にし、何か心配したり神經を痛めたりせぬ様にするより外ありません。

●乳の腫れ痛む療法
乳の腫れて痛むのは主に初産の人の産後にあることで、よく揉み柔げ人に毒乳を吸ひ出してしまつて貰へば癒ります。

●牛乳で育つる注意
牛乳は必ず一回煮沸し砂糖又は乳糖を加へ一時に多く飲ませない様にし、其間は三時間乃至三時間半を隔つるのがよろしい、又之れを飲ませるのには哺乳器を用ひ、残つた乳は捨て、清潔に洗つて置

かなくてはなりません、又牛乳を用ふるのには初め三ヶ月間は牛乳一水三、四ヶ月より六ヶ月迄は牛乳一水二、七ヶ月より八ヶ月迄は牛乳一水一、九ヶ月より満一歳迄は牛乳二水一、其れ以後は牛乳ばかりと云ふ割合に薄くして與へるがよろしい、それから六七ヶ月目までの子供には牛乳よりよいものはありませんが、それ以後は薄き葛湯、水飴、米煎汁に少しの鹽及び砂糖を加へて與へ、齒の生ずる頃になつたら、よく煮た粥を交ぜて與へても差支ありません。

●母乳の代用品は何がよいか——牛乳がよろしい、今は消毒が八釜しくなつてを一つ、大抵心配はありませんが、矢張り一度ブーツと泡立つ位を程度に沸すがよい、それから一度

沸した牛乳は酸敗し易いから分量を定めて沸し、残つたのは棄て、了ふが安全であります、完全した消毒器には別々に壘が出来て、夫へ牛乳を移し、消毒するから壘の口さへ取らなければ一日位は保存出来ますが、壘の口を開けたら飲み残しがあつても、時過ぎて用ひてはいけません、又牛乳のない田舎ではコンデンスミルクを用ふるもよい、又牛乳文けて消化を悪くした場合には、粥の重湯やソープを與へます、ソープは魚や鶏や牛肉を味噌か醬油で煮出した其汁でよろしい。

●母乳と牛乳とどちらがよいか——これは言ふ迄もなく母乳の方が優つてをります、牛乳又は煉乳等による人工養育法なるものは、萬止むを得ざる場合にのみ用ひべきもので、甚

だ不自然なるものであります。千八百七十八年ベータスゼン氏が伯林府に於ける死亡哺乳兒を調査したる結果によれば、母乳にて育てたるもの二十一一人五分、乳母の乳汁で育てたもの二十七人、牛乳及煉乳を以て育てたもの四十二人二分と云ふ比例を示してをりますのみならず發育の後も人工養育法によるものは身體虛弱にして病氣に罹り易く、彼の恐るべき尙癩病等も此種の人に多いと云ふことは、醫學者の等しく唱ふる所であります、生母の乳汁は生兒の營養に相應するやうに、自然に分量及成分の加減が出来てをるのでありますから、母乳を以て育つるのは生兒の爲にも又母親の爲にも自然にして適當なる方法なのであります。

●コンデンスミルクで育つる注意——コンデンスミルクは牛乳よりも滋養分が少いから、牛乳を得られる時は成るべく用ひないが宜しい、若し之れを用ゆる場合には、精々品質を擇ばなければなりません、米國製の鷺印が一番よいのですが、二三種賸物がありますから價は高くても必ず正眞の物を買ふがよう御座います、それから罐の口を切れば寒い時分でも二三週間、梅雨の候には四五日位より保ちまんなから、其れ以上経つたならば棄て、しまはねばなりません、又これを貯へておくにはよく蓋をして空氣の入りぬ様にし冷たい所に置く様に心懸けるが必要です、又コンデンスミルクは必ず一度沸したる温湯か、米汁煎か麥湯かで溶いて與へるのです、其割合は最初

一ヶ月は煉乳一に水二十二、二ヶ月目には煉乳一に水二十一、三ヶ月目には煉乳一に水二十と云ふ様に、一ヶ月毎に漸次水を一宛減じ十二ヶ月には煉乳一に水十一と云ふ割合になる様にします。

●小兒粉・ちの粉——ちの粉は寒晒の米粉の如きものにて、これに砂糖を加へて煮、乳の少い小兒に飲ませるものでありますが、素より乳と同じ效用のあるものではなく、且つ消化もよくありませんから生後三月足らずの小兒などに飲ませれば、遂に病を起して死ぬことがありますが、又小兒粉は牛乳、穀粉を以て製したもので、これを製するには牛乳を蒸發して乾燥せしめ、これに穀粉などを混ぜた物です、其良いのは脂肪と窒素質に富み、

た瘦るとさきも全く母親と別れて一人て養せると云ふ習慣をつけて置けば、親の乳が妊娠の爲に出なくなつた場合にも、赤兒の生れた場合にも、少しも困難を來す事はありません、授乳の時間を定めると云ふことは、迎も行はれないことの様ですが、一二月月辛棒すれば習慣がついて、段々に乳の分量を減らし、徐々に固形食物を與ふことが出來ます、又さう云ふ習慣がつけてなかつたら、二三回生薑の汁を乳頭に塗つて置いて乳を哺ませれば小兒は乳の辛いことを知つて乳離することが出來ます。

●乳離れの時の注意——生後七八ヶ月經つと門齒が二枚生へて來ます、之が乳離期の自然の徴候であります、併し暑中に營養物を替へ

炭水化物はよく水に溶ける様になつてゐます多くは舶來品ですが、本邦産にも錳印鷺印などあります、今舶來品の一種鳥巢印につきて百分中の成分を示せば、窒素九、六三脂肪五、四二炭水化物中の可溶性分四三、五三 不可溶性分二九、八四 灰分一、七四 磷酸〇、四三 石灰〇、三七 水分二、二四 であります。

●乳首を噛み切られた時の手當——乳首の切れて困るのには古いかき餅を黒燒にして乳豆に塗りつけるか、山の芋をおろし餛飩粉を煉り合せてつけるが宜しい、又黒砂糖をつけるのも、鯉の鱗を貼るのも效目があります。

●乳離れを容易にする法——これは始めから豫め授乳の時間を定めて置いて、その時間以外には假令泣いても決して乳を與へず、まゝるのは悪いから、四五月頃に滿六七ヶ月になるなら其時に乳離れさせ、七八月頃丁度滿八ヶ月になると云ふ様であつたら、十月頃まで乳離れを延すが好い、人の乳は藥だとか、乳の出る間は懐妊しないなど、云つて、母乳の出る間何時までも飲ませて置くのは大なる過ちで、小兒の身體が精神かに屹度害をうけます、假令如何なる事情があつても、生後滿一ヶ月年即ち誕生の頃には必ず母乳を離さなければいけません、それから母體に何か故障のあつた場合、又乳離期が來る場合に乳離れを容易にさせる爲、生後間もなく母乳の間々に牛乳を交えて飲ませるのは至極よい方法です、其分量は生れ立は牛乳一合に水三合の割、三ヶ月目には牛乳と水と半々、六七ヶ月目には

炭水化物はよく水に溶ける様になつてゐます

全乳回数(ぜんにゅうかいすう)は生れ立(うまたた)は一晝夜(いちぢや)凡そ九回中(くわいじゅうちゅう)、うすめた牛乳(ぎゅうにゅう)一回(いちかい)、三ヶ月(さんげつ)からは七八回中(せちゅう)二回(にかい)、七八ヶ月頃(せちげつぐら)は六回(ろくかい)の中牛乳(ちゅうにゅう)二回(にかい)、若し生後七(せいごしち)八ヶ月(はちげつ)の乳離期(にゅうりき)に、牛乳(にゅうにゅう)ばかりを飲ませぬといけない事情(じじょう)があつたら、一回(いちかい)一合宛(いちがう宛)六回(ろくかい)興(きょう)へる、併し(ひか)これ等は主として小兒(せうに)の體質(たいしつ)によることでありますから、醫師(いし)の意見(いけん)を求めてやるが宜(よろ)しい。

●赤兒(あかご)の泣くのは運動(うんどう)の爲(ため)——多くの母親(はは)は赤兒(あかご)の泣くのを以て直に餓(うら)を訴(うた)ふるものと解(かい)釋(せき)し、泣きさへすれば乳(ち)を飲(の)ませますが、乳(にゅう)兒(じ)の泣くのは言語(げんご)の代り(か)で、心身(しんしん)に感(かん)ずるすべの事(こと)、例へば睡氣(ねいき)を催(もよほ)したとか、襁褓(むつぎ)が濡(ぬ)れて氣持(きもち)が悪いとか、着物(きもの)が緊(かた)くて手足(てあし)が思(おも)ふ様(よう)にならぬとか云ふ時に泣くことが

るし、寝具(ねぐ)の具合(ぐあい)が悪(わる)くて啼(な)くこともありますが、毎晩啼(まいばんな)くのは必ず子供(こども)の身體(からだ)に何等(なんち)かの異状(いじょう)があるのですから、専門(せんもん)の醫師(いし)に見(み)て貰(もら)ふが宜(よろ)しい。

●生後七(せいごしち)八ヶ月(はちげつ)に頻(しばしば)りに泣(な)く譯(わけ)——齒(は)が生(は)へ始めて、其(その)が爲(ため)め熱(ねつ)を起(おこ)し咽喉(のど)が渴(か)くからであります、其(その)場合(ばい)合(あ)に譯(わけ)も分(わか)らずに乳(ち)など吞(の)ませても決(けつ)して泣(な)き止(や)むものではありませぬ、それには矢張(やは)清潔(せいせつ)な冷水(れいすゐ)を吞(の)ませるのが一番(いちばん)で、二口(にくち)か三口(さんくち)も吞(の)ませれば不思議(ふしぎ)にヒタと泣(な)き止(や)むものです、子(こ)を持(も)てる人(ひと)の心得(こころえ)置(お)くべきことではありませぬか。

●口(くち)の中(なか)に出(で)来る(き)る白(しろ)い物(もの)——鹽酸(えんさん)加里(かり)を五十倍(いはい)の湯(ゆ)に解(と)き、含嗽劑(うがひやくざい)として用(もち)ひるがよい、又(また)礪砂末(らしかま)若(わか)くは辰砂(しんしゃ)にリヌリン(リヌリン)を加(く)へて塗(ぬ)る

ありますから、それを察(さつ)しないで、唯(ただ)だ無暗(むあん)に乳汁(ちゅうじ)を與(あた)へるのは赤兒(あかご)の健康(けんかう)を害(がい)する基(もと)になります、又(また)赤兒(あかご)の泣(な)くのは一ツ(ひとつ)には運動(うんどう)にもなるのでありますから、身體(からだ)を檢査(けんさ)して其(その)原因(げんいん)を除(のぞ)いてやり、それでも泣(な)いてをるの(は)そんなに心配(しんぱい)しなくても宜(よろ)しい。

●添寝(そひね)の利害(りがい)——添寝(そひね)は睡眠中(すいみんちゅう)乳房(にゅうぼう)で嬰兒(えいじ)を壓死(あつし)するとか、其他(そなた)色々(いろく)の弊害(へいがい)のあるものですから、出產(しゅつさん)の始(はじめ)から、一人(ひとり)で寝(ね)かすやうに習慣(じゆくわん)をつけるがよい、一人(ひとり)で寝(ね)せては寒(さむ)からうなど、思(おも)ふ人(ひと)もありますが、嬰兒(あかご)でも自ら體温(たいおん)を保(たも)つ備(そな)はるもので、決(けつ)して心配(しんぱい)すべきではありませぬ、但(たゞ)し寒(さむ)い時(とき)だけは湯(ゆ)タンポを用(もち)ゆるがよう御座(ご)います。

●子供(こども)の夜啼(よなな)——空腹(くうふく)を感(かん)じて啼(な)くこともあ

と啼(な)ります。●産後(さんご)の同衾(どうきん)につきての注意(ちゅうい)——産後(さんご)普通(ふつう)の經過(けいこう)を取(と)れるものは、六週(ろくしゅう)乃至(乃至)七週(しちしゅう)後は同衾(どうきん)しても差支(さしつか)ありませんが、生殖器(せいしき)の充分(じゅうぶん)なる恢復(くわいふ)をなすのは約(やく)三ヶ月(さんげつ)の後(のち)でありますから成(な)るべくならばそれ迄(まで)は同衾(どうきん)しない方が宜(よろ)しい、亞非利加(アフリカ)には生兒(せいじ)の自ら走(はし)り得(う)るまで同衾(どうきん)するを禁(きん)ずる土人(どじん)もあり、日本(にほん)でも古代(こくだい)に於(お)いては産屋(うぶや)を建(た)て、妊婦(にんぶ)を別居(べつきよ)せしめ、産後(さんご)或(ある)る期間(きかん)は其(その)産屋(うぶや)から出(で)さない掟(おきて)がありました、又(また)今(いま)でも支那(しな)では上流社會(じやうりゅうしゃかい)の人(ひと)は、産後(さんご)一ヶ月(いちげつ)は決(けつ)して妻(つま)と語(かた)も交(まじ)へないと云(い)ふこととです、之(これ)等は或(ある)は迷信(めいしん)から來(き)てをることかも知(し)れませぬが、衛生上(えいせいじやう)から言(い)ひましたならば至極(しごく)有益(ゆうえき)なる風習(ふうじゆ)と云(い)ふべきで、産後(さんご)少(すく)な

くも一ヶ月を經過せざる内は、決して同衾し
てはなりません。

●ネルや絹物は小兒に毒——衣服の用は身體
の周圍に人工的氣候を作り、外氣を防ぎ體温
を適當に保護するもので、温か過ぎても抵抗
力を減じ皮膚を弱くしますし薄過ぎても寒冒
に罹るの恐れがありますから、仕立方、品質
等に餘程注意しなくてはなりません、品質中
ネルや毛織物は小兒の皮膚を刺戟すること強
きに過ぎ、絹物は動もすれば皮膚の呼吸を害
する恐れがありますから、共に好適品とは云
はれません、矢張小兒服には衛生上木綿が一
番良いのです。

●便利な襦袢 綿フランネルを四角に取り角
違ひに裁ちて三角形に縫ぎ合せ、木綿の襦袢
りません。

りません。

▲ヒキツケの手當 ヒキツケは主に腦膜炎に
伴ふもので、二歳位より七歳位の腺病性の小
兒によくある最も危険なる病であります、此
時には速に頭部に氷罨法又は冷水灌注法を
施し、足部に芥子泥を貼り、峻下劑を與へて
速に醫師の來診を求めなければなりません。
▲咳 小匙一杯の阿片龍腦丁幾をコップ一杯
の水に和し、瓶に貯へ置き、一時間に小匙一
杯宛を與ふるが宜しい、若し阿片龍腦丁幾の
得難いときは吐根舍利別を代用するがよい、
又フランネルの片を樟腦油に浸し胸部に置き
て、効を奏することもあります。

▲蛔蟲蟯蟲の驅除 小兒の蟯蟲蛔蟲を驅除す
るにはサントニーネに優るものはありません

を重ねて拵へるので、其の廣き基底部分を臀の
下に布き、兩角を前へ廻して結び合せ、尖端
は股の間から前へ廻して、結び目の下に挿む
のが最も便利であります、かうすれば脱け落
ちる恐れもなく、又汚れた場合は交換するの
は大層都合が宜しい。

●小兒の身長の延る割合——男の兒でも女の
子でも五歳となれば初め生れた時の二倍に達
し、十五歳になれば三倍になるものでありま
す。

●小兒の病氣の手當

▲涎を止むる法——天南星の粉を水にてねり
足の裏につけるがよろしい、それから又東の
方へ行く牛の涎を取つて口にぬるがよいと云
ふ言ひ傳へもありませんが、これは當てにはな
い。

其の分量は響の耳搔に一杯位宛一日三回與
へるがよい、此藥は劇藥でありますから、蟲
が出たなら直に服藥を止めねばいけません。

▲トビヒ 温浴して皮膚を清潔にし、百倍の
硼酸水で皮膚を拭ふが宜しい、若し水泡が出
來たならば針にて膿水を去り、亞鉛華と澱粉
とを等分に混和したものを撒布し、表皮の剝
脱せるものは、ビツク氏軟膏を貼用すれば癒
ります。

▲水痘 水痘は極軽い病氣でありますから、
別に治療の必要もありませんが、傳染性のも
のですから、健康の小兒と一所にしてはいけ
ません。

▲濕疹 亞鉛華及澱粉を等分に混和したるも
のを塗布し、或は硼酸一瓦、華攝林三十瓦を

混和したるものを塗抹すると癒ります、又頭に瘡の出来たのには、一日に三回宛種油を塗れば日ならずして癒るものです。

▲百日咳 灌腸をして便通をよくし、硫黄細末四匁と白砂糖十匁とを混和し、一回に二分宛一日三回清水にて服用させるがよい、又アラビヤゴムを煎じ適宜に服させるのもよい。

▲ヒカン 此病は俗に「血ばなれ」或は「かんのむし」と云ふので、手足は痩せ衰へ腹のみ膨脹して鼓の如くになり、容易に治癒しません、療法は乳を選び、牛乳其他滋養品を與ふるのが第一です。

▲小兒寢小便必治の療法 寢小便の治療法は、古來種々の傳説がありますが、何れも信ずるに足りません、又今も内服薬なども色々

第八篇 家庭療法

●蟲齒の痛みを即時に止むる法 普通の齒痛ならば肉桂の皮を噛んでをれば止まらず、それは齒齦及神經の知覺力を亡失するからであります、又他の簡單なる療法は、重曹一匙を水に溶して含嗽するのであります。

●喉の骨に刺ちたるを直ちに抜く法 生卵を一つ丸呑にすれば刺つた骨は卵と共に腹の中に入つてしまひます、又飯を一口丸呑にして見るもよろしい、それで取れることもあり

●耳に物の入りし時の手當法 耳の中に豆類、小蟲類、其他異物の入つたときは、劇しく咳嗽が出、或は刺すやうに疼痛を發するも

にありまますし保養上の注意として刺戟性の飲食物を避け、午後からは水や菓物等の飲食を差控へさせ、蒲團は平にせず、足の方を高くして寝せる等種々の方法がありますが、皆確實に全治せしむることは出来ません、此病の必治療法としては、今ではカテラン氏の注射療法の外ありません、生殖泌尿器病で有名な朝倉博士は自己の實驗によれば、此症の患者は兒童期でも、其れ以上の年輩でも、其多數はカテラン氏注射で癒し得ると云うて居られます、現に此病氣の爲婚期を失する婦人が、十二回注射を受けて、全癒し芽出度く結婚したと云ふ様な實例は澤山あります、然し此注射は消毒が大事であるから、醫者の選び方を 忽にしてはなるまいと思はれます。

のであります、之を治すには昆蟲の入つたときは耳の中に水を注ぎ込み、或は微温かい油を注ぎ入れ、或は煙草の煙を吹き入れ、或は燭火を耳前に近づけるがよろしい、さうすれば昆蟲は苦しさ匍匐ひ出して來ます、又其他のものは微温湯を注ぎ入れて除き去るがよい、又針金を火で熱め針尖を少し曲げ、之を以て異物を引きかき出すもよろしい。

●眼に塵の入りし時の手當法 早速兩方の眼を閉ちて頭を上に向けて、鼻で強くフーと吹くのです、若しそれでもいけなかつたならば、今度は頭を下へ向けて、塵の入らない方の眼を靜かに擦ればよいと云ふことです、これは西洋の雜誌にあつたことで、實驗ではありませんが、實驗上よいのは、婦人に乳を點

して貰ふのです、大抵は流れ出てしまひます、若しそれでも出なかつたら、靜かに臉を返して耳搔のやうなもので、撫て廻して貰ふが宜しい。

●鼻血の處置法——鼻血は概して危険のものではありませんが、出血が永ければ遂には貧血に陥ることがあります、此時には患者を仰向けになし、衣服を緩め、鼻根部の動脈を押し、前額と頸部に氷嚢を當て、又脱脂綿に格魯兒鐵丁幾を浸し、鼻腔に挿入するがよろしい、又食鹽一〇を淨水一〇に溶解したるものを注入し、或は氷水若しくは醋水を注入することもあります。

●簡易血止め法——明礬二匁を出血面に塗るがよい、又切創には五倍子を貼り、或は葱を

炒つて其汁を塗擦するものもよろしい。

●トゲを抜く簡易法——鳳仙花(花實根とも)と青松葉とを黒燒にし、これを細末に碎き、油で煉つて貼つておくのです、忽ちトゲが浮き出て抜けてしまひます。

●サカサ睫毛——睫毛倒生は眼球を摩擦し、重き眼病を起すことがあります、是れは眼瞼を少しく外に翻し、毛抜を以て抜くより仕方がありません、度々抜けば終ひには生えな

い様になります。

●頭痛の即治法——頭痛は特發するものでなく、大抵腦貧血、腦充血、ヒステリー、神經衰弱、アルコール中毒、便秘等から來るものでありますから、先づ其原因を除き、さうして安知必林〇、五瓦を服むがよい、輕いもの

なら薄荷水をつけるのもよいが、貧血から起つものなら頭を暖めねばなりません。

●肩の凝りを治す法——種々なる方法の中、樟腦丁幾を塗りつけるのが一番簡單で效能があります。

●喉の渴きしを止むる法——唯水を飲んだだけではどうしても喉の渴きの止まないことがあります、さう云ふときには、水に酢なり何なり差障のない酸味を帯びたものを二三滴程滴らして飲むがよい、屹度渴きの止むもので

●船や汽車に酔はぬ藥——赤色の眼鏡を以て暫く何處なりとも眺め、其後カロメルを服するがよい、立所に苦惱が去つてしまひます、又始終片眼を閉ちてをるのも、船や汽車に酔

ふのを防ぐ效があります。

●突き目の手当——激しく突いた時には無論醫者にかゝらねばなりません、輕いものならば婦人の乳汁を點して貰ふがよい、忽ち痛みが去ります、又眼に塵など入れた時にも婦人の乳汁を點すのが宜しい。

●胸の焼ける時の手当法——重曹三、〇假性マグネシア〇、五龍膽末〇、三を混和して毎食後三回に用ひます、又極く輕いのなら、生米や昆布を噛むでもなほります。

●卒中(腦溢血)の手當及豫防法——急に卒倒して人事不省に陥つたり、半身不隨になつたりした場合には、空氣の流通のよき室に靜に臥せて衣服を脱がせて胸の緩む様にし、耳の後へ水蛙を二三十著け、芥子をかいて胸部腓

腸部に貼るがよい、軽いものならば一晝夜位で生氣付きます、卒中の豫防法として守るべきは、第一は飲酒、喫煙を厳く禁ぜねばならぬ、これは腦に充血を起し、血管の破裂を起し易いものである、第二は勉めて精神を安静にし、身體の過勞激動を避けねばなりません、特に炎天の旅行等は最も危険の事です、第三には芥子胡椒等の如き刺激性の食物を廢し、又長湯や熱い湯も慎まねばならない、第四は毎日便通に注意し、便秘の場合には下劑としてカル、ス泉鹽を用ふるが宜しい、第五心臟病梅毒等から卒中を起すことがある、此等の病氣のある人は格段に注意して一日も早く其根治療法を行はねば危険であります。

●霍亂の手當——霍亂は吐瀉の激しい病で、

夏日炎熱の天氣が遽かに冷氣に變じたり、或は晝間は甚だ熱く夜になつて急に寒くなつたりする時に多い、療法は腹部に溫巴布を貼し、甚だしく疲勞するものには葡萄酒かブランデーを少し與へ、渴を訴ふるものには少許の氷片を與へ、殊に身體虛脱するときは、麝香二厘を砂糖に混じ水で用ふるが宜しい、内服薬は甘硝石精二三滴を四匁の水に混じて與へ、又稀鹽酸一、〇單舎一五、〇大黃浸一八八、〇を能く混和し二時間毎に一五、〇宛服用させるがよい。

●食傷(急性胃加答兒)の手當——是れは大

食、間食、魚類菌類の中毒、酸敗物不消化物等より起る病氣で輕症ならば二三日嚴重に食物を節し、肉羹汁、粥汁、鶏卵の如き極めて消

化し易いものを與へ、病勢の劇しいものには、暫時絶食せしめ、吐劑或は下劑を與へて胃中を洗滌し、胃部に冷卷を施すが宜しい、吐劑には吐根末一、五吐酒石〇、〇五を一回若しくは二回に用ひ、下劑には蓖麻子油一五、〇を卵黃又はゴム漿に混じ一回に飲み、不良物を排泄して後、重曹二、〇ビスミット一、〇を散薬三包に別ち、一日三回分服、又ビスミット五、〇大黃末五、〇重曹二、〇を一日三回半匙宛服用するがよい。

●服痛の手當——心窩に溫卷法を施し、又芥

子泥を貼るがよろしい、若し疼痛劇しく卒倒した時には、アンモニアを嗅がせるがよい、又直ぐに溫湯に入り胃部を按摩して癒ることがあります、服薬は重曹三、〇荳蔻越幾斯〇、

一二龍膽末〇、五を一日三回づつに分服し、又硝酸銀〇、〇五留水五〇、〇を黒瓶に入れ、一日六回宛二日に分服し、又薄荷精二、〇白糖一、〇アラビヤゴム一、〇酒精二滴を丸薬二十箇とし、二三箇宛用ゆるがよい、猶神經性胃瘧にて時々發作するものは、毎朝臭素加里二、〇を糖水に和して服するときは、發作を防ぐことが出来ます。

●鼠に咬まれしときの手當——焰硝を咬所に

つけ、火を點ずれば毒が火と共に散らしますから、其跡へ麝香を塗り、白躑躅の花或は干屈萩の煎薬を多量に飲むが宜しい、又藜に鍋墨を煉りまぜて塗付けるか、桐の木の炭を細末となし糊にまぜて塗付るもよい、又猫の口に生姜のおろしを塗り多く涎を出させそれを

咬所へ塗るが最も妙であると云ふことです、然し鼠の咬傷は毒が内攻すれば、容易ならぬ大患に陥ることがあるから、速に醫治を請ふのが一番安全であります。

● 蝮に咬まれし時の手当——露草(螢花)若しくは山吹の葉と花とを一所に揉み、其汁を傷口に付けければ、直に痛みが止みます。

● 狂犬に咬まれし時の手当——狂犬に咬まれたときは、往々其毒によつて狂水病を發し、生命に危険を及ぼすことがあります、然し咬傷當時處置が宜しければ能く之を豫防するこゝとが出来ます、即ち咬傷を受けたときは、直に其創を二十倍の石炭酸で洗ひ、烙鐵を以て消毒し、或は腐蝕藥を以て創口を腐らし、或は小刀で患部を剔り去る等の處置を爲すが

らです。

● 魚の中毒の手當——吐法を行ひ食物を吐かせて後、蓖麻油子三、〇乃至四、五を與へ、通利を促し、若し痙攣を起したときは、葡萄酒ブランデーの類を少量宛頻りに與ふるがよろしい。

● 足に豆が出来た時の手当——飯粒に煙草の灰を混ぜて寝る前に貼ると好い、翌朝までには水腫がすっかり消えてしまひます、又靴傷は靴下へ石鹼をしみこませておけば豫防されます。

● 卒倒の手當——先づ患者の帯・釦等を解き、身體を寛かにし、外傷のあるのは其手当をなし、頭部を高くして横臥せしめ、氷嚢又は濡れ手拭を以て頭部を冷し、顔に冷水又は酢を

必要です、咬傷の全治したものでも、前の處置を爲さなければ其痕を削り去つて消滅さすかよろしい。

● 茸の中毒の手當

- (一) 山査子を煎じて服むか、人の糞汁を服するときは最も效があると云ひます。
- (二) 地上に穴を掘り、其中に水を入れてかきませ置き、其水の澄みたるを多く飲むのも宜しい。
- (三) 古い壁土を熱湯の中に入れ澄し、冷まして飲むもよく、又甘草を胡麻油で煎じて用ふるもよろしい。

(四) 忍冬を生なれば其儘食し、乾いたのは煎じて用ゆる、又茄子を食するもよい、茸の料理に茄子を加へるのは、毒消しになるか

吹きかけ、又は茶碗に酢を盛り火を投じて其揮發瓦斯を嗅がせ、日本酒又はブランデーを口中に注ぎ、芥子泥を兩腕の上部と兩こむらに貼布し、濡れ手拭にて右の胸の下部即ち心臟の在る所を軽く打ち、毛織物或は刷毛の類で足蹠及胸部を摩擦してやるがよろしい、そして元氣が回復したらば冷水を與へ、若し回復せざる場合には人工呼吸を行ふが肝要です。

● 縊死者の手當——縊死者はまづ體を抱いて繩を弛め頭を繩より外し、或は繩を切斷して横に臥さしめ衣服を寛めて顔面に冷水を灌ぎ、繩の痕を撫て擦り四肢腸部を毛布にて摩擦し、鳥の羽等で鼻孔、咽喉等を攪癢して嘔吐、嘔吐を起さしめ、人工呼吸法を行ふので

あります。

●水死者の手當——空氣の新鮮な所で衣服を脱がせ、蒲團の上に俯臥にして腹に枕を當て、頭を低くし、口鼻に附いてをる泥土を拭ひ取り、舌を引出し、脊部腹部を壓して水を吐かせ、羽毛小捻子等で咽頭鼻孔を攪き廻し、又煙草の煙を鼻の孔に吹き込み、顔面と胸部とを摩擦するがよい、急に燃火で温めたり、倒に吊して水を吐かせたりするのは悪い、又人工呼吸法を行ふのは最も宜しい、呼吸を回復したならば温かなる褥に安臥せしめ、牛乳葡萄酒等を與へるがよろしい。

●人工呼吸法——法式は種々ありますが、素人にも出来る最も簡單なるのを述べませう、其法は先づ假死者の衣帶を取り除きて仰臥せし

怖等はよく之を誘發するものであります、癩

法は酒類、茶、煙草等の興奮性のものを禁じ、心身の過勞を避け、發作した時には卒倒して水、火、木石等により身體を損傷しない様に注意するのが肝要です、若し前兆のあるものは、食鹽一握を服せしむれば發作を豫防することがあります、平素貧血のものは強壯劑として、鹽酸規尼涅一、八乳酸鐵一、八健質亞那末適宜を健質亞那越幾斯にて丸藥三十粒とし、毎食前一粒宛用ふるがよろしい、又臭剝四、○單舎一〇、○水一〇〇、を一日三回に用ふるのも身體を強壯にする效があります、其外酸化亞鉛〇、五白糖二、〇を五包となし、朝夕一包宛用ふるか、或は沃度加留護二、〇水一八〇、○單舎一五、〇を二時間毎に一食匙宛用

め、腰の下に枕を當て舌を引き出し、齒の間にキルクの様なものを挟んで空氣の流通を容易にし、施術者は假死者の顔の方を向いて、腹部を跨いで跪座し、兩手の掌を乳房部に當て、徐に充分に力を入れて胸部を壓し、肺中の空氣を壓し出す様にし、次で手を放し外部より空氣を肺中に侵入せしめ、一分間に十五六回交々反覆して呼吸を回復するまで續けるのです、其他の方法と云ふものも、遣方は違つても、一度肺中の空氣を壓出し、次に外界の空氣を侵入せしめ、これを反覆すると云ふ要領は、どれも同じでありますから、其心得てやれば宜しい。

●テンカンの手當——癩癩は遺傳の病で、心身の過勞、酒色の過度、梅毒、貧血、鉛毒、恐

ふるもよろしい。

●烟にむせた時の手當——砂糖水或は味噌汁を飲むが宜しい、又廁の臭氣をかげば忽ち治ります。

●蜂・毛蟲・蝨に刺された時の手當——蜂に螫されたのには里芋の莖汁がよく、毛蟲蝨に刺されたのにはアンモニア水を塗るか、酒又は萬金丹を塗布すれば宜しい。

●ゲジ——になめられた時の手當——上等の酒を飲んで酔ふが宜しい。

●シビレを直す法——掌を以て其足を逆に摩擦すれば、靜脈血の流通をよくし、忽ち治るものであります、又足の拇指を頻りに動かすのも、麻痺を防ぐ效があります。

●切傷の妙藥——藁灰は沃度ホルムと同

じく、切傷などに對して非常に效能のあるものです。切傷に藁灰を附けて繃帯をかけて置くと、傷の腐敗をとめるばかりでなく、傷口を癒合する效があるのです。この藁灰は普通の藁を燃やして、黒く焼残つた處を度とするので、白の灰となつては無効である。

●脱肛を止むる法——平常から注意して大便の通じをよくし、軽いのは出る度毎に種油を指で塗つて靜に押し込んで置くがよい、又脱肛帯も效能がありますが、重いのは是非外科醫の治療を請けなくては根治しません。

●嘔吐の手當——嘔吐は恐るべき病氣で、食物を食べれば吐き、藥を飲ますれば吐き、其儘に打棄て、置いても亦吐き、漸次疲勞虚脱に陥るものであります。それにはよづ胃部氷罨に繰返さねばならぬことは言ふまでもあります。

●急性腸加答兒の療法——腹巻を用ひて腹部を温かに保ち、食物は粥、牛乳、鶏卵等を用ひ、湯水の類や堅いものは決して用ひてはならぬ、牛乳も人によりては下痢を催しますから、さう云ふ人は用ひぬ方がよい、藥はテルマトール三、〇を一日三回に服するか、ゲン

ノシヨウコと云ふ蔓草を買め求め、五勺位宛三合位の水で煎じて用ふるがよい。

●眠れぬ時の療法——不眠の多くは神經衰弱の一分症と看るべきもので、病源に溯つて治療するのが必要であります。自分の注意

としては、始終神經を興奮せしめぬ様心懸け、午後は成るべく茶珈琲の類を飲まぬ様にし晩

法を行ひ臭剝一、三重曹〇、八生姜舍利別四、
○淨水六〇、を頓服させ、猶セルテル水を一時間毎に一食匙宛與へ、小半夏煎一五、〇生姜搾汁一〇〇、を適宜三回に分服するがよろしい。

●宿醉には何がよいか——宿醉にて頭痛がしたり、悪寒がしたり、嘔吐を催したりするのには、沸騰酸を飲むが宜しい、胸がすきくして精神が爽かになります。

●咳に悩む時の手當——咳は呼吸器の振衝から來るものでありますから、咳に悩む時は、成る丈け深く息を吸込んで、出來るだけ吐出さずに堪えて居れば、咽喉と肺との振衝を柔げることが出來て、恢復の第一歩となり、そして咳が餘計に出れば、随つて此法も餘計

食を減らし、寢室は靜で空氣の流通のよい室を選び、蒲團を軽くし、枕に就いたら深く靜かなる呼吸をなし、又胃部の按摩をすること等であり、催眠藥として少量のモルヒネを用ふるのも効がありますが、慣るゝに隨つて漸次効果を失ひますから、これは用ひない方がよいでせう。

●さしこみ(胃痙攣)の手當——平素の注意として不消化の飲食物を避け、フランネルの腹巻等を以て腹部を冷さぬ様にし、精神の過勞飲酒房事を慎しみ、又貧血性の人には過滿飽酸鐵液一五、〇を毎食後分服するが必要であります。若し發作のあつた時は、炊きたての飯又は熱くした蕎麥を、布片に包みて胃部を温保し、身體を安靜にしておくが宜しい。

●吐血咯血の手當——吐血の場合には身體を静に保ち水を與へ胃部に氷嚢或は氷罨法を施すがよい、咯血の場合には患者を極めて安静にし氷を食せしめ、胸部に氷嚢を當て、談話飲食等を禁じて、醫師の來診を待つがよろしい。

●日射(あつけあたり)の手當——患者を涼室に移し、衣服を脱がしめ少許の清水を與へ、次に麥酒を飲ましめ、頭を冷し下劑を投じて便通をよくし、二時間毎に葡萄酒、鹽酸里母奈瑤を少し宛與へ、甘汞〇、三葯刺巴〇、三を頓服するが宜しい、猶日射傷を生じたるものは鉛糖水で冷し、次にワセリンを塗り其面に亞鉛華末と澱粉とを等分に和したるものを撒布するが好い。

毒を他に傳播して附近の者に非常な迷惑を及ぼす様な結果ともなります、病室は安静で日當りのよき空氣の流通のよい、成るべく隔離出来る室を選んで、そこに軟い夜具に白布を敷いて臥させることが必要であります、看護人に成るべく強壯なる婦人を一人定めて、止むを得ざる時の外他の者が代つたり、他の者が病人に近いたりせぬがよい、看護人はよく醫者の命を守り、濫りに病人の意に従ひ、一時の情に驅られて禁食を與へたり、親屬を病室に入れて長く話しをさせたりしてはなりまぬ、糞便は最も傳染の媒介になるものでありますから、一定の場所に貯へ、石灰又は石炭酸水を灌ぎ消毒するがよい、患者の夜具衣服等は勿論、自分の衣服手足等も嚴重に消毒せ

●寝汗の療法——寝汗は身體の弱き證據なれば、勉めて滋養物を食し、單寧少許を就寝前清水で服用すると癒ります。

●痰を切る妙藥——酸漿の中心を水飴に交ぜて嘗めれば治ります、其分量は猪口一杯の水飴に酸漿三個の割合でよろしい、疾の重いものは一日に五六回、軽いのは起きた時と寝る時とに用ひれば必ずきゝます。

●シャツクリを止める法——暫らく呼吸をこらへておれば直に止まります。

●自宅に傳染病ありし時の心得——傳染病は成るべく病院に收容して治療するのがよいが、若し自宅に於て治療する様な場合には、餘程綿密な注意をしなければ唯其患者の生命を失ふのみならず、一家の者に傳染し、又病

ねばなりません、それから凡て病氣の傳染は飲食物の媒介によることが多いから、飲食物は勿論食器等も一々煮沸し、嚴重に蓋をして蠅の止らぬ様に注意しなければなりません、又熱性の傳染病ならば、格別に患者に近より患者と呼吸を通はせぬ様成るべく遠かつてをらねばなりません、それから未開の地方では傳染病を隠す者がありますが、此れは實に不心得の話で、それが爲に癒るべき病人を死なせ、延いて病毒を附近から全村にまで及ぼす等の結果を來すものでありますから、傳染病と覺つたら、直に申出して適當の處置を乞ふべきであります。

●皮膚病の糠に効能——米糠の皮膚病に特效あることは昔からよく言ふ所ですが、醫學士

江間賤男氏は十年間慢性濕疹に苦める患者に、米糠の全身浴をなさしめて之を全治せしめ、盛に其特効を唱道してをられます、其法は水一石の中に米糠五合程を入れ之を浴湯に適する迄煮沸し、患者を入浴せしめ、皮膚疹部を丁寧に十五分間許り摩擦し、然る後更に温湯を以て全身を清浄に洗ひ、終に驚氏皮膚液(苛性加里一、〇グリスリン、アルコール各四〇、〇蒸溜水一一〇、ベルガモット油十M)を一日三回局部に塗布し、猶沃度鐵舍利別を内服せしめたのです、最初は之を行ふこと一日三回を以て定度としました處、四日の後大に經過良好となり、二週日にして奏効著しく、三ヶ月の後さしもの痼疾も全く治癒したと云ふこととす、右の外米糠の油を製して、

これを各種の皮膚病に施用したる結果、慢性濕疹、頭瘡、下脚頑固浸疹及腺病性又は原因不明性の潰瘍には偉効を奏するも、疥癬、頑癬、匍行疹、癢疹、天疱疹、蕁麻疹、酒查鼻、鱗屑疹等の寄生蟲性の皮膚病には、全く効のない事を斷言せられました。

●疥癬の簡易療法——根治法硫黃華三匁、湯の花二匁を目の粗い布片に包み、胡麻油又は茶水に浸し局所に塗り、翌日洗ひ落せば、大概のものならば、一週間位で癒ります、此の薬は少し臭氣があつて、且つ襦袢を汚しますから、全快する迄は襦袢を極めて置いて、寝る前に用ひるがよい、又白露バルサムを患部に塗擦し、綳帯に包むか着物を固く着るかして摩擦しない様にして、二日程経て湯に入つ

て洗ひ落すか白露バルサムの代りに流動蘇合香一分をオレフ油二分に溶かして用ひてもよい、又小豆の粉一匁と湯の花五分とをませ、胡麻油で溶かし、患部に擦り込み、一日過ぎて洗ひ落とすと大概のは四五回で全治します。又初期の疥癬ならば速に鹽で擦り潰し、しばし石鹼を塗り温湯で洗ふがよい、又杉の若芽をつみとり、搗き碎いて其汁を搾つて塗つても治ります。

●腋臭即治法——腋の下をよく洗ひ、後消炭の粉一匙に皓礬三匁を、三十度の酒精でどろどろに煉つて、塗擦すれば直ちに治ります。

●物貰ひ——初期ならば眼瞼を冷罨して腫物を消散させる事も出来ます、若し消散しないときは温罨して早く化膿せしめ、腫を出してしまふが宜しい、治つたならば再發を防ぐ爲め、瞼縁にグリスリンを塗つておがよい。

●鮫肌を治す法——行水の湯の中へ酒一升を入れ肌をよく洗ふがよい、三週間も續けて毎日行へば大抵なのは直ります。

●皮膚のあれを直す妙薬——ワゼリン二一〇〇、〇硼酸細末五、〇サルチル酸細末〇、〇五を混和して皮膚の荒れた所に塗るのです、こ

●タブレ目——専ら清潔を旨とし、時々微温の硼酸水を以て眼を洗ひ、徐に痂皮を除き去り、洗つた後へはグリスリン軟膏を塗つておくがよろしい、硼酸の洗ひ薬に硼酸四、〇溜水二〇〇、の割合にし、軟膏は澱粉一分を溜

水一分にて溶き、之れにグリソリン九分を加へて攪拌しつゝ、熱し放却して置くのです、さうすれば透明状の軟膏となります。

●血目 風、煙、塵埃等の目に入らぬ様注意し、酒煙草を廢し飽食房事を慎しみ、便通をよくする様心懸け夜は成るべく長く安眠するがよい、點眼藥は五百倍の硫酸亞鉛水か精錫水が宜しい。

●顔の色々な出來物の療治

▲ニキビの全治法 加里石鹼一〇〇、に安息香丁幾六〇、を混和し、よく皮膚に擦り込むがよろしい、又酒精グリソリン、ラウヘンデル精各五、〇にサルチル酸二、〇を混和して塗布するもよい、其外密陀僧の粉末を乳汁で溶き、寝る時面に塗り翌日洗ひ落すのも、數回

のは多少痕が残ります。

▲疣 疣をとる法は種々ありますが、最も簡便なのは毎日蓖麻子油を一回宛怠りなく塗りつけるのであります、二週間乃至六週間の後には必ずとれてしまひます。

▲色斑 常に皮膚の清潔に心掛け、又礬砂水で能く洗つてクリームや無鉛白粉を程よくつけておけば、段々に薄くなつて終には全く消えてしまひます。

▲ナマヅ よく野の畔などにある和大黄を山葵卸にて摺り酢を少し入れて塗抹すれば、一週間以内に治ります。

●打身 凡て打撲症は三百倍の鉛糖水で根氣よく洗ふと癒ります、又ハコベ草を蒸して温かい儘のを患部に當て温めるのもよけれ

行へば全治の効があります。

▲ホクロ 硝酸を筆の尖で一日一回宛一週間も局部へつけたら取れます、但し硝酸は劇薬ですから、他の所へつけぬ様注意が肝要です。

▲ソバカス 白茯苓の粉末を蜂蜜にて溶解し眠に就く前に之れを塗り付け、翌朝になつて洗ひ落すがよい、容易に根治し難いものですから、根氣よく行はねば効がありません、又蕪菁の實を擦り潰して付けてもよい。

▲アザ 近頃瘰癧の新治療法が発見せられたと云ふことですが果して効能があるかどうか断言し難い、刺烙法と云ふ外科手術によれば、大抵の瘰癧は除くことが出來ますが、之は勿論醫師を煩はさねばなりません且つ餘り大きい

ば、小麦粉を酢にてとき紙に延ばして貼るのもよろしい、又寒暑の氣候の變り目等に起る數年の痼疾ならば、按摩によく揉ませるか電気療法を施すか、若しくは湯治に行くが宜しい、湯治は他に故障のない限りは最も有効で數年間之れを續ければ漸次其痛みを減じ、遂には全く忘れる様になります。

●漆かぶれ 川蟹を潰して其の汁をつけてもよければ、又樟腦を酒で溶いて塗つても宜しい、其の他山椒若しくは海藻の煎じ汁で洗ふか、田の畦に生える杉葉を鹽で揉んで、其の汁を塗れば忽ち癒ります。

●耳鳴り 耳鳴りは逆上其他種々の病より發するもので、逆上の療法としては、便通を整へ硝酸加里二、〇單舎一〇、〇水一〇〇、〇

を一日三回に用ひれば効があります又頭部に氷罨法を施すのもよろしい。

●耳だれ——五十倍の微温硼酸水を以てよく膿汁を洗ひ出し、綿で拭き取つた後、十倍の沃度訪謨阿列布油を滴入するが宜しい、耳を洗ふのにはイルリガートルか、ゴム製のスポイトを用ふるので、其尖端を耳孔の上の方に向け、耳翼を後上方に引き上げ、徐々に液を注いで洗ふのです。

●歯ざしり——歯ざしりする人の寝てをる床下の土を取り粉末にし、其の人の眠つてをる時口の中へ入れるとよいと云ふことですが請合ひ兼ねます、紙なり布片なりを折つて奥歯で噛むで寝る方が宜しい。

●火傷の即席手当——グリセリン又は阿列布

来る霜たいれには、酸漿桃を潰して腫れた局部に付けるが宜しい。

●アカギレ大妙薬——紺屋の糊をそくいにし、て裂目へ塗り込み、紙を貼つておくときは、翌日から水の中に入れても差支のない様になります、但しそくいは成るべく念を入れてよく煉らなければいけません。

●ハキガサの手当——三年前のかき餅を黒焼にして、ライグワンの油で煉つて付ければ奇妙によくきゝます。

●胼胝の手当——其の原因となる所の刺戟を去り、薄く段々刀を以て切り去るのが一番ですが、ピツク氏軟膏若しくは十倍のサルチル酸コロヂエウムを塗つて置けば、漸々軟かくなつて剝離してしまひます。

油を綿に浸して局部に被せ、かねて冷罨法を施すが宜しい、若し鉛水を用ゆることが出来れば、一層効果があるもので、咄嗟の場合で薬の間に合はない時は、何でも油を塗るが宜しい、又石灰を水で溶いて布片に浸し局部に當てることも救急法の一であります、よく馬鈴薯を卸して局部に附けますが、これも大層効能があります。

●水蟲の手当——イヒチオール一〇、テール一〇、膠二〇、グリセリン六〇、に熱湯を加へて塗り付けるがよろしい。

●底豆の手当——沃度加里二〇を水一〇に溶解し、豚脂二〇、ラノリン一五、〇を混和し、患部に塗つて繃帯をしておけば治ります。

●凍傷の大妙薬——小兒の手の甲又は耳に出る時は、効能の少しも顯はれない場合が尠くないと云ふことであります。

●粉薬を呑む便法——普通はオブラートと稱する最中の皮の如きものや、又は膠嚢を用ひますが、獨逸國の學士ホフマン氏は、日本薄

●魚の目の手当——硼酸を水に溶して洗ひ、軟膏又は硬膏を塗つておくがよい、又薄い刃物を以て切るもいゝが發煙硝酸で焼くのが一番確かです、然しこれは醫師の手を煩はさねばなりません。

●薬は何時飲むが最も効くか——獨逸モリツ博士の實驗によれば、薬は食前胃の空虚なる時、水と共に服用すれば速に吸収されて効能が最も著しく、食後水と共に呑んでも、薬だけ呑んでも、吸収遙に遅く食後直に與ふる時は、効能の少しも顯はれない場合が尠くないと云ふことであります。

●粉薬を呑む便法——普通はオブラートと稱する最中の皮の如きものや、又は膠嚢を用ひますが、獨逸國の學士ホフマン氏は、日本薄

葉紙は粉薬服用に最も適當のものなりとて、是れが使用を唱導し、同國製薬會社では盛に之を製出してをります、又淺草海苔に包んで服むのも至極輕便な法であります。

●薬の味を紛らす法——薬を服用する際に、其味を紛らし得るもの三四を擧げませう、サリン及サルチル酸曹達は之を服む前食鹽を少し嘗めるがよく、瀉利鹽は薄荷水と共に飲めばその味を感じません、又幾那或はキニーネは牛乳と共に取るが善く、旃那は丁香と共に、蘆薈は甘草と共に用ふれば、何れも其味を紛らすことが出來ます、又蓖麻子油は牛乳珈琲又はブランドーと共に服用するか、肉桂水少許ポツタース水數滴レモン油一二滴と共に混和して服すれば、少しも不快の味を感じ用ひます。

(四)アルボース液(一罐十錢)は、便所下水等の臭氣止めとして用ひ、寶丹(一箇十錢)は専ら氣附薬として用ひます。

(五)二十倍の石炭酸水(一斤二十錢)は消毒用として用ひ、又二倍の水を加へて創傷を洗滌するの用にも供します。

(六)昇汞ガーゼは創傷綑帯用であります。

(七)重曹(一斤九錢)は胃酸過多症に用ひ、又酒石酸(一匁八錢)と共に沸騰散として、宿醉、胃加答兒等に用ひます。

(八)次硝酸蒼鉛(一匁二十五錢)は、腹痛には二、〇を頓服し、下痢には四、〇を一日三回に分服します。

ません。

●家庭常備藥品——硼酸、安知必林、グリリン、灌腸器、アルボース石鹼、アルボース液、寶丹、二十倍の石炭酸水、昇汞ガーゼ、重曹、酒石酸、次硝酸、蒼鉛、芥子等が必要であります。

(一)安知必林(一匁三十錢)は感冒、頭痛、神經痛、リウマチス等に、一日三回一回分〇、五を用ひます。

(二)硼酸(一封二十錢)は五十倍の溶液として、眼病又は創傷の洗滌用として用ひ、又粉末は撒布薬として濕疹手足の擦傷等につけます。

(三)グリスリン(一匁五錢)は、便秘の際灌腸薬として用ひ、アルボース石鹼(一箇十

(九)芥子は芥子泥として疼痛の箇所及氣附等に貼るのに用ゆるのであります。

●灸の療治——灸は漢療法の一にして、早くより我國に行はれてをりましたが、近時醫學が進歩して漸次此療法は用ひられない様になりました、然し今日の學理より推すときは、鬱血の場合に皮膚を焼きて血管に刺戟を與へ、血液の循環を催進せしむる一助とも見られますし、或は神經過敏の場合に、其局部の皮膚を焼きて鎮靜せしむる效があるとも解せられます、熱のある病には大禁物ですが、慢性リウマチス、慢性脚氣等には效能があります。

●按摩術——按摩術の效能は、身體諸部の摩擦に由つて血液の循環をよくし、筋肉の運動を助け體温を増加し、消化力を増し神經を鎮

和するので、殊に慢性の關節痛には一層效があります、其施行時間は凡そ一時間、即ち兩足に二十分、兩手に十分、背部に十五分、胸部に十五分が適當であります、但し腹部に瘤腫ある時、妊娠の時、乳房の張りたる時、腹膜炎等の激衝ある最、結石病の時等には害がありますから、絶対に禁止せねばなりません。

●電氣療法 電氣療法とは電氣力を醫療に應用する術で、近頃大に賞用せられてをります、多くは麻痺症に興奮性を與ふるを目的とするものですが、漸次電氣學が發達するに伴れ、種々の症狀に應用せらるゝ様になりまし、今電氣の一極を身體の一點に觸るゝときは、筋肉が一の傳導體となり、電氣は身體の四方に分岐對出します、此時電氣の他の一端を觸れしむれば、四方に散つた電氣は、再び一點に集つて來て極中に入り、筋肉は興奮し

て搖動を感じます電氣療法は此現象を繰り返すのであります、そして單に皮上層を軽く刺戟せしめようとするには、皮膚や導子を乾燥させなければならぬし、強く刺戟せしめようとするには、電氣筆を用ふるか、又は皮膚を温湯か食鹽水で濕すが必要で、電氣療法に依つて治る病氣は、腦病及び脊髄病等より來る知覺麻痺及知覺過敏、神經痛、疝痛、關節神經痛、腦病性麻痺、聽神經痛、ヒステリ、脊髄勞等で、中には全く無効なるものもあり、又姑息治療に過ぎないものもありますが、大抵の病には能く效を奏するものであります、此外に電氣浴と云ふのがあります、其れは一導子を浴湯中に入れ、感應電氣を通じ、患者を入浴せしめ、他の導子を患者の身體に觸れて摩擦するのであります、是れは感應電氣の全身療法、又は半身療法に用ゆるもので、神經衰弱症等には偉效を奏するものであります。

第九篇 日常法律

家庭に必要な法律問答

●動産と不動産との區別を知りたい。

答 民法第八十六條に、土地及び其定着物は之を不動産と見做す、此他のものは凡て動産とすとあります。

●妻のなすことを得ざる法律上の行為とはどんなことですか。

答 妻は法律上之を準禁治産者と同様に見做し左に掲げたる行為をなすには夫の承諾を要することゝしてあります。

- 一、元本を領收し又は之を利用すること
- 二、借財又は保證をなすこと
- 三、不動産又は重要なる動産に關する權利

の得喪を目的とする行為をなすこと

- 四、訴訟行為をなすこと
- 五、贈與、和解又は仲裁契約をなすこと
- 六、相續を承認し又は放棄すること
- 七、贈與若くは遺贈を受託し、又は之を拒絶すること
- 八、身體に羈絆を受くべき契約をなすこと

●妻が夫の許可を得ずしてなすことを得べき行為とはどんなものですか。

- 答一、夫の生死不明なるとき
- 二、夫が妻を遺棄したるとき
- 三、夫が禁治産又は準禁治産者なるとき
- 四、夫が瘋癲の爲病院又は私宅に監置せられたる時
- 五、夫が禁錮一年以上の刑に處せられ其刑

の執行中にあるとき

六、夫婦の利益相反するとき假令は妻が夫

に對し離縁を請求する如き場合

●使用貸借とはどんな事ぞう。

答 書籍だとか、鋸だとか、梯子だとかい

ふものを借りること、使用する目的で貸

借する物件の事であり、米を借りる、

金を借りる、酒を借りるなどは、其物を使

用する目的でなく消費する目的で借りるの

で之を消費貸借と申します、使用貸借は法

律上之を無償の契約と申しまして、借賃を

拂はないで宜しいものです、若し使用して

金を拂ふことになると、それは使用貸借に

あらずして、賃貸借といふことになるので

あります。

●使用貸借の借り主にはどんな義務がありますか。

答 借受たる物の性質用法に従つて、使用收

益せねばならぬ、假令は剃刀を借りて障子

を張る時に用ゐたりなどしてはいけません

剃刀といふものは元來髯を剃る爲のもの

あるのに、其本來の用法に反して木や竹な

どを削つたりなどされてはまつたものでは

ありません、田地を借りたものが、その田

地を無断で池にしたりなどしてはなりません

ん、前に使用収益といふことを申しました

が、収益とは何の事かと申すと、假令は田

地を借りた時に得る收穫物の如きです、此

米を得る爲に借りるので、米を貸主

にとられては困ります、即ち使用貸借に於

ては使用の目的に協つた使用収益は差支あ

りませんが、此目的に反せないやうにする

義務があるのであります。

次に、借りた物を更に他人に轉貸してはな

りません。

も一つ、借り主は、借りた物の通常の必要

なる費用を負担せねばなりません、假令は

乗馬を借りて旅行した時、馬に食物を與へ

たからとて、其費用を貸主に請求すること

が出来ぬのみならず、食物を與ふる義務が

あるものであります、之を稱して通常な必

要費といふのであります、尤も必要に應じ

好意を以てなしたる費用は、貸主に請求す

ることが出来ず、馬を借用して居る中に

馬疫が流行して獸醫に頼んで、注射をして

答 左の權利があります。

一、借り主が借用物の性質用法に反して使

用したなどの費用は請求することが出来る

のであります。

今一つは、約束の期限に返すといふこと、

これは云ふまでもないことであります、若

し返す期限が豫め定めてなかつた時には

目的に従ひ使用し終りたる時に返す義務が

あります、例令は婚禮に招かれて着て行く

衣物を借りた時には、婚禮が済めば返さね

ばなりません、一旦借りた物故いつまでも

返さぬと言はれては貸主の迷惑此上もない

次第であります。

●使用貸借の貸主は如何なる權利があります

か。

答 左の權利があります。

一、借り主が借用物の性質用法に反して使

用収益した場合即ち旗竿を借りて行つて物干し竹に使つたなどいふ時には、即時に取戻す権利があります。

二、借り主が使用品を轉貸をした場合

三、返却の期限を定めあらざりし時、又は使用収益の目的を定めなかつた場合には何時にても返還を請求することが出来ます

四、借り主が借用物を毀損した時には、損害賠償をなさしむる権利があります、尤も此請求は返却の日より一年内にせねば無効になります。

● 賃貸借とはどんなことですか。
答 賃貸借と使用貸借との異なるところは、使用貸借は無償の契約であつて、唯貸すので

● 不動産の賃貸借は登記をした方がよろしいか。
答 した方が宜しい場合があります、例合ば

家を二十ヶ年の約束で借りて、小賣商賣を初めたとしませう、借りた人が三四年もして大分商賣が繁昌したとしませう、貸主が都合があつて、此家を他人に賣渡したとしませう、買主が立ち退きを請求したとしませう、こんな場合にイヤ前に斯くの約束が結んであるから、今儲かるべき店を立退かされては大に迷惑であると主張するに甚不利益であります、然るに初めに登記をしてあれば、例合持主が變つても、立退く義務はありません、殊に登記がしてないと、貸主が後更に他の者に貸す約束をし

あるけれども、賃貸借になると貸し賃をとるのであります、蒲團を貸して損料をとるとか、田地を貸して小作料をとるとかいふのは、皆賃貸借であつて、即ち使用貸借にして使用料を拂ふ契約あるもの、ことであるります。

● 賃貸借には年限が有りますか。
答 賃貸借の年限は、二十年を超ゆることを

得ずとの規定がありまして、若しもこれより長き期間借りる約定をしても、それは裁判所に出れば、二十年に短縮されます、尤も二十年立たぬ間に更に約束すれば、又二十年借りられます、トモカクモ前後を通じて四十年を超ゆる事は出来ぬ規定であります。

て登記をすると、後の者に借用権があることになりまますから、不動産の賃借は豫め登記をしておくが利益であります。

● 小作人は不作の場合に、小作料をまけさす権利が有りますか。
答 一概に出来るとは申されませんが、収益

が小作料よりも少かつた時には、まけさす事が出来ます、小作米十俵の田地から六俵しか收穫がなかつたすれば、四俵はまけさすことが出来るのであります。

若し不作が二年以上続いた場合には、更に小作の契約を破談とすることが出来ます。

● 時効消滅とは何の事でありませうか。

答 例合ば、茲に金百圓を貸借したるものありとし貸主が期限になつて催促することを

忘れ居り、其孫の代となつて、七八十年も過ぎてから催促をしたとすれば、其當時果して貸借が行はれたものかどうかといふ證據も容易に擧げず、又利息なども随分の高くなるのでありませう、斯様に古い事を一々取上げては仲々際限のない次第であり、借り手の相續者も大に不利益な次第でありますから期限を定めた貸借は、期限後十ヶ年間催促せぬと返済を受くる権利が失くなる民法に於て規定されてあります、之を稱して消滅時効といふのであります、だから貸したものは期限が來たら、時々催促をしておかねばなりません。

●催促をせぬと請求の権利を失ふ債權の種類及び期限を承りたい。

○の日より之を起算す

左に掲げたる債權は二年間にて消滅す

- 一、生産者、卸賣商人及び小賣商人が賣却したる産物及び商品の代價

- 二、居職人及び製造人の仕事に關する債權

- 三、生徒及び習業者の教育、衣食及び止宿の代料に關する校主、教師及び師匠の債權

左に掲ぐる債權は一年にて消滅す

- 一、月又は之より短き時期を以て定めたる雇人の給料

- 二、勞力者及び藝人の賃金並びに供給したる物の代價

- 三、送達費

- 四、旅店、料理店、貸席及娛樂場の宿泊料

民法の條文を引用してお答へします。

債權は十年間之を行はざるによりて消滅す

定期金の債權は第一回の辨濟期より二十年之を行はざるによりて消滅す、最後の辨濟期より十年間之を行はざるとき亦同じ

年又は之より短き時期を以て定めたる金銀其他の物の給附を目的とする債權は五年間之を行はざるによりて消滅す

次の債權は三年間之を行はざるによりて消滅す

- 一、醫師、産婆及び藥劑師の治術、勤勞及び調劑に關する債權

- 二、技師棟梁及び受負人の工事に關する債權

但し此時効は其負擔したる工事終了

●利息の制限について承りたい。

答 利息には、契約上の利息と、法律上の利息とがありまして、契約上の利息とは、人民相互の約束にて定め得べき利息であつて元金百圓未満は年二割、百圓以上千圓未満は年一割五分、千圓以上は年一割二分を越ゆることが出來ぬ、法律上の利息とは、貸借をする時互に利息を定めおかざりし時裁判所が定むるものであつて、金高に係はらず年六分の割合に勘定します。

●利息を元金に加入し利に利を加へても宜しいものでせうか。

答 利息が一年以上滞つた場合には、之を元金に加算し、利に利を加へても宜しいのです。

●夫又は妻がどんな場合に離婚を請求するこ
とが出来てせうか。

答 左の場合には夫又は妻の一方が離婚を請求することが出来ます。

一、夫又は妻が重婚したる時即ち別な者と更に婚禮した時

二、妻が姦通した時これは無論の話

三、夫が姦通した時即ち他の妻と通じて之が爲に監獄に入つた時

四、配偶者が偽造、賄賂、猥褻、窃盜、詐僞取財、受寄財物消費、贓物に關する罪若しくは刑法一七五條第二六〇條に

掲げたる罪によりて輕罪以上の罪に處せられし時又は其他の罪によりて重禁錮三年以上の刑に處せられたる時

五、配偶者より同居に堪へざる虐待又は重大なる侮辱を受けた時

六、配偶者に置去りにせられた時

七、配偶者の直系尊屬より虐待又は重大なる侮辱を受けたる時

八、配偶者が自己の直系尊屬に對して虐待をなし又は之に重大なる侮辱を加へたる時

九、配偶者の生死が三年以上分明せぬ時等

●他人の一人娘を妻に迎へたいと思ふがどうしたらよいでせう。

答 娘の親即ち戸主から裁判所に相續廢除の

申請をした上で許可を得れば妻に迎へることが出来ます。

●從兄弟同士の結婚は出来ますか。

答 出来ます。

●養子を貰つた後に男の子が生れた場合に、養子を他家へ入れ、實子に家督相續させるには、親屬會及び裁判所の許可が必要でありますか。

答 養子を他家に入れるには、養子の實家の承諾が必要であります、實子を家督相續にするには別に親族會の必要がありません。

●未成年者でも婿養子に行けますでせうか。

答 未成年者でも満十七年になれば婿養子に行つて差支ありません、曾の養子ならば勿論何歳でも差支ありません。

●一男一男あり戸主なる父死亡したる時は、家督相續人は誰がなりますか、但し長女には婿が貰つてあります。

答 女が長女であつて婿を取つてあつても、其婿が相續するわけには參りません、長男が相續人となるべきものです。

●父が借金をして置けば、長男家督相續人に辨濟する義務がありますか、又二男三男はどうでせうか。

答 長男家督相續人が相續の際父より相續した財産の全額を限り、所謂限定承認辨濟義務を負担することを相續の初めに申述べ、其手續を終れば父の負債を全部辨濟するに及びません、家督相續の後に父が負債した分は、勿論辨濟の義務はありません、二男

三男は何等の責任もありません。

●後見人は自分一個の意見で、被後見人に營業を許可したり、又は居所の変更をさすることが出来ますか。

答 出来ません、親族會の同意を要します。

●入婿となりましてから後に、妻が死亡したので離縁を申込みましたが、應じて呉れませんが、どうしたら宜しいでせうか。

答 それは到底離縁することが六ヶ敷くありません。

●祖父死去したので、其遺産全部を現戸主が相続しようとするが亡祖父の子は家族として同居せる場合には誰のものになりませうか。

答 遺産は凡て被相続人の直系卑族即ち子、子がなければ孫等の間に平等に相続さるべ

●抵當物件火災の爲に焼失したが、期限後貸主より辨済の請求権がありますか、借主は請求に應じて返さねばなりませんか。

答 借りたるものは返さねばなりません、唯抵當権が消滅したのみであります。

●借りた品物を質に入れて宜しいでせうか。

答 いけません、尤も質に入れる事を承知で貸したのなら差支ないが、さもなければ刑事上の罪となります、勿論民事上の賠償もせねばなりません。

●差押へられたる物件を賣却した時はどうなりますか。

答 封印破壊罪と窃盜罪とが成立します。

●連帯で借金し月賦返済で支拂ふ約束であつたのに連借の一人逃亡して行衛不明です。他

きものです、若し子が遺産相続開始前に死亡し、又は相続権を失ひたる場合には其者の子が相続権あるものですから、現戸主及び祖父の子兩人が平等に相続権のあるものです、現戸主のみが獨占することは出来ません。

●隠居の財産は其者死亡後、遺産相続は他に縁付き居る子にまでも分配するものですか。

答 左様です。

●離婚した女其月から月經止まり、夫の方へ掛け合ひましたに應じません、出生兒は誰が養育すべきものですか。

答 法律上離婚となつた日から三百日内に生れたら夫の方に引取るのが當然ですが三百日以上で生れると妻の私生兒となります。

●一人が全部支拂はねばなりませんか。

答 連借たと假令一人が逃げなくとも、請求された人一人で支拂ふ義務があります。

●夫婦の約束をして、何年何月必ず契約履行可仕萬一後日に違約せし節は、金何圓損害として償ひ可申との契約を成年の女と取結びし時有効でありますか。

答 無論有効であります、契約不履行の時は賠償の義務を免るゝ事が出来ません。

●登記の期日を定め不動産の賣渡契約をなしたるも期日に至り買受人は之を履行せず、此場合にはどうなりますか、又内金を受取り居る時は其金はどうなりますか。

答 契約は無論成立して居りますから、賣主は契約履行を請求してよろし、若し賣主の

●封印破壊罪と窃盜罪とが成立します。

●連帯で借金し月賦返済で支拂ふ約束であつたのに連借の一人逃亡して行衛不明です。他

方で解約せんとすれば、手附金倍額を償還せねばなりません。

●地所賣渡の際年期買戻書を受取りあるに、其後買受人は其土地を年期中に他人に賣却したが、買戻すことは出来ぬでせうか。

答 賣渡しの日より十年を経過せず、其上賣買契約と同時に買戻しの特約が登記してあれば、他人に其土地を譲渡しあるとも買戻し得るものです。

●人の借金に保證人になり居れば、借主が支拂はねば保證人に拂ふ義務がありますか。

答 支拂ふ義務があります、併し借り主に辨濟の資力がある時は、債権者に向つて、先づ借り主に催告して呉れと請求することが出来ます、或は借り主に於て支拂ふ資力の

でないから右の契約は法律の許さぬ所であります、賣却することは出来ません。

●抵當の土地は、期限内に貸金を支拂はないとき引渡しの請求が出来ぬとすれば、貸金はどうなるでせうか。

答 裁判所に貸金請求の訴を起し、勝訴の上強制執行をして抵當地所を競賣に附し、其代金で債務を他の債権に先ちて辨濟するのです。

●次男夫婦兄の家に寄留し居るが、負債の爲に差押をせらるゝ場合、妻の所有物まで差押へらるゝか。

答 妻のは差押へられません。

●旅店で客が衣服金員を盗まれた場合、宿主は賠償の責任がありますか。

あることを、債権者に證明してやるのです左様すると債権者は借主の財産につきて執行をせねばなりません、保證人の義務は若干軽くなります。

●土地を抵當として借金した公正證書の債務者が、期限後辨濟せぬ時は、土地引渡しの請求権がありますか。

答 土地引渡しを請求する権利はありませんが、抵當其者の効力は依然としてあります故、支拂請求の際擔保となります。

●時計を抵當として貸金し、期限に皆濟せざれば抵當品を賣るも差支なしと契約した時は賣却するも差支ありませんか。

答 動産は抵當とは現民法が認めません、此場合は質と見るべきであります、公商人

答 あります。

●雇人、主人の金員を費消した事が知れ、期日を定めて償却を承諾し、期限後支拂はぬ時は、有罪ですか。

答 無論消費罪が成立します。

●商工業者の見習ひの雇傭は、何ヶ年經過しなければ契約の解除が出来ませんか。

答 十年を経過すれば何時でも解約が出来ますが、三ヶ月前に申込まねばなりません。

家庭須知諸願届書式

出生届(一通)(戸籍法六八、六九ノ)

住所……番地戸主平民何商

父 何 母 何 長男 何 某 某 某

出生ノ時 大正何年何月何日午後何時
出生ノ場所 何市何町何丁目何番地
右出生及御届候也

右婚姻ニ同意致候也
大正何年何月何日

市(町・村)長.....殿

右夫 何 某
父 何
母 何
右妻 何 某
父 何
母 何
戸主 何

住所.....番地何職
何
年月日生 某印

住所.....番地平民何職
何
年月日生 某

住所.....番地平民何職
何
年月日生 某

住所番地戸主平民何職
何
某印

夫太郎兵衛三男 何職
何
某

婚姻届(入夫婚姻ノ例)(二通)
(戸籍法一〇二、民法七五條參照)

右入夫婚姻同意致候也
大正何年何月何日

市(町・村)長.....殿

右父亡
右母 何
妻 何
夫 何
住所.....番地何職
何
年月日生 某印

住所.....番地平民何職
何
年月日生 某

住所.....番地平民何職
何
年月日生 某

住所.....番地平民何職
何
年月日生 某

住所.....番地平民何職
何
年月日生 某

住所.....番地平民何職
何
年月日生 某

住所.....番地平民何職
何
年月日生 某

婚姻同意書

大正何年何月何日

市(町・村)長.....殿

届出人 何
生年月日 某印

私生子出生届(一通)
(戸籍法六八、六九、
三七、二九、民法七
三五ノ三參照)

住所.....番地戸主平民何職
何
年月日生 某

母 何
私生子男 何
出生ノ時 大正何年何月何日午後何時
出生ノ場所 何區何町何丁目何番地
但母ノ家ニ入ルコトヲ得サルニヨリ一家創立
右出生及御届候也
大正何年何月何日

届出人 何
生年月日 某印

私生子認知届(二通)
(戸籍法八〇、民法八二、
七八、二九ノ二參照)

住所.....番地戸主平民職業
何
年月日生 某

母 何
私生子男 何
右私生子認知候間此段及御届候也
大正何年何月何日

住所.....番地戸主
何職平民 何某弟 何職
何
年月日生 某印

死亡ノ時 大正何年何月何日午後何時
死亡ノ場所 何區何町何番地
右醫師診斷書相添及御届候也
大正何年何月何日

届出人戸主 何
年月日生 某印

市(町・村)長.....殿

同意者 何
届(一通)(戸籍法一二五參照)

住所.....番地戸主平民何職何男
何
年月日生 某

婚姻届(二通)
(戸籍法一、二、一ノ
六、民法七五參照)

住所身分職業
夫 某 長男 何
右父 無業 何
右母 無業 何
住所番地戸主何職某妹平民何職
何
年月日生 某

右父 農 何
右母 何
大正何年何月何日

右婚姻及御届候也
大正何年何月何日

夫 何
年月日生 某印

養子縁組届(正副二通)(戸籍法八五、八七、民法七七三参照)

住所：……番地戸主平民何商
 養父 何 某
 養母 何 某
 住所：……番地
 戸主平民何商何某次男
 養子 何 某
 年月日生
 右父 何 某
 右母 何 某
 右養子縁組致候間此段及御届候也
 大正何年何月何日
 右届出人

養子離縁届(二通)(戸籍法九五、民法八六四参照)

住所：……番地
 戸主平民何商
 養子 何 某
 養母 何 某
 年月日生
 養子 何 某
 年月日生
 住所：……番地
 戸主何商
 生家ニ復籍スル某
 實父 何 某
 右今般協議ノ上離縁仕リ實家ニ復籍候間別紙同意書相添此段及御届候也
 大正年月日

住所：……番地
 戸主士族無業
 證人 何 某印
 住所：……番地
 平民戸主何商
 證人 何 某印
 前記養子縁組ニ同意仕リ候也
 某父戸主 何 某印
 母 何 某印
 ……市(町・村)長……殿

住所：……番地
 右養父 何 某印
 養母 何 某印
 養子 何 某印
 住所：……番地
 證人 何 某印
 住所：……番地
 證人 何 某印
 ……市(町・村)長……殿

後見開始届(一通)(戸籍法一一四、民法九〇〇参照)

住所：……番地戸主無
 被後見人 何 某
 年月日生
 右某ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ因リ大正年月日後見開始
 住所：……番地
 戸主平民何商
 後見人 何 某
 年月日生
 右大正年月日就職
 右遺言書謄本相添此段及御届候也
 大正年月日

隱居届(一通)(戸籍法一二九、七五二参照)

住所：……番地
 戸主平民農
 隱居者 何 某
 年月日生
 右長男
 家督相續人 何 某
 年月日生
 右隱居者某儀滿六拾歳以上ニテ家事整理上差支候ニ付隱居仕リ候間此段及御届候也
 大正年月日

後見人任務終了届(一通)(戸籍法一七七参照)

住所：……番地
 戸主何職
 被後見人 何 某
 年月日生
 住所：……番地
 戸主平民何業
 後見人 何 某印
 年月日生
 右大正年月日就職ノ所大正年月日何々ニ因リ任務終了致候間此段及御届候也
 大正年月日
 ……市(町・村)長……殿

家督相續届(一通)(戸籍法一三三、一三四参照)

住所：……番地
 戸主平民農某長男
 何 某
 年月日生
 大正年月日前戸主某隱居ニ因リ家督相續戸主ト爲レ右及御届候也
 大正年月日
 ……市(町・村)長……殿
 家督相續人指定届(一通)
 (戸籍法一四〇、一四三、民法九七九、九八〇参照)

住所：……番地

戸主某參男平民何商

何 年月日生 某

住所：……番地

戸主平民何業

何 年月日生 某

右法定ノ推定家督相續人ナキニ付家督相續人ニ指定致候間

此段及御届候也

大正年月日

被相續人右

何 某印

……市(町・村)長……殿

家督相續人指定取消届(一通)

(戸籍法一四二参照)

住所：……番地戸主某參男

平民何商

大正年月日指定

右家督相續人指定ヲ取消シ候間此段及御届候也

大正年月日

住所：……番地

戸主平民何業

何 年月日生 某

……市(町・村)長……殿

入 籍 届(一通)(戸籍法一四六、民

法七三五ノ一参照)

住所：……番地戸主平民農

右父 何 某

右母亡無業

右戸主ノ同意ヲ得テ前届書ノ地へ分家致候間及御届候也

大正年月日

右

何 某印

……市(町・村)長……殿

右分家ニ同意候也

大正年月日

右戸主

何 某印

轉 籍 届

住所：……番地

戸主平民何職

何 年月日生 某

妻

年月日生 某

長女

年月日生 某

轉籍地何縣何郡何町何番地

右轉籍候間別紙戸籍ノ謄本相添及御届候也

大正年月日

……市(町・村)長……殿

一家新立届

住所：……番地族籍職業

父 何

生年月 某

入籍スヘキ家主

何 年月日生 某

住所：……戸主平民

慶家ノ上入籍 某弟

何 年月日生 某

右入籍候間此段及御届候也

大正年月日

入籍同者

何 何 某印

……市(町・村)長……殿

分 家 届(管轄異ナ)

(戸籍法一

レハ二通)

(五四参照)

住所：……番地

戸主平民何業 本家戸主

何 何 某

住所：……番地

戸主平民何業 分家戸主

某弟 何 某

某次男 何 年月日生 某

住所：……番地

右父亡 無業

何 何 某

右母亡 無業

何 何 某

分家ノ家族 某妻 某長女

某 某 某 年月日生 某

住所：……番地何業

母 何 生年月 某

住所：……番地族籍職業

一家新立者何某弟 何 生年月 某

何某妻 何 生年月 某

何 何 生年月 某

右一家新立致候間此段及御届候也

年月日 何 某印

……市(町・村)長……殿

除 籍 届(一通)(戸籍法一九九参照)

何縣何郡何村番地

戸主士族職業某甥

何 何 年月日生 某

復本籍地 何縣何郡何村何字區

何番地 某庶子

何 何 年月日生 某

右出生當時復本籍地ニ於テ一戸創立候處同時ニ戸主某家族

ノ旨届出何村役場復本籍ヲ有シ候間大正年月日除籍許可之

裁判確定謄本相添此段及御届候也

大正年月日 某父 何 某印

……市(町・村)長……殿

入 寄 留 届

何縣何郡何村字何番地
 戶主平民農某次男
 何
 年月日生 某
 右大正何年七月拾五日ヨリ東京市何區何町何丁目何番地何
 某方へ同居寄留致候間此段及御届候也
 大正年月日

出 寄 留 届

市(町・村)長.....殿
 同居主 氏 名印
 平民戶主農某長男 氏 名
 母 名
 長女 名
 右大正年月日ヨリ何市何區何町何番地(又へ何某方)へ寄留
 (又へ同居寄留)致候間此段及御届候也
 大正年月日

印 鑑 届

市(町・村)長.....殿
 寄留主 何 某印
 家主(又へ差配人) 何 某印
 住 所 何 某印

右へ今般前掲印鑑ノ通り新調自今實印ニ使用仕候間此段及
 御届候也
 大正年月日

改 印 届

市(町・村)長.....殿
 右管理人 何 某印
 何 某
 住 所 何 某

印 形 遺 失 届

市(町・村)長.....殿
 一實印 壹個 但何々丸ニ何ト彫刻有之
 右へ本月何日何郡區何町村ヨリ何處ニ行ク途中ニテ遺失候
 ニ付キ此段及御届候也
 年 月 日

大正年月日

稅務管理局長.....殿

徵 兵 適 齡 届

住所族籍職業
 何某弟 何
 年月日生 某
 右弟儀大正年月日ニ至リ滿貳拾歳ニ相成候間此段及御届候
 也
 大正年月日

右何兄

何 某印

建 物 所 有 權 登 記 申 請

何郡區何町村字番地
 宅地何坪所在
 一木造瓦葺 貳階建
 建坪何坪外貳階何坪
 一登記原因
 不動産登記法第百六條何號
 一登記ノ目的
 所有權保存登記
 一價格
 金何程
 一登録稅
 金何圓

何々警察署御中

營 業 課 稅 標 準 届

一 物品販賣業
 一 賣上金額 卸賣何千圓(小賣何千圓)
 一 資本金額 何千圓
 一 建物賃賃價格 何百圓
 一 從業者 何人
 大正年月日開業
 右御届申上候也
 大正年月日

所 得 金 高 申 告

稅務管理局長.....殿
 住 所 氏 名 印
 一金何圓何ノ利息
 一金何圓貸金利息
 一金何圓何々ノ所得
 外
 金何圓 何租稅、區町村稅
 金何圓 製造品原實物代金、商品原價
 金何圓 借地借家料何々借入料何々修繕料
 金何圓 種代肥代何々買入代金
 金何圓 雇人給料何々手當何々費
 金何圓 何々ニ係ル負債ノ利子
 小計金何圓
 所得金高計金
 右之通候也

右登記相成度別紙建物所有證明書相添へ此段申請候也

大正年月日

何府縣郡區町村番地

申請人 何

某印

建物賣買ニ付登記申請

何郡何町村何番地宅地何段何畝何歩

一木造瓦葺本家壹棟

建坪何坪

建物番號 第何號

附屬建物 土藏貳階建壹棟建坪何坪

一登記ノ原因及日附 大正何年月日建物賣渡證書

一登記ノ目的 所有權移轉ノ登記

一買戻特約 大正何年月日迄買戻ヲ爲スノ約

一建物價格 金何千圓

一登録稅 金何圓

右登記相成度別紙何ノ誰ノ權利ニ屬スル登記濟ノ證相添へ此段申請候也

大正年月日

何郡何町村何番地

賣主 何

某印

何郡何町村何番地

買主 何

某印

區裁判所御中

家督相續登記申請

一土地ノ表示

何郡何町村何番地

何郡市町(村長)何某殿

印鑑證明願

東京何郡區何町村何丁目何番地

○印鑑

何 某 年月日生

右登記事件ニ付某區裁判所何出張所へ提出ノ爲必要ニ候間御證明願候也

大正年月日

何郡何町村何番地

何 某印

何町村長殿

死亡相續證明願

住所：：：番地

身分職業何某相續人

何 某

生年月日

自分弟大正何年何月何日何府縣何郡市何町村何番地身分職業何某死亡跡相續候處今般親族會議ノ決議ヲ經テ該遺產相續ノ事ニ決定仕候間登記申請上必要ニ有之候條相續ノ御證明被成下度此段申請候也

年 月 日

右 相續人 何 某印

建物取毀届

何市區何町村戸籍吏何某殿

一畑何段何畝何歩

一建物ノ表示

同町字何番地宅地何畝何歩

一木造瓦葺平家建本家 壹棟

建坪何坪何合

一附屬建物 草葺木造物置 壹棟

建坪何坪

建物ノ番號 第壹號

一登記原因及其日附 明治年月日家督相續ニ因ル

一登記ノ目的 家督相續ニ因ル所有權移轉ノ登記

一不動産ノ價格 金何百圓

一登録稅 金何圓

右登記相成度別紙身分登記謄本相添へ此段申請候也

大正年月日

何縣何郡何町村何番地

家督相續人 何

某

建物證明願

何府縣何郡市町何番地所在

一、瓦葺二階建家屋 壹棟

此建坪上何坪 下何坪

一、土藏 壹棟

此建坪何坪

右ハ今般新築落成ニ付キ所有權認ノ登記相受度候間該所有權御證明相成度別紙建物圖相添へ此段相願候也

年 月 日

住所：：：番地

建物所有主 何

某印

何市區何町村何番地所在

一ブリキ葺木造平屋建 壹棟

此建坪 何坪何合

右家屋今般都合ニ依リ全部取毀致候間實地御検査被成下度此段及御届候也

大正年月日

何區何町村何番地

當地管理人 何

某印

何 某印

何區長氏名殿

營業證明願

何區何町村何番地

何 某

右前書營業滿二箇年以上繼續致候者ニ相違無之旨御證明願候也

但何省何廳何々ニ提出ス

大正年月日

右

何 某

何々區長何某殿

契約證書々式

印紙 金員借用證

一金何圓也

但利子金一箇月壹圓ニ付何程

右之金圓正ニ借用候處確實也然ル上ハ大正 年 月 日限

元利共無相違辨濟可仕候萬一期限ニ至リ遲延候ハ、保證人ニ於テ辨償致シ貴殿へ對シ決シテ損害相掛申間敷候仍而爲後日金圓借用證書如件
大正年月日

住所：……番地
借主 何 某印
住所：……番地
保證人 何 某印

印紙 金員月賦借用證

一金何圓也 但利息年何割之約定
前書ノ金額借用候處實正也返濟ノ義ハ本年 月 日ヨリ毎月何日限リ金何圓ニ其月ノ借用金高ニ對スル利息相加ヘ必ス返納可仕候萬一前文ノ月賦金并利子拂込一同タリトモ相滞候節ハ元利金額一時ニ御請求被成下候トモ彼是申間敷必ス即時辨償可仕候爲後日借用證書依而如件
大正年月日

住所：……番地
借用人 何 某印
住所：……番地
借用人 何 某印

連帶借用證

一金何圓也 但利子金一箇月壹圓ニ付何程
右之金員拙者共連帶ヲ以テ借用候處確實也然上ハ來ル何年何月何日限リ元利金共無相違返濟可仕候若シ連帶者ノ内不在又ハ差支相生シ候節ハ他ノ一人ニ於テ全部辨濟可仕候爲

後日連帶借用書如件
大正何年何月何日

何郡市何町村何番地 連帶人 氏 名印
何郡市何町村何番地 連帶人 氏 名印

連帶借用金分割證

一金何圓也 此利子何程
右ノ金員今般何某殿ヨリ連帶ヲ以テ借用候處確實也就テハ此内何圓ハ何某金何圓ハ何某ニ於テ使用仕候萬一返濟期日ニ至リ拙者共兩人ノ内右使用ノ金額相調ヒ衆候者有之候共債主ニ對シ各自連帶ノ義務ヲ負フヘキハ勿論ノ義ニ御座候仍而分割ノ證如件
年 月 日

住所：……番地 借主 何 某印
住所：……番地 借主 何 某印

印紙 建物抵當權設定金員借用證

一金何圓也 但利子金何程
此抵當
何郡市何町村何番地所在 壹棟
此建坪何拾坪
何郡市何町村何番地所在

一煉五石造平家 壹棟
此建坪何拾坪
右ハ拙者所有ノ建物ニ有之候所今般貴殿へ抵當權ヲ設定シ前書ノ金額借用申候處確實也然上ハ來大正何年何月何日限リ前記但書ノ利子相添ヘ元利共一時ニ辨濟可仕候萬一期日ニ至リ遲滞致候ハ、前記ノ抵當物ニ對シ抵當權實行相成候共異議申間敷爲後日證書依而如件
大正年月日

何郡市何町村何番地 借地人 甲 某印
何郡市何町村何番地 借地人 乙 某印
何郡市何町村何番地 借地人 丙 某印
何郡市何町村何番地 借地人 丁 某印

地所賃貸借契約證

何郡市何町村何番地
一地坪何百何拾坪也
此借地料壹箇月何拾圓也
右者貴殿御所有地今般前記ノ借地料ヲ以テ借用候ニ付左ノ箇條約定致候
第一條 借地料ハ毎月何日迄ニ相違無ク相納可申若シ拙者不在其他事故アル節ハ保證人ヨリ辨納致ヘク萬一遲滞候時ハ借地御取揚ケ相成共異議申サス候コト
第二條 借地料ハ借地中土地ノ盛衰物價ノ變動又ハ此地ニ賦課スル諸費ノ増減ニ從ヒ増減相成候共異議不申立候コト
第三條 貴殿ニ於テ前記ノ地所御入用ノ節ハ御通知ノ即日ヨリ何日限リ自費ヲ以テ建物取退ケ返地可致候コト
第四條 最初區域ヲ定メ借用セシ一區域ノ地所ヲ分割シテ

返地シ或ハ他人へ轉貸シ又ハ貴殿ノ承諾ヲ經スシテ其地所ヲ變形スル等ノ儀決シテ致間敷候コト
第五條 借地内ノ下水及井戸水道費或ハ家屋ニ係ル諸費ハ總テ自分ニ於テ負擔スヘク又糞尿ハ拙者共關係不致ニ付貴殿御勝手ニ御始末可被下候コト
右條々遵守可致候萬一違背候時ハ即日借地御取揚相成候共異議不申立ノ勿論所在ノ建物自費ヲ以テ取毀テ返地可致其他貴殿ニ對シ不都合ノコト有之候ハ、保證人悉皆負擔辨償シ貴殿へ御迷惑損失等決シテ相掛間敷仍而連帶借地證如件
大正何年何月何日

建物賃貸借契約證

何市何區何町何番地
一木造板葺建家壹棟 此坪數何坪但疊何枚建具何本
此家賃壹ヶ月金何圓ノ約定
右ハ貴殿其所持ノ建家借受候處確實也借用中ハ左ノ通り堅ク約定致候
一借家料ハ毎月何日限リ前納致若シ一ヶ月ニテモ滞リ候カ本人不在等ノ節ハ保證人ヨリ速カニ相納申候上保證人方ハ悉皆引取申ヘク候コト
一借家料ハ地價ノ高低ニヨリ増減相成又ハ非常雇廻リ塵芥取捨其他諸入費ハ御通知次第承諾可致候コト
一借家御入用ノ節ハ御通知ヨリ何日以内ニ明渡シ可申候事
一借家造作等模様替ノ節ハ貴殿御承諾ノ上造作可致且ツ明渡シノ節ハ原形ノ通り仕直シ又ハ造作他人へ讓渡候トキハ貴殿御承諾ノ上取極可申候コト但シ借家明渡ノ後自分造作

有之間ハ借家料ハ自分ヨリ相納可申候
 一火元ハ家内一統大切ニ注意可致若シ過失ヨリ借家焼毀致候節ハ辨償トシテ借家料何ヶ月分チ一度ニ相納申ヘク候
 一借家内外及下水等ハ清潔ニ掃除可致且ツ家内流行病者其他異變有之候節ハ速カニ御通知申候コト
 一掃除ハ貴殿所得ノ旨承知致候コト
 一保證人轉住或ハ旅行致候節ハ速カニ御通知可申御差圖ニヨリ更ニ取替ヘ可申候コト
 一御布達ハ勿論町内規約等堅ク相守可申候コト
 右ノ通り約定遵守可致候本人違約候節ハ保證人ニ於テ悉皆引受聊カモ貴殿ニ御迷惑相掛申間敷爲後日保證人連署仍而如件
 大正何年何月何日

何區何町村何番地 借家人 甲 某印
 何區何町村何番地 保證人 乙 某印

建物賣渡證

地所 番地 所在 壹棟
 一瓦葺平家建家屋
 但間口何間 奥行何間 此坪數ハ何程
 此賣渡金何千圓也
 右拙者所有ノ建物前記代金ヲ以テ貴殿へ賣渡保證人立會ノ上該代金正ニ受取申候處確實也然ル上ハ前記建物ニ關シ他ヨリ故障ノ節一切無之ハ勿論ニ候萬一故障等相起候節ハ拙者並ニ保證人ニ於テ處辨致シ貴殿ニ對シ毫モ御損害相懸ケ申間敷爲後日賣渡證書一札仍而如件
 年 月 日

住所：……番地 某印
 住所：……番地 某印
 住所：……番地 某印

地所賣渡證

何郡市町村何字何々
 何 番
 一畑 何段何畝何歩
 此地價金何圓
 何郡市何町村何字何々
 何 番
 一田 何段何畝何歩
 此地價金何圓
 何郡市何町村何字何々
 何 番
 一宅地何段何畝何歩
 此地價金何圓
 此賣渡代金何圓

右ハ拙者所有ニ有之候所今般都合ニ依リ貴殿へ賣渡代金正ニ入手致候處確實也然ル上ハ爾後該地ニ付キ他ヨリ故障等一切無之爲後日賣渡證書仍而如件
 年 月 日
 何郡市何町村何番地 賣渡人 何 某印

有價證券賣渡證

一何公債證書額面何萬圓也 都合何枚
 此內譯
 何拾圓券 何號 何番 何枚
 何百圓券 何號 何番 何枚
 此賣渡代金何萬圓也
 右拙者所有記名公債證書今般前記代金ヲ以テ貴殿ニ賣渡候ニ付該代金受取仕候處確實也仍而賣渡證書如件
 年 月 日
 住所：……番地 賣渡主 何 某印

第二 右物品渡方手續整ヒ次第甲ハ直チニ右物品ヲ波止場ヨリ引取申スヘシ但シ本證ニ違背シタル件アルニアラサレハ如何ナル事故アリ共取極タル代價ハ少シモ減スルコトナク墨斯哥銀ニテ乙ニ拂渡スヘシ
 第三 右物品ハ本證ニ記載シタル品質ニ相違スルコトナカレハシ若シ相違アルトキハ假令一方ノ承諾ヲ得ストモ雙方ハ五ニ此約束ヲ取消スルコト勝手タルヘシ但シ約定取消シタル上ハ乙ニ於テ最初ニ請取タル手付金ヲ拂戻スヘシ然トモ物品ノ包装并貼紙符印等ノ形状又ハ模様ノ如キニ至テハ前段本證ニ記載セサレハ乙ニ於テ一切此責ニ任スルコトナシ
 第四 右物品乙ノ怠慢ニヨリ約定期限内ニ到着セサルトキハ假令一方ノ承諾ヲ得ストモ雙方勝手ニ此約束ヲ取消スルコトナシ但シ人力ヲ以テ防禦シ難キ災害海上ノ禍害火災戰爭盜難掠奪電信ノ失誤或ハ税關通行ノ手違等ノ如キ不慮ノ事故アリテ物品到着期限ヲ誤ルコトアルモ乙ハ其責ニ任スルコトナク甲ハ此約定書ニ記載シタル物品ヲ引取リ其代價ヲ拂フヘシ
 第五 右物品約定期限内ニ到着シ本證ニ違背スル件ナキトキハ乙ニ於テ本證ニ記載シタル善良ノ物品ヲ相渡スヘシ但シ乙ニ於テ此簡條ニ戻リ之レカ爲メ甲ニ損失ヲ被ラスルトキハ乙ヨリ之レヲ償フヘシ
 第六 右物品約定期限内ニ到着ノ上本證ニ違背ノ件ナキトキハ渡方手續整ヘ次第甲直ニ之ヲ引取ルヘシ
 第七 右物品若シ約定期限前ニ到着スルトモ渡方手續整ヘタル上ハ甲直ニ引取其代價ヲ拂フヘシ
 第八 右物品約定期限内ニ到着シタル上ニテ甲此簡條ニ戻リ約定期限ノ終リニ至ルト雖モ引取リテ怠ルハ或ハ引取

一金何圓也但シ利息壹ヶ月金何圓ニ付何錢ノ割
 右金員今般貴殿ヨリ拙者へ預ケ候處確實也然ル上ハ前記利息ノ儀ハ何月何日限り御支拂申ヘク且金員御入用ノ際ハ何時ナリトモ返戻致スヘク候預リ金證書仍而如件
 年 月 日
 住所：……番地 預リ主 何 某印

金員預リ證

左ニ記載セル物品ヲ左ノ代價ヲ以テ都テ本文ノ簡條ニ從ヒ甲ノ爲メニ(時價ノ高低ヨリ生スル)仕入賣渡スヘキ契約ヲ本日乙ト甲ノ間ニ取結ヒタリ此約定ヲ違變セサル確證トシテ甲ヨリ右手付金何弗チ乙ニ入金セシト相違ナシ
 (賣買スヘキ物品目錄及約定代價略之)
 第一 右ノ物品ハ本日ヨリ大凡ソ何日内ニ乙ヨリ相渡シ可

賣買契約書
 第一 右ノ物品ハ本日ヨリ大凡ソ何日内ニ乙ヨリ相渡シ可

ラサルトキハ乙ニ於テハ甲ニ斷リナク右物品ヲ他ニ賣拂
 ヒ或ハ公賣スルコト勝手タルヘシ且其爲メニ損失アル時
 ハ最初受取リタル手附金ニテ補ヒ其上ニモ右手附金ニテ
 損失ヲ補フニ不足スルトキハ甲ヨリ償ハシムヘシ但シ右
 物品ノ約定代價ヨリ賣拂代金ノ超過スルトキハ諸入費ヲ
 差引其上ニ殘餘アルトキハ之レヲ甲ニ拂渡シヘシ
 第九 此約定書ハ相互ノ承諾書ヲ取替スニ非サラレハ他人
 ニ讓渡スコトヲ得ス但シ死亡破産ノ如キ不得止事故アル
 トキハ讓受人或ハ財産引受人等ニ於テ此約束ノ權利ヲ有
 スヘシ
 右約定書ニ付本證ニ通テ調製シ各自記名調印シ雙方一通
 宛テ所持スルモノ也
 大正何年何月何日

住所 甲 某印
 住所 乙 某印

委任状

一 拙者義事故有之何々事件ニ付何某ヲ以テ拙者ノ部理代人
 ト相定メ拙者ノ名義ヲ以テ左ノ權限ノ事ヲ代理致サセ候
 コト
 一 何々ノ件
 右代理ノ委任狀仍而如件
 年 月 日
 住所……番地
 何 某印

雇傭契約書

府縣市町村番地 何 之 誰
 何誰次男 年月日生 誰
 右之者今般何々(何工業)見習ヲ貴殿ニ御依頼仕候ニ付テハ
 左ノ通り契約致候
 第一條 修業年限ヲ何年何月何日ヨリ何年何月何日迄向フ
 何箇年間トス
 第二條 修業年限中ハ一切無報酬トシ衣食費(貴殿又ハ自
 分)ニ於テ負擔スルコト
 第三條 修業年限中本人疾病其何事項ニ依リ業務實習日ニ
 缺クコトアリタル場合ハ其日數ハ契約期限内ニ算入セラ
 ルルコト
 第四條 修業年限中本人ノ身體ニ關シ費用ヲ要スルコト出
 來候時又ハ不都合ノ廉アリテ解僱セラレル場合ニ於ケル
 損害ハ本人ニ係ハラス保證人ニ於テ支拂可仕候コト
 第五條 本契約ヲ履行セサルトキハ催告ヲ要セスシテ解約
 相成候共異議不申立候コト
 右ノ通り契約致候條相違無之爲後日證書依而如件
 大正何年何月何日
 府縣市町村番地 何 之 誰
 本人 何 之 誰印
 親權者 何 之 誰印
 府縣市區町村番地 何 之 誰印
 保證人 何 之 誰印

大正四年二月六日印刷
 大正四年二月十日發行



編者 家庭研究會
 發行者 菅野元次郎
 印刷者 中野鏝太郎
 印刷所 東京市芝區愛宕町三丁目二番地
 東洋印刷株式會社

發行所 東京市本郷區千駄木四十七番地

發賣所 東京市神田區小川町十八番地
 振替口座東京一四一四六

文教會 大野書店

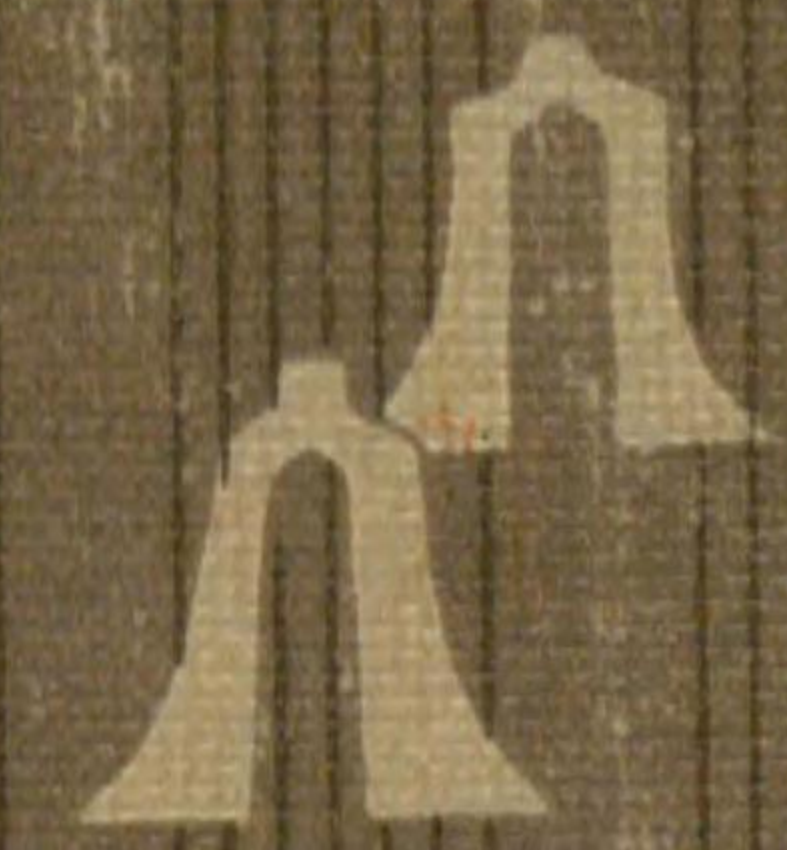
若夫婦の顧問(附)

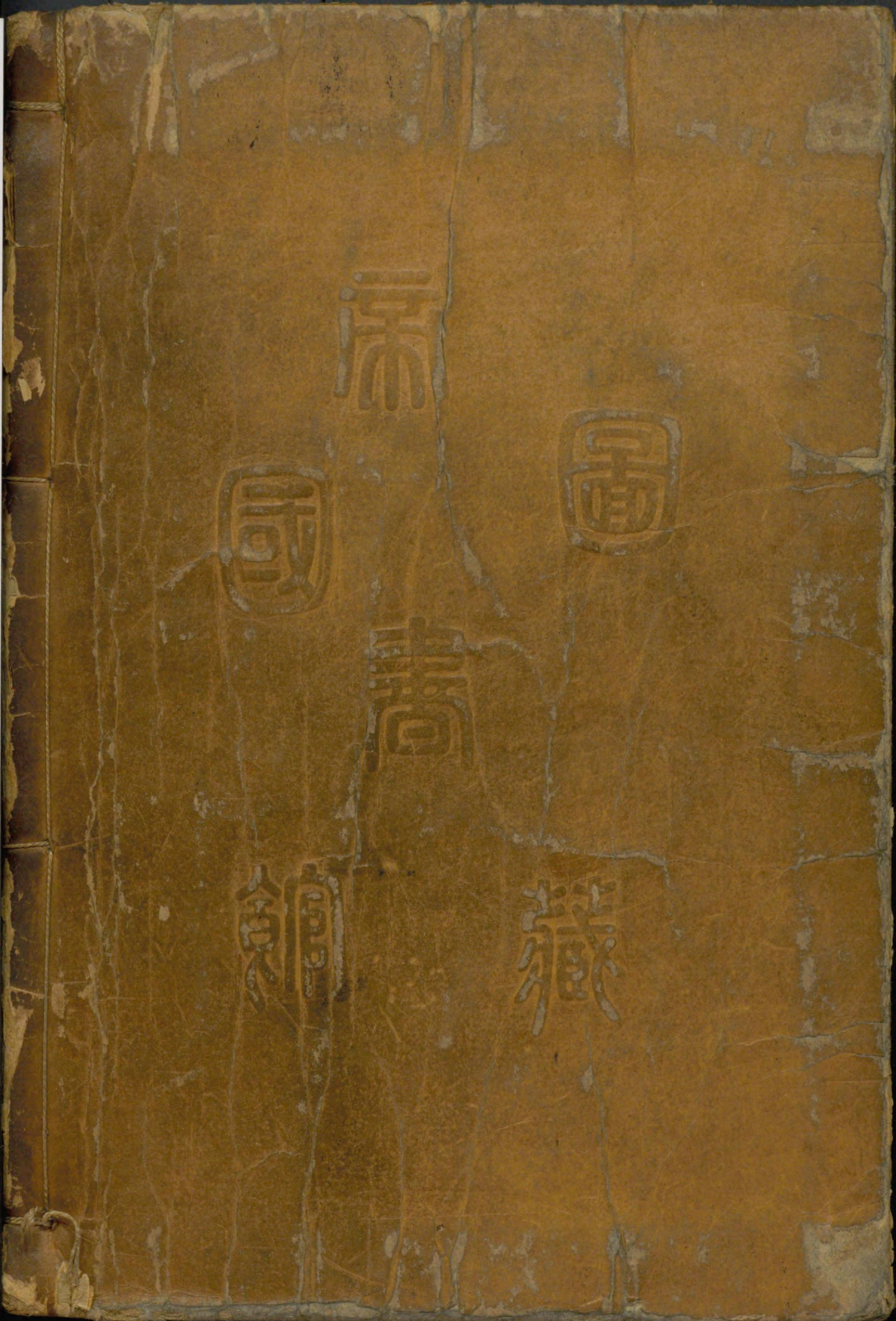
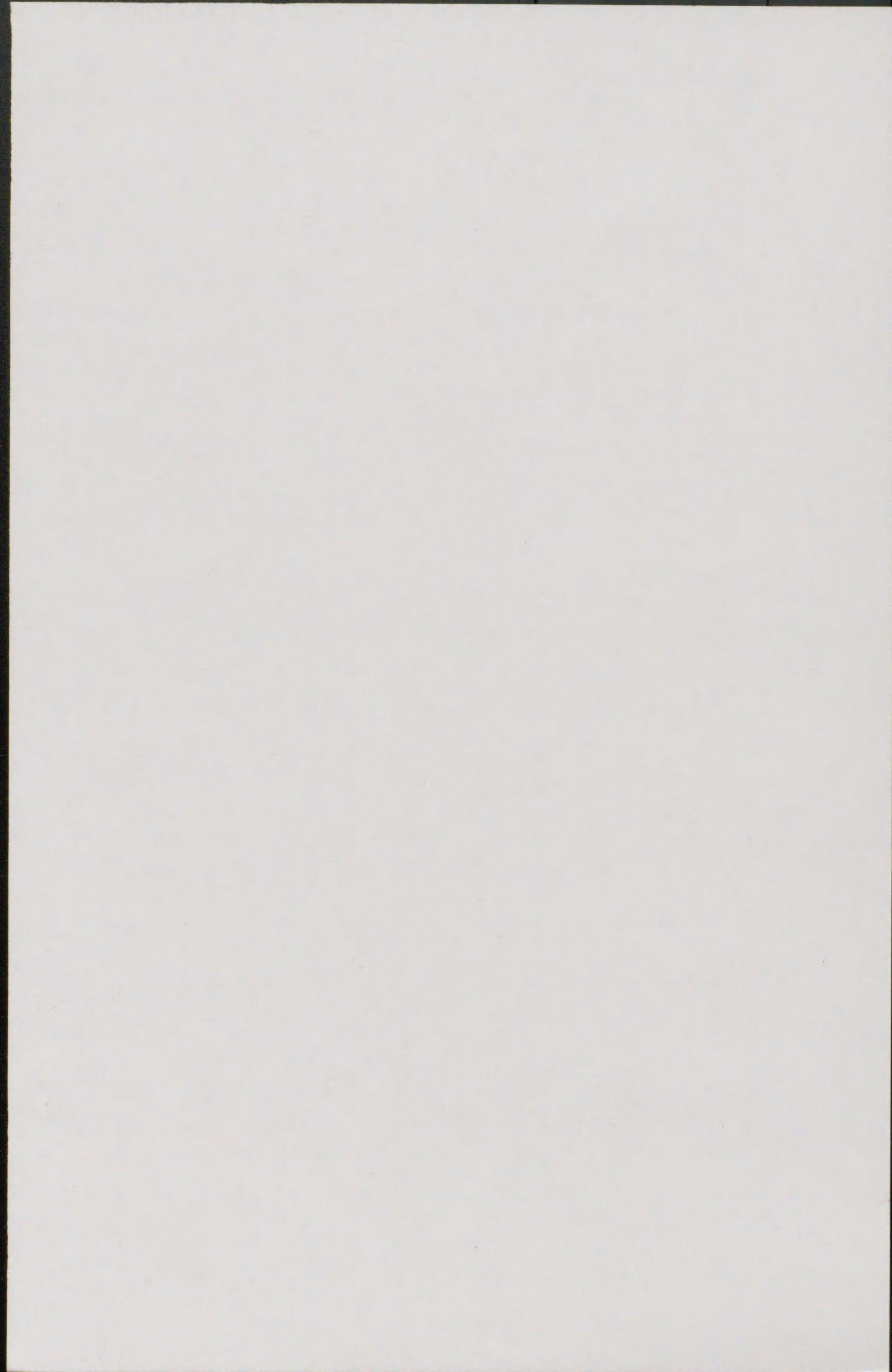
定價八拾錢

202
340



202
340





藏

圖

國

書

館

藏